

第7次 府中市総合計画

令和4年度（2022年度）～令和11年度（2029年度）

（答申案）

令和3年 月

府中市総合計画審議会

目次

総合計画について	
1 総合計画とは	2
2 計画構成	2
3 計画期間	2
序論	
第1章 社会潮流と課題	4
第2章 人口動向と将来見通し	10
第3章 財政状況と将来見通し	16
第4章 第7次総合計画の策定にあたって	23
基本構想	
第1章 まちづくりの基本理念、都市像及び基本目標	25
第2章 まちづくりの大綱	27
第3章 行財政運営の大綱	39
基本計画	
第1章 前期基本計画について	
1 計画の位置付け	43
2 計画期間	43
3 ウィズコロナ・ポストコロナ時代への対応	43
4 SDGsとの関係	44
第2章 施策体系	46
第3章 重点プロジェクト（第2期府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略）	48
第4章 分野別の施策	
1 人と人との支え合い 誰もが幸せを感じるまち（保健・福祉）	62
2 緑とともに暮らせる 快適で安全安心なまち（生活・環境）	108
3 多様性を認め合い 人と文化が磨かれるまち（文化・学習）	136
4 魅力あふれる うるおいと活力のあるまち（都市基盤・産業）	178
第5章 行財政運営に関する施策	
1 行財政運営	212
2 進行管理	234

総合計画について

1 総合計画とは

総合計画は、市の最上位計画として、市の将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針を定めるものです。

2 計画構成

この計画は、基本構想及び基本計画で構成します。

基本構想

基本構想は、市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指す新しい都市像及び将来の基本目標を示しています。

市民とともに市が協働して達成を目指す計画と位置付けており、市民と市が協働で策定しています。

基本計画

基本計画は、基本構想における都市像及び基本目標を実現するために、市が取り組む施策の体系及び基本的方向を示すものです。前期基本計画・後期基本計画に分けて策定し、施策ごとの取組内容や重点プロジェクトなどを示しています。

市が責任を持って達成を目指す計画と位置付けており、市が主体となって策定しています。

3 計画期間

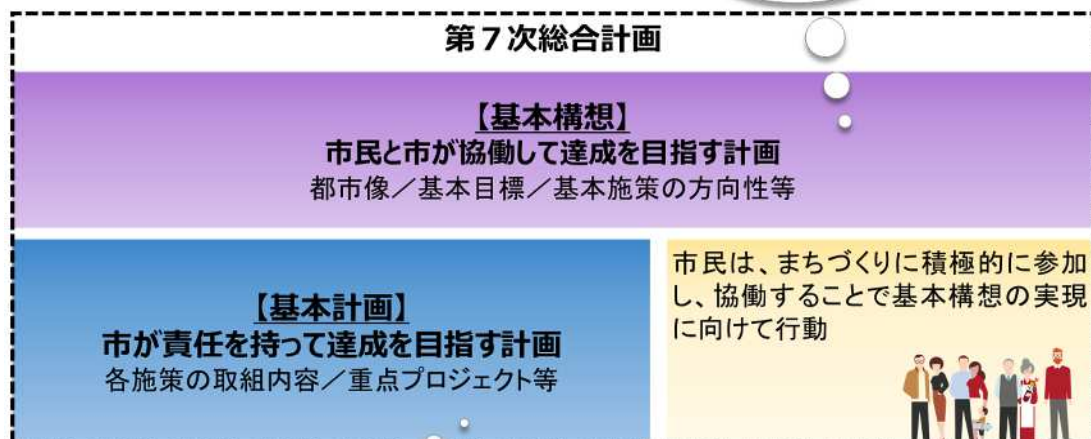
第7次総合計画の基本構想の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和11年度（2029年度）までの8年間とします。

基本計画の計画期間は、前期・後期それぞれ4年間とし、前期基本計画を令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）、後期基本計画を令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）とします。

第7次総合計画の構成イメージ

◎市民と市が協働で策定

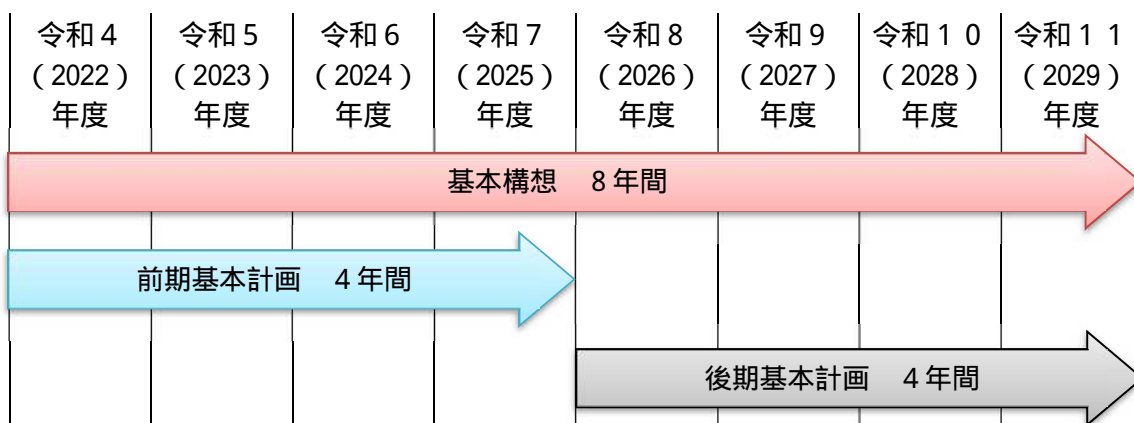
まちづくりの主役である市民の考えを政策に反映できるよう、公募市民・市職員による「市民検討会議」及び「無作為抽出タウンミーティング」で論点整理等を行った後、「総合計画審議会」において内容を検討



◎市が主体となって策定

基本構想をもとに市が立案し、審議会等で検討

第7次総合計画の計画期間



序論

第7次総合計画の策定にあたり、その背景となる社会潮流と課題、本市の人口や財政の現状と将来の見通しなどを捉える必要があることから、これらの基礎的な情報やデータなどについて、序論としてまとめるものです。

第1章 社会潮流と課題

1 衛生・健康リスクへの対応

平成15年(2003年)に発生した重症急性呼吸器症候群(SARS: Severe Acute Respiratory Syndrome)や平成21年(2009年)に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1亜型)、平成24年(2012年)に発生した中東呼吸器症候群(MERS: Middle East Respiratory Syndrome)など、これまでも世界的な影響がある感染症が発生していましたが、令和元年(2019年)12月以降、新型コロナウイルス(COVID-19)による感染が世界各国で急速に広がりました。日本においても、令和2年(2020年)以降に全国的に感染が広がり、繰り返し感染者数の増加局面を迎え、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が出されました。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック開催と時期を同じくして、それ以前の水準を上回る感染拡大に見舞われたことから、ほとんどの競技が無観客開催となったほか、集客イベントの中止や規模の縮小、不要不急の外出自粛、飲食店等における営業時間の短縮とアルコール類の提供制限など、国民の社会生活や経済活動に深刻な影響を与えました。令和2年度末から開始されたワクチン接種などの対策が進められているものの、変異株の出現により感染拡大のリスクが完全に払しょくされるには今しばらく時間を要するものと見込まれています。このため、引き続き、医療、福祉、介護、子育て、教育、防災、文化、スポーツ、交通、商工業、観光などあらゆる分野において、感染症に対する予防と感染拡大防止に向けた様々な対策が求められています。

また、この感染症の流行を契機として、テレワーク¹の普及やハンコ文化の見直しなどビジネスのあり方の変化、キャッシュレス決済の普及、宅配ビジネスの利用拡大など、三つの密(密閉・密集・密接)を抑制する新しい生活様式の実践が求められています。

地方公共団体においても、衛生・健康リスクへの対応を強化するとともに、感染症収束後における市民ニーズの変化にも留意していく必要があります。

2 少子化の進展への対応

日本では、人口規模の大きいいわゆる団塊ジュニアと呼ばれる世代の女性が出生率の高い年齢階層を超えたこともあり、出生数が初めて100万人を下回った平成28年（2016年）からわずか4年で約13万人の減少となり、急速に少子化が進展しています。家族のかたちの多様化により子育て支援が必要な家庭が増加している中で、保育所の整備や育児休暇取得の促進など、仕事と子育てを両立することのできる環境整備が望まれています。若い世代の人口は継続的な減少傾向にあり、今後も急激な上昇は考えにくいと見込まれることから、今後も少子化が進行する懸念があります。

このため、地方公共団体において急速な少子化を抑制するためには、安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を図ることが求められています。

全国及び東京都の出生数の推移



(資料) 厚生労働省「人口動態統計」より作成

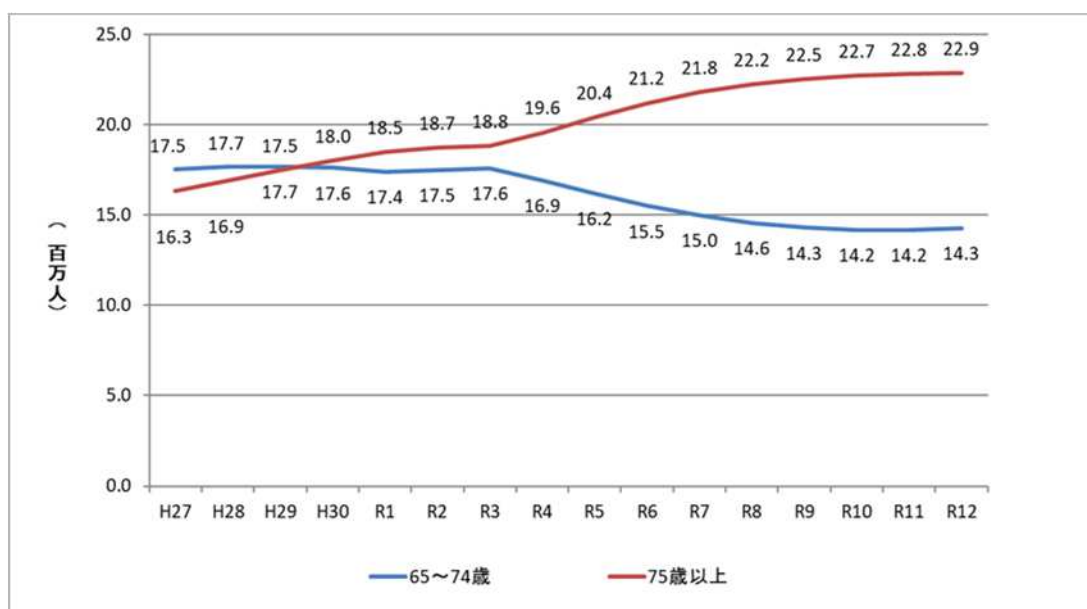
3 高齢化の進展への対応

日本では、急速に高齢化が進展しています。特に令和7年（2025年）にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者の比率がこれまでにないほど高まる見込みであるため、医療・福祉関連の需要の増大などに備える必要があります。

家族の介護負担に対する支援や、要介護状態となることを回避するための健康寿命延伸に向けた取り組みの一層の強化、孤立化が懸念される高齢単身者や高齢夫婦世帯への心のケアも含めた支援、認知症患者の増加に対する地域における理解と支援の充実など、高齢化の進展に伴う様々な課題に対応することが求められています。

こうした動向に対し、地方公共団体においては、オンラインも含めた医療・福祉サービスの供給体制の充実や地域コミュニティにおける支え合いの仕組みの構築などに取り組むことが求められています。

全国の高齢人口の将来見通し（出生中位、死亡中位）



（資料）国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」より作成

4 地球環境への配慮

二酸化炭素の排出などによる地球温暖化の進行やマイクロプラスチック²による海洋汚染、まだ食べることのできる食品の大量廃棄(食品ロス)など、地球環境負荷の増大に係る様々な問題が深刻化しています。こうした課題に対し、政府は令和12年(2030年)までに温室効果ガスの排出量を平成25年(2013年)比で46%減らし、令和32年(2050年)までに排出量を実質ゼロ(カーボンニュートラル)にするとの政策目標を掲げるなど、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを加速化させています。

省エネルギーへの取り組みによる二酸化炭素等の排出量の削減、再生可能エネルギーの活用、レジ袋やプラスチックストローの利用削減などによる廃プラスチックの排出抑制、食品ロスの削減などについて、地方自治体においても、企業や市民一人ひとりがその活動や生活の中で配慮し取り組むことを促進、支援していくことが求められています。

5 災害に強い地域づくり

近年、東日本大震災や熊本地震をはじめとした地震災害、台風やゲリラ豪雨などの風水害など大規模な自然災害が繰り返し発生しており、今後もこうした状況が続く恐れがあると考えられます。このため、国では、平成25年(2013年)に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、翌年、これに基づく国土強靱化基本計画を策定、さらに平成30年(2018年)にはこれを改定するとともに、令和3年(2021年)5月には災害対策基本法を改正するなど、災害への備えや対策の強化を進めています。こうした動きと連動して、地方公共団体に対しても国土強靱化地域計画の策定や災害発生時の避難に関する取り組みの強化を求めています。

こうした背景のもと、地方公共団体においても、自然災害から市民の生命を守る取り組みとして、建築物や道路、橋梁等の耐震性の向上や豪雨時の下水道の処理能力の強化などの都市基盤の整備、防災資材等の整備、災害発生時の行政と関係機関との連携体制の確立、地域の自主防災組織への支援、避難所における感染症対策、市民一人ひとりの平時からの備えについての啓発や支援など、多角的な対策の充実が必要とされています。

6 価値観の多様化・共生社会の実現

日本で暮らす外国人数(在留外国人数)は増加傾向が続き、令和2年(2020年)末時点では288万7千人に達しました。その後、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策に伴う渡航制限により、外国人入国者数は大幅に減少していますが、中期的には新たな在留資格「特定技能」の創設などを背景として、増加することが見込まれます。こうした状況を受け、国では「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定するなど、就労支援に加えて、日本語教育の充実など生活者としての外国人に対する支援の拡充が求められています。

こうした国際化の進展に伴い、多様性の尊重を重視する国際的な意識の高まりを背景として、国籍や文化的背景、障害の有無、性自認・性的嗜好、年齢などに関わらず、誰もがそれぞれの個性や価値観を尊重され、安心して自分らしく生活し、活躍できる、共生社会づくりを地域の多様な主体が連携して進めていくことが強く求められています。

7 情報通信技術（ICT）の活用

国は、情報通信技術の活用による経済発展と社会的課題の解決を図るため、令和3年（2021年）9月に「デジタル社会形成基本法」を施行、デジタル庁の設置、デジタル社会の形成に関する重点計画を作成し、AI³やIoT⁴といった新たな技術の開発・実用化、ビッグデータの活用による官民のサービス、事業の最適化などを促進することとしています。

さらに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によりテレワーク¹を導入する企業が増加し、これを支える基盤として普及したオンラインコミュニケーションツールがニーズに応じて高度化しており、さらなる普及が進むことが見込まれています。

こうした動向に対し、地方公共団体においては、市民や事業者の情報通信技術の活用を促進するとともに、行政サービスの効率化・デジタル化と安全性の確保に取り組むことが求められています。

情報通信技術の発展による社会変革のイメージ



（出典）内閣府「Society5.0⁵ウェブサイト（令和2年2月）」

8 SDGsへの対応

平成27年（2015年）の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和12年（2030年）までの国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が打ち出されました。このSDGsは、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現に向け、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、17のゴールを提示しています。

日本においては、平成28年（2016年）に国がSDGs実施指針を決定して取り組みを進めており、地方公共団体においてもSDGsの理念を踏まえ、持続可能な地域づくりに向けて、地域の企業や市民と協働して、目標達成に寄与する施策を積極的に推進することが求められています。

SDG s の 17 のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(出典) 国際連合広報センター資料

SDG s の 17 のゴールの概要

ゴール	概要
1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
9	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10	各国内及び各国間の不平等を是正する
11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12	持続可能な生産消費形態を確保する
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

(出典) 国連持続可能な開発サミット「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(外務省仮約)」

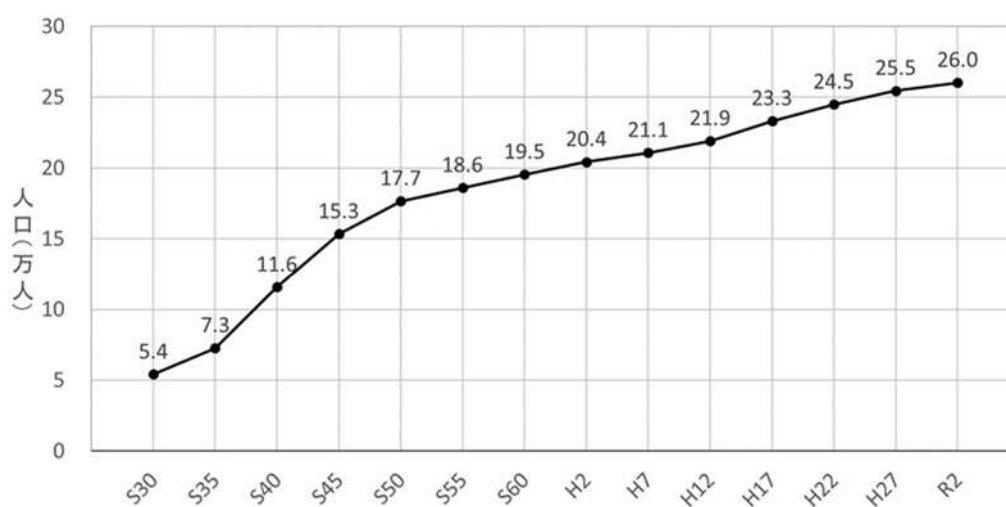
第2章 人口動向と将来見通し

1 本市の人口の動向

(1) 総人口の推移

本市の総人口は、近年は一貫して増加傾向にあり、特に昭和35年（1960年）から昭和45年（1970年）に人口が急増しました。その後も、ペースは鈍化したものの人口の増加は続き、令和2年（2020年）時点で26万人に達しています。

総人口の推移



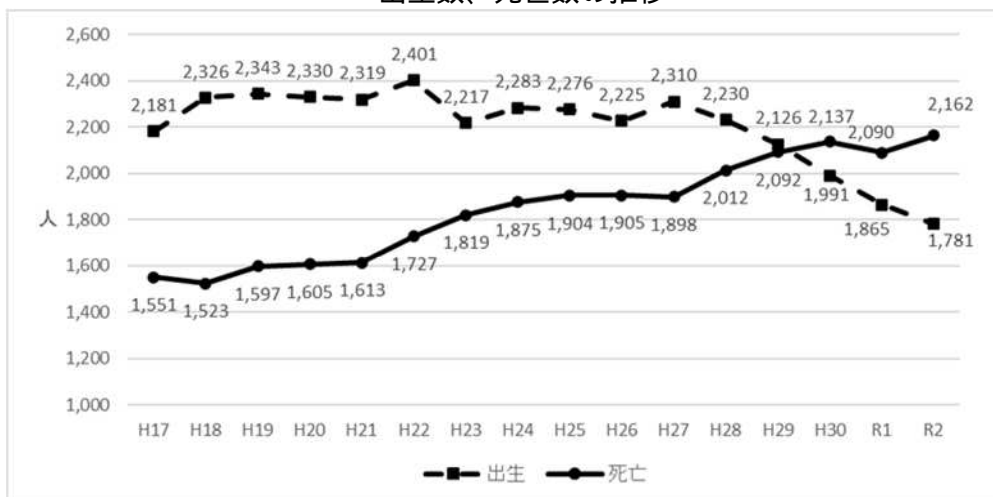
総人口は各年1月1日時点の住民基本台帳人口
平成24年（2012年）以前は外国人人口を含まない。

(2) 自然増減の動向

出生数、死亡数について、平成29年(2017年)以前は、出生数が死亡数を上回っていましたが、その後は下回っています。

合計特殊出生率の推移をみると、本市では、東京都(全体、区部、市部)と比べると高い値で推移していますが、全国と比べると低い値で推移しており、平成27年(2015年)に1.44と全国平均値1.45に近づいていますが、以降減少に転じたことで、令和元年(2019年)時点では1.26と全国平均値1.36と乖離しました。

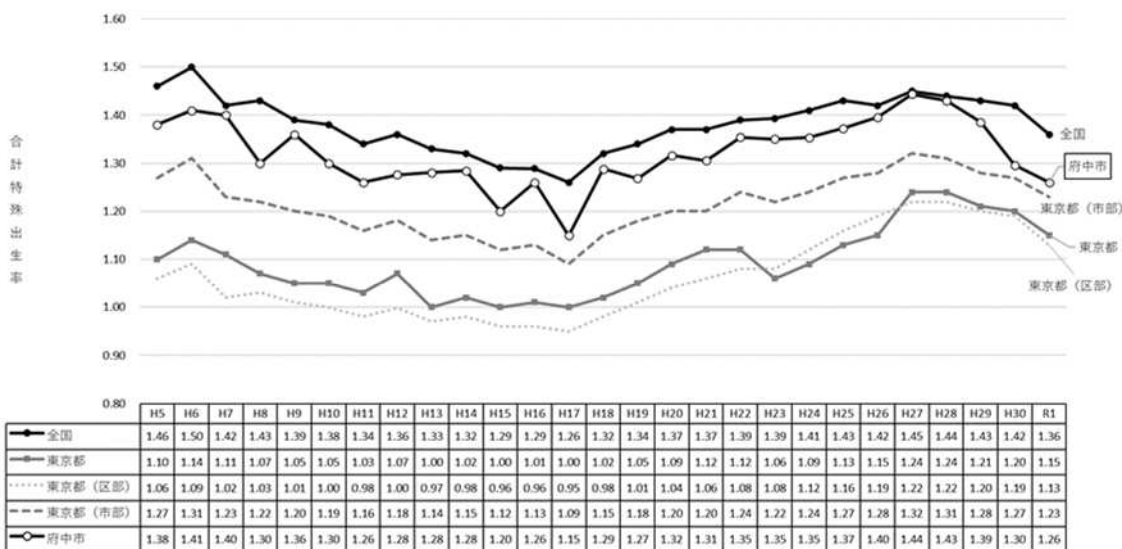
出生数、死亡数の推移



平成25年(2013年)以降は各年1月1日から12月31日までの一年間
 平成24年(2012年)以前は4月1日から3月31日までの一年間
 日本人のみ

(資料) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成

合計特殊出生率の推移



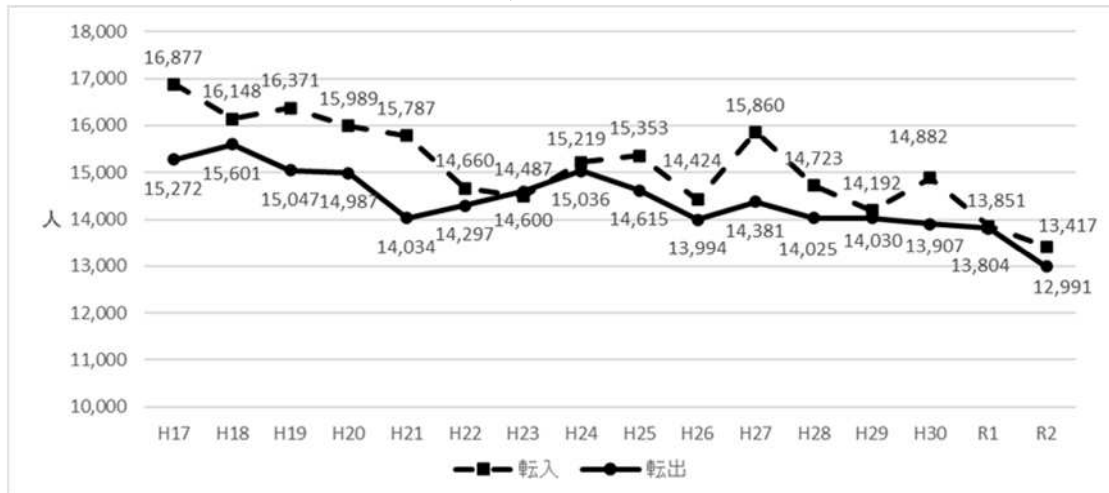
(資料) 総務省「人口動態統計」、東京都「人口動態統計」より作成

(3) 社会増減の動向

転入数、転出数については、概ね一貫して転入数が転出数を上回っています。

純移動数を年齢階級別にみると、10～14歳 15～19歳及び15～19歳 20～24歳は、男性、女性ともに大幅な転入超過がみられます。一方、男性では、20～24歳 25～29歳及び25～29歳 30～34歳において大幅な転出超過がみられます。女性は、男性ほどの転出超過はみられませんが、20～24歳 25～29歳の転出超過がやや大きくなっています。

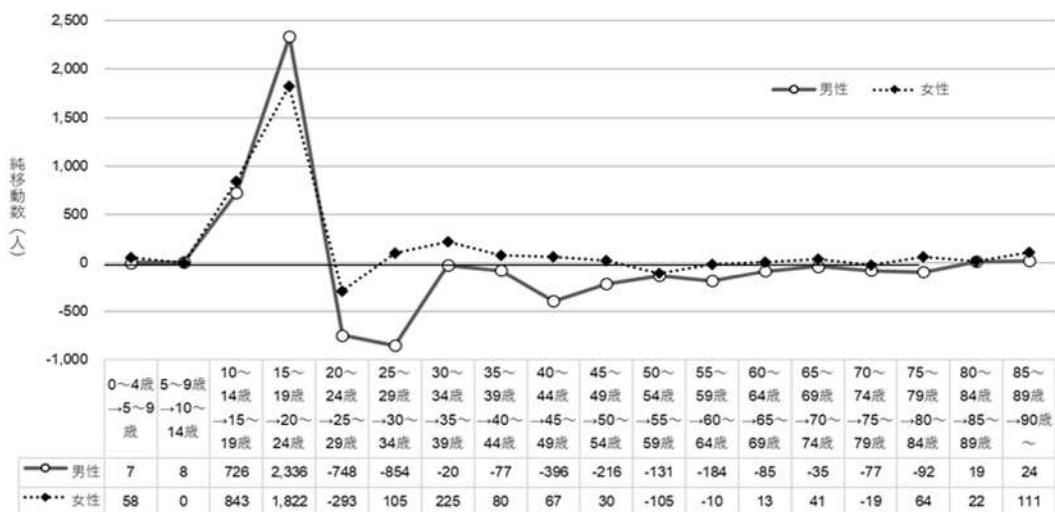
転入、転出数の推移



平成25年(2013年)以降は各年1月1日から12月31日までの一年間
 平成24年(2012年)以前は4月1日から3月31日までの一年間
 日本人のみ

(資料) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成

男女別・年齢階級(5歳階級)別の純移動数(2010年 2015年)



(資料) 総務省「国勢調査」、厚労省「生命表」に基づくまち・ひと・しごと創生本部推計より作成

2 本市の人口の将来見通し

(1) 総人口の見通し

本市の総人口の将来見通しは、令和12年(2030年)の26.2万人をピークに減少に転じ、令和32年(2050年)には令和2年(2020年)比で4.8%減少、令和42年(2060年)には同年比で10.3%減少する見込みです。

本市が平成27年度(2015年度)に策定した「府中市人口ビジョン」の将来人口推計(基本ケース)と今回実施した人口推計を比較すると、今回の方がやや上方に乖離していますが、年々その差は徐々に縮まり、推計の最終年である令和42年(2060年)には人口ビジョンをやや下回る結果となりました。

人口推計におけるパラメータの設定方法

基準人口(基準年次、人口)

令和2年(2020年)4月1日現在の住民基本台帳人口(日本人+外国人)

出生(子ども女性比)

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計値を令和2年(2020年)の住民基本台帳人口(日本人+外国人)より算出した子ども女性比を基に補正

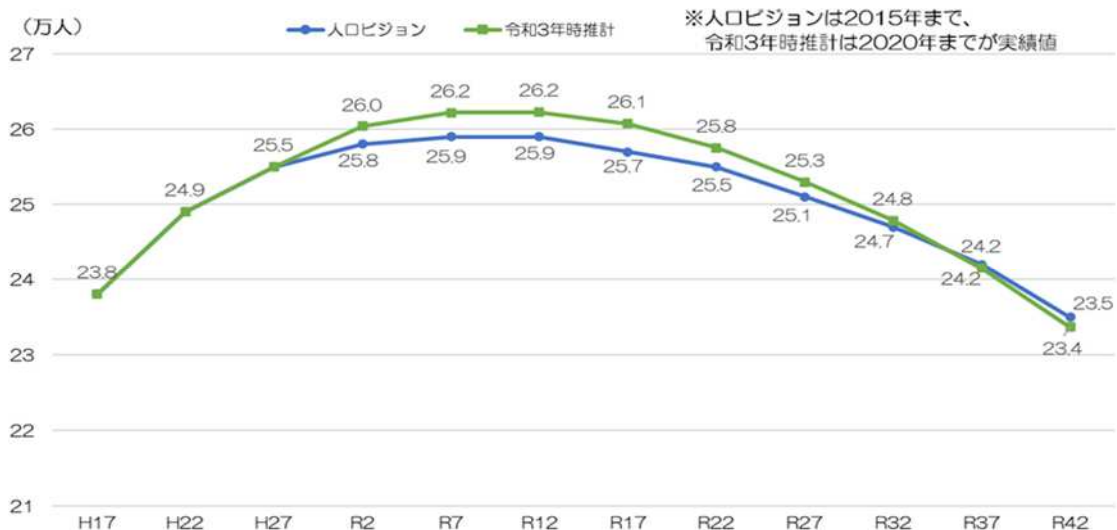
死亡(性別年齢別生残率)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」における本市の将来生残率を活用(ただし、推計値がない令和27年(2045年)令和32年(2050年)以降については、直近2区間の変化率を用いて仮定値を作成)

移動(性別年齢別純移動率)

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計値を直近の人口移動傾向を反映するため平成28年(2016年) 令和3年(2021年)の人口に基づき算出した純移動率を用いて補正

将来人口の見通し



実績値は各年4月1日時点の住民基本台帳に基づく

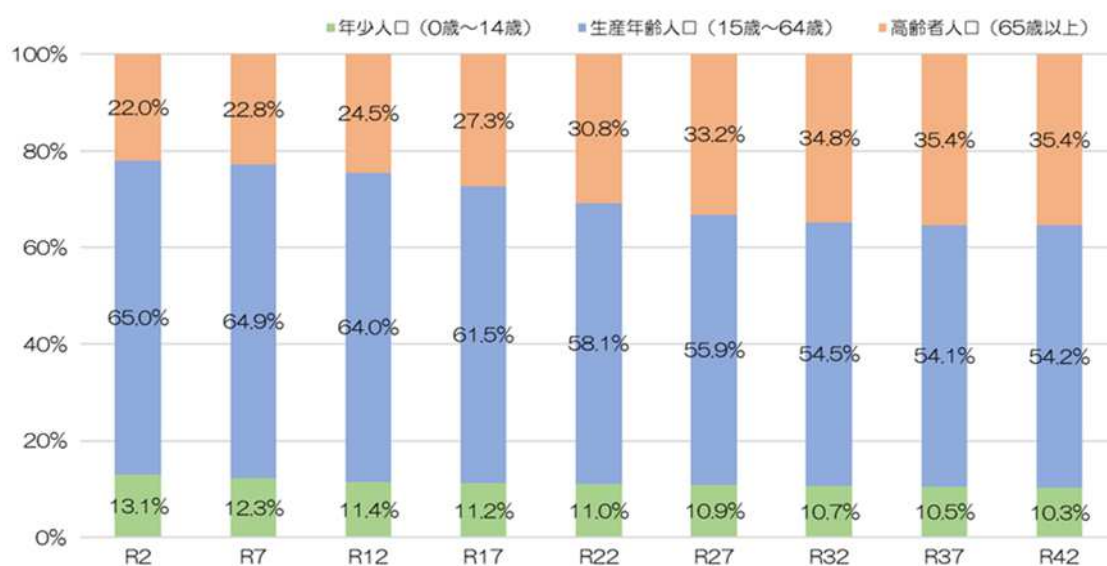
平成17年(2005年)、平成22年(2010年)は住民基本台帳と外国人登録の合算値

(2) 年齢3区分別人口構成比

年齢3区分別に将来推移を見ると、14歳以下の年少人口の割合は減少する一方で、65歳以上の高齢者人口の割合は急激に増加し、少子高齢化が進行する見込みです。

また、15～64歳の生産年齢人口の割合は減少傾向にあり、高齢者1人に対する現役世代（生産年齢）の人数は、令和2年（2020年）時点では2.96人ですが、令和42年（2060年）時点では1.53人に減少する見込みです。

年齢3区分別人口構成比の推移

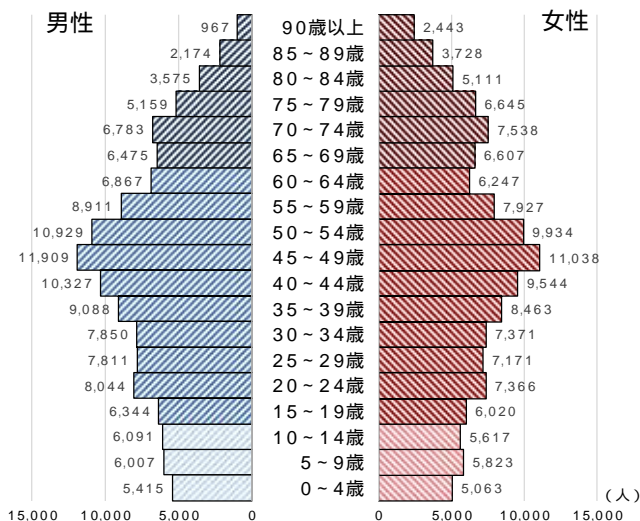


構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とはならない

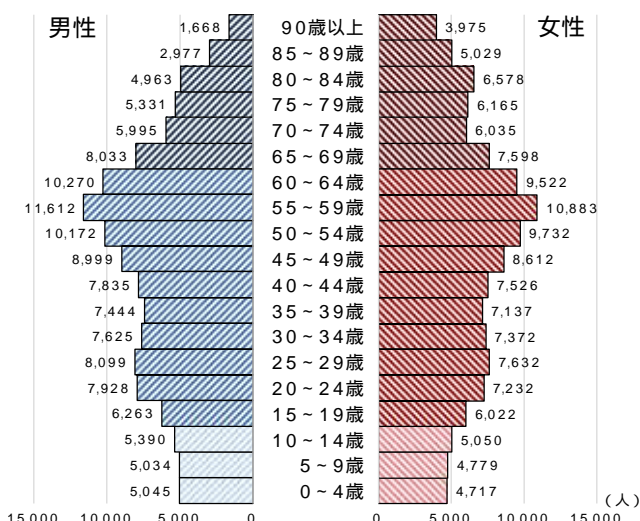
(3) 人口ピラミッド

令和2年(2020年)は45~49歳のいわゆる団塊ジュニア世代を中心として40~50歳代の人口比率が高い構成を示しており、20年後の令和22年(2040年)には65~69歳の人口比率が最も高い構成となる見込みです。高齢者に分類される年齢階層が最も高い人口比率となるのは、国勢調査を開始した大正9年以降初めてのことです。

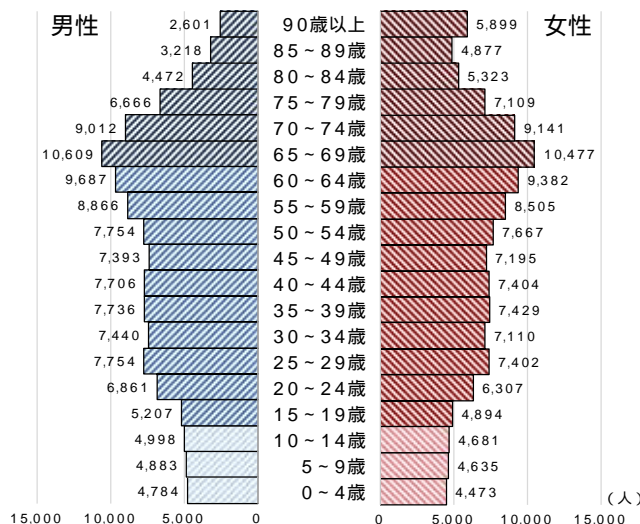
人口ピラミッド (R2年)



人口ピラミッド (R12年)



人口ピラミッド (R22年)



第3章 財政状況と将来見通し

1 経済・財政状況

(1) 日本の経済状況

日本の経済状況は、雇用・所得環境の改善が続き、企業収益が高水準で推移する中、内需の柱である個人消費や設備投資が増加傾向で推移するなど、緩やかな回復が続いてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によるインバウンド需要の消失、国内の経済社会活動の抑制、主要貿易相手国における経済活動停止に伴う輸出の大幅減など、感染症はその経済的な波及経路を拡げながら、日本経済に甚大な影響をもたらしました。

内閣府の「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によると、令和3年度の経済見通しは、年度中には経済の水準がコロナ前の水準に回帰することが見込まれるものの、引き続き、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等を注視する必要があるとしています。

2 本市の財政状況

(1) 決算状況

本市の決算状況は、歳入では、近年は景気の回復傾向や納税義務者数の増を反映し、市民税や固定資産税などの市税が増加傾向となり、加えて、収益事業収入も増加傾向となっています。一方、歳出では、社会保障関係経費である扶助費や繰出金、公共施設やインフラの維持補修などの経費が増加傾向にあります。

そのような中、第6次府中市総合計画の期間中（平成26年度～令和3年度）では、計画前には財源不足も懸念されましたが、基金や市債を計画的に活用しながら府中駅南口再開発事業や給食センター新築事業など本市のさらなる発展に向けた大規模事業を実施するとともに、事務事業の見直しにより経常経費の抑制を図るなど将来を見据えた行財政改革に取り組むことで、健全財政の維持が図られています。

また、令和2年度には新型コロナウイルス感染症対策に重点的に取り組みました。

歳入〔普通会計〕（平成28年度～令和2年度決算）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入		1,099億円	1,172億円	1,024億円	1,056億円	1,387億円
	市税	511億円	514億円	528億円	528億円	520億円
	国庫・都支出金	323億円	292億円	276億円	298億円	613億円
	基金繰入金	21億円	117億円	21億円	18億円	35億円
	市債	56億円	76億円	17億円	20億円	19億円
	その他	188億円	173億円	182億円	192億円	200億円
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自主財源		651億円	732億円	668億円	673億円	680億円
		59.3%	62.5%	65.2%	63.7%	49.0%
依存財源		448億円	440億円	356億円	383億円	707億円
		40.7%	37.5%	34.8%	36.3%	51.0%

「その他」には、収益事業収入などの諸収入や税連動交付金などを含む

歳出[普通会計](平成28年度～令和2年度決算)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳出	1,070億円	1,141億円	989億円	1,030億円	1,348億円
義務的経費	434億円	438億円	440億円	456億円	480億円
人件費	111億円	110億円	112億円	114億円	125億円
扶助費	280億円	286億円	287億円	301億円	315億円
公債費	43億円	42億円	41億円	41億円	40億円
投資的経費	204億円	199億円	91億円	90億円	107億円
その他経費	432億円	504億円	458億円	484億円	761億円

「その他経費」には、繰出金や維持補修費などを含む

歳入・歳出は、「普通会計」の決算値を掲載

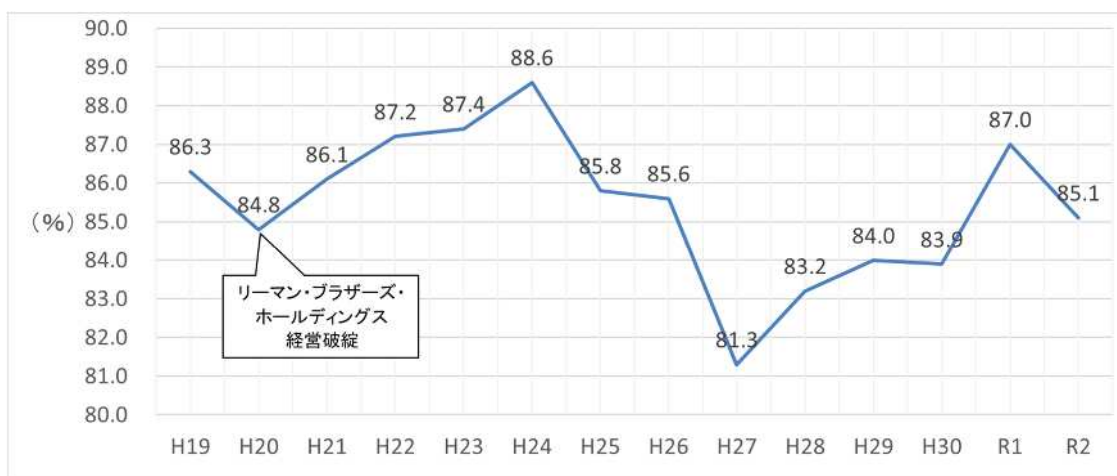
「普通会計」とは、地方財政統計上便宜的に用いられる会計のことで、本市の場合は、一般会計、公共用地特別会計、火災共済事業特別会計の合算値(火災共済事業特別会計は平成30年度まで)

(2) 財政指標

ア 経常収支比率

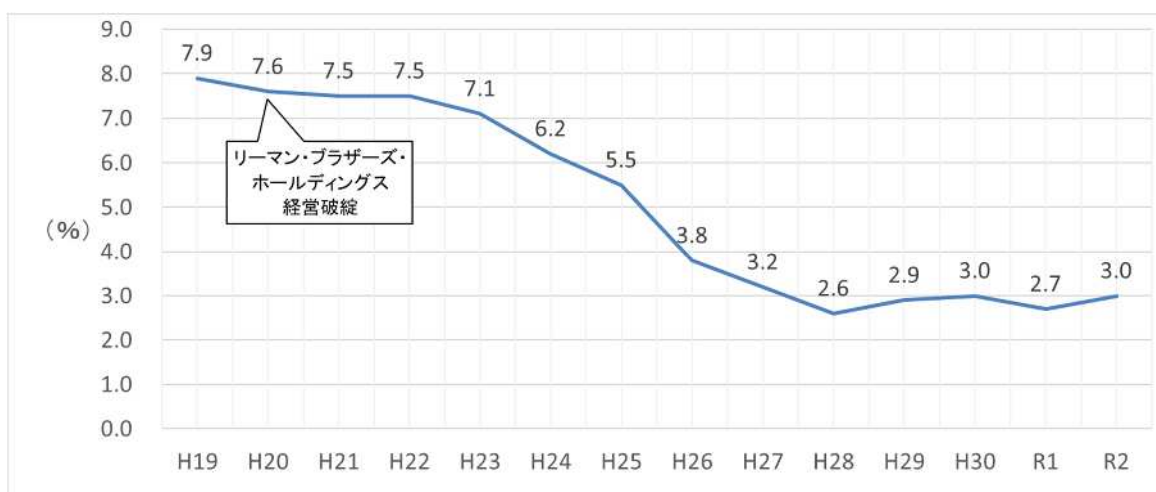
市税などの毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)が、人件費や借入金の返済、福祉サービスや道路維持など、毎年度経常的に支出される経費の財源にどのくらい使われたかの指標です。適正水準は、70～80%台とされており、比率が低いほど、自由に使えるお金の割合が増え、財政の弾力性が大きいことを示します。本市では、80%台を維持することを目標としています。

平成20年度に発生したリーマンショック後、市税収入が減少したため、比率が上昇し、平成24年度には88.6%となり、厳しい状況となりましたが、前述したように景気回復や行財政改革への取り組みにより、近年は、年度により上下するものの、80%前半から80%台半ばを維持し、比較的良好な比率となっています。



イ 実質公債費比率（3か年平均）

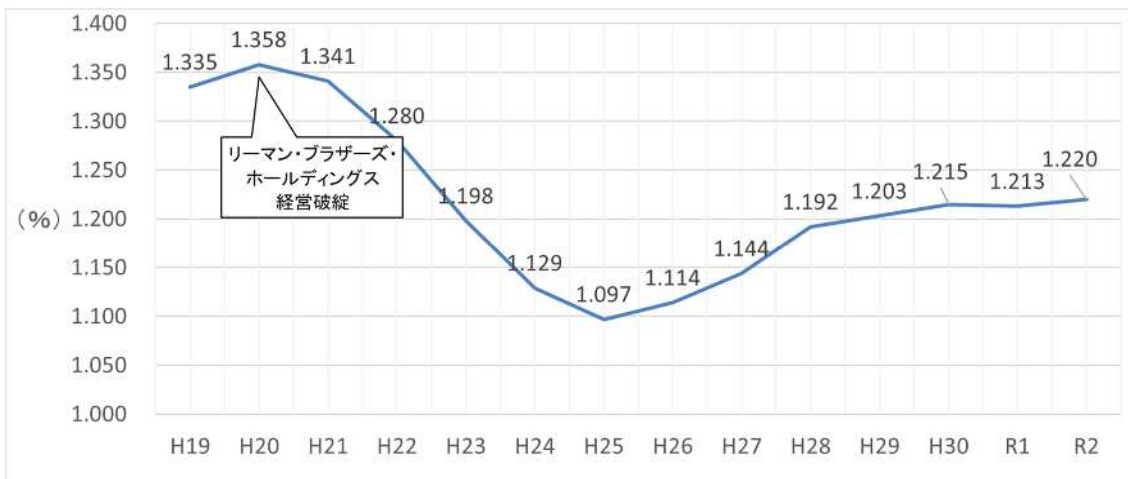
一般会計等が負担する公債費や一部事務組合などの市関連団体の借入金返済に充当したと認められる負担金などに対する財政負担の程度を示す指標です。この比率が高いほど、借金の返済により多くのお金を使っていることとなります。本市は、8%以内に収めることを目標としていますが、令和2年度は3.0%となるなど、近年は5%以内で推移しています。しかし、多摩地域26市の平均が1.1%であることと比較すると、本市は比較的高い比率となっており、その要因としては、他市と比べて公共施設の数が多く、これらの施設の整備や改修などを適切かつ計画的に実施するために、その財源として、借金である市債を借り入れており、返済額が多いことがあげられます。



ウ 財政力指数（3か年平均）

地方公共団体の財政力を示す指標で、地域の特性を考慮し一定のルールに基づいて算出した税収入などの見込み額（基準財政収入額）を標準的な行政サービスを提供するための費用（基準財政需要額）で除した数値で求められます。数値が「1」を超える場合は、収入が支出を上回っており、数値が大きいほど財政力が強い団体であるといえます。

財政力指数は、理論上の数値のため、年度ごとの要因により変動がありますが、本市では、昭和57年度以降は「1」を下回ったことはなく、多摩地域26市の中では、上位を維持しており、令和2年度においても2位となっています。



(3) 本市の財政見通し

第7次総合計画前期基本計画期間(令和4年度～7年度)の財政見通しとしては、歳入の根幹である市税は、令和元年度まで増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、今後の景気の動向が不透明な中、現在の状況や今後の変動要因等を勘案し横ばいになると見込んでいます。

歳出では、高齢化のさらなる進展により扶助費や繰出金などの社会保障関係経費の増加が予想されます。さらに、今後、学校施設老朽化対策などの施設の更新や大規模修繕にかかる費用が増大するほか、防災・減災対策や環境施策など、時代の要請に応じた施策も求められています。

このため、今後も、新たな歳入の確保や事務事業の見直し等の行財政改革に引き続き取り組むことで、歳入に見合った事業展開に努めるとともに、計画的に基金を積み立てるなど、将来への過度な負担とならないよう、持続可能な財政運営を行う必要があります。多様化する市民ニーズに応えるためにも、事業の選択と集中により、引き続き効率的な市民サービスの提供に努めるとともに、十分に将来を見据えた上で健全財政を維持していくことが求められます。

財政見通し[普通会計](令和4年度～7年度)

	令和3年度 (当初予算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計画期間合計 (R4～R7)
歳入	1,102 億円	1,163 億円	1,084 億円	1,135 億円	1,090 億円	4,472 億円
市 税	481 億円	491 億円	492 億円	488 億円	490 億円	1,961 億円
国庫・都支出金	335 億円	339 億円	336 億円	349 億円	353 億円	1,377 億円
基金繰入金	64 億円	85 億円	52 億円	59 億円	38 億円	234 億円
市 債	39 億円	90 億円	46 億円	82 億円	53 億円	271 億円
その他	183 億円	158 億円	158 億円	157 億円	156 億円	629 億円
歳出	1,102 億円	1,164 億円	1,084 億円	1,135 億円	1,090 億円	4,473 億円
義務的経費	489 億円	492 億円	503 億円	505 億円	511 億円	2,011 億円
人件費	129 億円	130 億円	135 億円	135 億円	138 億円	538 億円
扶助費	322 億円	327 億円	328 億円	330 億円	330 億円	1,315 億円
公債費	38 億円	35 億円	40 億円	40 億円	43 億円	158 億円
投資的経費	157 億円	224 億円	144 億円	196 億円	146 億円	710 億円
その他経費	456 億円	462 億円	459 億円	459 億円	459 億円	1,839 億円
削減目標額	0 億円	14 億円	22 億円	25 億円	26 億円	87 億円

財政見通しの推計方法

<歳入>

市税について

・個人市民税

新型コロナウイルス感染症拡大の影響について、令和3年度はリーマンショック時を参考に大幅な減収を見込みましたが、令和4年度は令和3年度の当初課税の状況を考慮した結果、予算比較で増収を見込み、令和5年度以降は微増を見込んでいます。

防災・減災施策に必要な財源を確保するため、令和5年度まで引き上げられている均等割については、令和6年度から従前に戻した額を見込んでいます。

・固定資産税

新型コロナウイルス感染症に関する税制措置である土地の固定資産税・都市計画税の据置措置については、令和3年度に限り実施するものと見込んでいます。

基金については、各種目的に応じ事業の進捗に合わせて、基金の繰入れを行っています。

また、基金の積立てと活用の方針に基づき、基金の積立てと繰入れを一定額見込んでいます。

市債については、主要な投資的事業を実施するための借入れを想定しています。

競走事業の収益については、近年は増加傾向が続いているものの、景気の動向に左右されるなど不透明な財源であるため、毎年5億円としています。

<歳出>

扶助費とその他経費については、実態に即した伸び率等を勘案し、見込額を計上しています。

投資的経費については、新庁舎建設や学校施設老朽化対策を始めとした事業の計画に基づく主要な投資的事業に加え、その他修繕などの経常的な投資的事業として、一定額を見込んでいます。

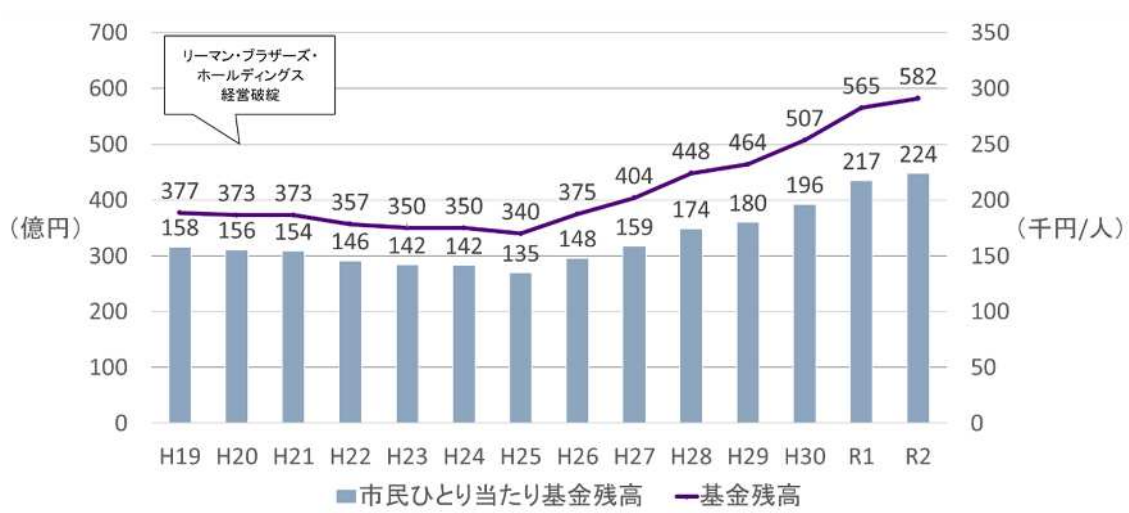
(4) その他

基金（貯金）と地方債（借金）は、財源不足の対応としてだけでなく、投資的
事業の世代間の負担の均一化を図るために活用しています。本市では今後、学校施
設を含む公共施設の老朽化に対する経費への対応が課題となることから、計画的な
基金の積立・活用、地方債の借入れを行う必要があります。

ア 基金残高

公共施設の老朽化対策を始めとする投資的経費の財源として、可能な限り基金
への積立てを進めてきた結果、基金残高は増加し、令和2年度では約582億円
となっています。

しかしながら、今後は、新庁舎建設や学校施設老朽化対策が本格化するため、令
和3年度以降、当初予算ベースで積立てと取崩しを見込んだ場合の基金残高は、
令和7年度末には、令和2年度末と比較し、約190億円減少する見込みです。

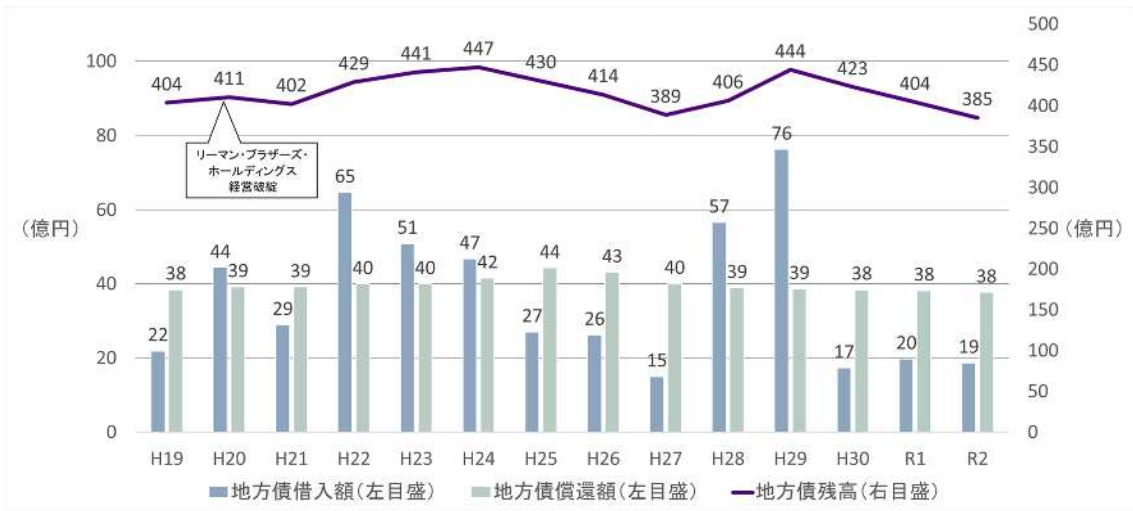


「普通会計」の基金残高を掲載

イ 地方債残高・借入額・償還額

地方債については、償還額が毎年の経常経費となり、財政運営の硬直化をまね
く恐れがあることから、計画的な借入に努めていますが、平成28年度及び平成
29年度は、府中駅南口再開発事業や学校給食センター新築事業により借入額が
償還額を上回り、地方債残高は増加しました。

平成30年度からは再び償還額が借入額を上回り、地方債残高は減少していま
すが、今後は、新庁舎建設や学校施設老朽化対策が本格化するため、令和3年度以
降、当初予算ベースで借入れと償還を見込んだ場合の地方債残高は、令和7年度
末には、令和2年度末と比較し、約121億円増加する見込みです。

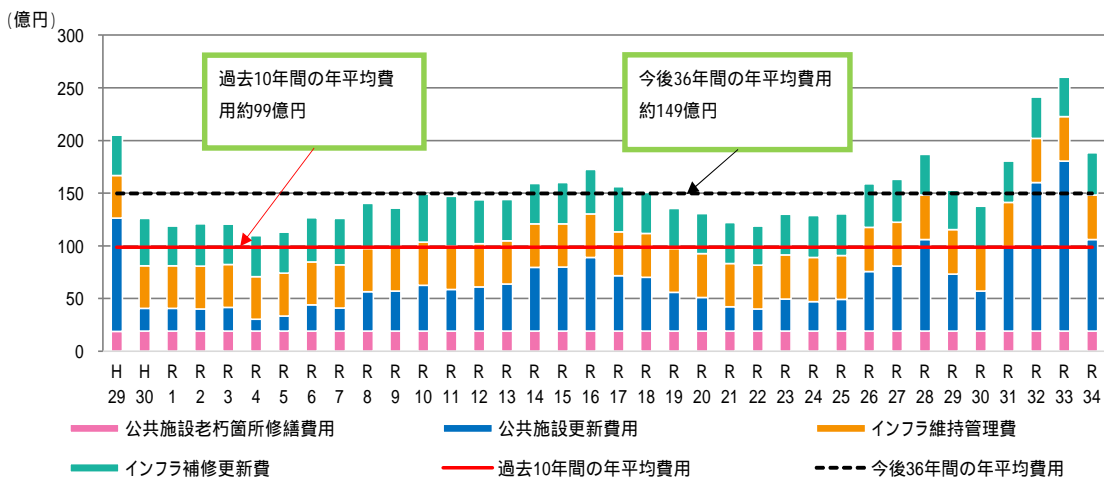


「普通会計」の地方債の状況を掲載

ウ 今後の公共施設等に要する費用の試算

本市では、過去に好調であった収益事業収入を活用し、他市に先駆けインフラ整備や公共施設整備を進めてきました。しかしながら、それらの施設は老朽化してきており、公共施設及びインフラに要する費用を長期的な視点から試算すると、平成29年度（2017年度）から令和34年度（2052年度）までの36年間で、公共施設等に要する年平均費用は約149億円となり、過去10年間の年平均費用約99億円と比較すると、約50億円の増加となります。将来にわたって良好な状態で次世代へ引継ぐためには、同時に経費の節減にも取り組む必要があり、歳入に見合った歳出となるよう収支のバランスを保つことで、持続可能な財政運営を行っていくことが求められます。

この試算は一定の条件下で行った長期的なものであり、今後の取り組みにより変動するものです。



(資料) 「府中市公共施設等総合管理計画(平成29年1月)」より作成

第4章 第7次総合計画の策定にあたって

本市の財政状況については、リーマンショック時など厳しい時期もありましたが、積立金の活用や行財政改革の推進などにより市民サービスの向上と健全財政の維持に努めてきたことから、令和2年度の経常収支比率は85.1%、実質公債費比率は3.0%となっており、現段階では、比較的良好な状況と言えます。

また、今後4年間の財政見通しでは、終わりの見えない新型コロナウイルス感染症の社会全体への影響が懸念されるものの、大幅な財源不足等は生じないものと見込まれています。

しかしながら、その先(5年先以降)においては、人口の将来見通しにあるように、人口は引き続き微増傾向にあるものの、令和12年(2030年)をピークに減少に転じ、人口構成についても高齢者人口の割合が増え、生産年齢人口の割合が減少していくと予測されています。そのため、社会保障関係経費などの歳出の増加、市税収入などの歳入の減少が見込まれ、財政状況については先行き不透明感が増しています。また、従来、本市の大きな強みであったインフラを含めた充実した公共施設の老朽化が進んでおり、これらに対応する費用が今後大きな財政負担となることも懸念されます。

さらに、社会潮流と課題にあるように、自然災害や感染症等に対するハードとソフト両面からの危機管理対策、少子高齢社会の進展や地球環境への配慮などにも対応していく必要があります。

そのため、行政経営にあたっては、税制改正など市の財政状況に影響を及ぼす国や東京都の政策の動向を注視しつつ、引き続き、毎年の収支状況を踏まえた上で基金と起債をバランス良く活用した持続可能な財政運営に努めるとともに、重点プロジェクトに示される「選択」と「集中」の考え方に基づき効率的かつ効果的に事業を実施していく必要があります。また、公共施設やインフラの適切なマネジメントやDX(デジタルトランスフォーメーション)⁶の推進、市民ニーズの多様化に対応するための人材育成や横断的・機能的な組織の連携などに向けた行財政改革についても推進していくことが求められます。

こうした様々な背景や状況を踏まえ、誰もがこのまちで安心して心豊かに暮らし続けることができるように、市民との協働により、まちの未来を拓く新しい総合計画を策定し、その実現を目指してまいります。

第7次府中市総合計画 基本構想

令和4年度（2022年度）～令和11年度（2029年度）

はじめに～基本構想とは～

府中市のまちづくりにおける基本的な理念を明らかにし、都市像（まちの将来像）と基本目標（目指すまちの状態）を掲げるとともに、その実現に向けた基本施策の方向性などを示すものです。

なお、令和4年度（2022年度）から令和11年度（2029年度）までの8年間を計画期間とします。

第1章 まちづくりの基本理念、都市像及び基本目標

1 まちづくりの基本理念

わたしたちのまち府中は、地名が武蔵国の国府の設置に由来し、誇りを持てる歴史と文化が現在にも息づいており、緑をはじめとする豊かな自然環境と、商業や交通における利便性といった都市機能が調和する、魅力的で住みよいまちとして発展してきました。

わたしたちは、先人から受け継いだ貴重な財産を礎としながら、これからも市民が主役となり、誇りと愛着を持ってこのまちに住み続けることができるよう、まちづくりを進めます。また、時代や環境の大きな変化にも柔軟に対応し、お互いが連携・協力して地域の課題解決に取り組む、協働によるまちづくりを推進していきます。

2 都市像

わたしたちは、まちづくりの基本理念を踏まえ、

「人と人とのつながりを紡いで“きずな”という力にして」

「未来を拓く強い意志で何事にも取り組み」

「誰もが心ゆたかに日々の生活を送ることができるまち」

を目指して、

『きずなを紡ぎ 未来を拓く ^{ひら}心ゆたかに暮らせるまち 府中』

を都市像として掲げます。

3 基本目標

わたしたちは、都市像を実現するために、次のとおり4つの基本目標を定め、まちづくりを展開します。

基本目標 1

人と人との支え合い 誰もが幸せを感じるまち（保健・福祉）

基本目標 2

緑とともに暮らせる 快適で安全安心なまち（生活・環境）

基本目標 3

多様性を認め合い 人と文化が磨かれるまち（文化・学習）

基本目標 4

魅力あふれる うるおいと活力のあるまち（都市基盤・産業）

第2章 まちづくりの大綱

都市像の実現に向けて定めた基本目標を達成するため、次のとおりまちづくりの大綱として、基本目標ごとに府中市の現状・課題と、これらを踏まえた上での基本施策の方向性（めざすまちの姿）を示すものです。

基本施策を推進するに当たっては、地域を構成する多様な主体が、まちづくりの方向性を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場でそれぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力することが必要です。

近年、地域社会の課題が複雑かつ多様化する中で、これからのまちづくりには、各主体が地域で支え合うとともに市民一人ひとりにまちづくりの主役としての活躍が期待されます。そして、市は、協働の機会や場の提供に係る情報提供をするなど、各主体を協働へとつなぐための取組に努め、市民とともに協働によるまちづくりを進めます。

基本目標1 人と人が支え合い 誰もが幸せを感じるまち（保健・福祉）

府中市の現状・課題

本市の特定健康診査の令和元年度の受診率は5割を超え、市民の健康への関心の高まりとともに健康寿命も延伸しています。今後は、市民の健康づくりに対する支援や保健・医療体制の充実が求められています。また、新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機に直面した経験を踏まえ、新しい生活様式への支援のほか、新たな感染症の発生に備えて、感染予防・感染拡大防止や緊急時の医療体制の整備などについて、国や東京都、医療機関など連携しながら対策を講じていく必要があります。 基本施策(1)健康づくりの推進

本市の令和元年の合計特殊出生率は1.26であり、全国平均を下回るとともに平成27年以降低下傾向にあります。活力のあるまちをつくっていくためには、若い世代の出生・子育ての希望をかなえる社会の実現が不可欠です。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や子どもや家庭をめぐる諸問題への対策、保育サービスの充実など、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めていくことが求められています。 基本施策(2)子ども・子育て支援の充実

本市の令和2年の高齢化率は22.0%、75歳以上の後期高齢化率も11.4%で、全国平均を下回っているものの、令和7年(2025年)には団塊の世代が75歳以上となり、以後も上昇が見込まれています。こうした中、高齢者が住みなれた地域で安心していきいきと暮らすことができるように、活動の場の充実や健康づくり、介護予防などの必要性が高まっています。また、地域包括ケアシステムの推進による、生活支援や医療と介護の連携強化、認知症ケアの充実などが求められています。 基本施策(3)高齢者サービスの充実

障害のある人が、地域の中で自己実現と社会参加を図れるように、また、安心して暮らし続けられるように、様々な支援やサービスの提供に努めてきました。今後も、障害のあ

る人が、地域で安心して快適に自分らしく暮らすことができるように、情報提供や相談支援機能の充実、就労や生活の支援、活動の場の提供などが求められています。障害のある人もない人も人格と個性を尊重し合い、つながり合い、支え合う地域社会を実現することが重要となっています。 基本施策（４）障害者サービスの充実

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、介護保険制度など、医療や介護の制度の適切な運営に努めてきました。高齢化が進展し、要介護認定者数も増加傾向にある中で、全ての市民が医療や介護を適切に受けることができ、生涯を通じて安心して暮らせる環境づくりが求められています。 基本施策（５）社会保障制度の充実

コロナ禍における経済の停滞などの影響により、経済的に困窮している世帯数は増加しています。誰もが健康で文化的な生活を送れるように、相談窓口の拡充や生活支援の実施などにより生活再建を図るとともに、就労支援など自立に向けたサポート体制の充実が求められています。 基本施策（６）生活の安定の確保

地域で支え合うまちの実現に向けて、福祉に関する情報提供や意識啓発に加え、自主的な福祉活動などを支援してきました。今後は、高齢者、障害のある人、子ども等も含め全ての人が暮らしと生きがいを共に作り、高め合い、安心していきいきと生活できる地域共生社会をめざしていく必要があります。 基本施策（７）共に生きるまちづくりの推進

基本施策

（１）健康づくりの推進

めざすまちの姿

- ・市民一人ひとりが心身の健康づくりへの意識を高く持ち、健康に関する正しい知識を身に付け、ライフステージの特性に応じた運動や食生活の実践などの健康づくりに取り組み、病気や障害があってもいきいきと自分らしく元気に暮らしています。
- ・地域の保健・医療体制が整い、関係機関が連携し、必要なときに医療や情報提供、相談対応など必要な支援を受けることができます。

（２）子ども・子育て支援の充実

めざすまちの姿

- ・子育てしやすい環境が整っており、女性が安心して妊娠・出産でき、家族や地域ぐるみで子どもを育てるまちになっています。
- ・人や自然とのふれあいを通じて、子どもが健やかに成長しています。
- ・子どもの人権が守られ、尊重され、最善の利益が優先されることで、子ども一人ひとりが主役となれるまちになっています。

（３）高齢者サービスの充実

めざすまちの姿

- ・高齢者がいきいきと地域で活躍できています。
- ・身近な場所で市民が主体的に介護予防に取り組んでいます。
- ・支援を必要とする高齢者が、介護保険サービスのほか、家族や地域の支え合

い、生活支援を受け、住み慣れた地域で安心して毎日を暮らしています。

(4) 障害者サービスの充実

めざすまちの姿

- ・ 障害に対する理解を深め、ともに声を掛け合える差別のない平等なまちになっています。
- ・ 障害のある人が安心して自分らしい生活をおくり、地域の一員として社会参加ができるまちになっています。

(5) 社会保障制度の充実

めざすまちの姿

- ・ 健全で安定した国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、介護保険制度により適切に医療や介護を受けることができます。
- ・ 若者から高齢者まで市民が年金制度について正しく理解し、受給権を確保することにより、将来にわたり安定した生活基盤を築いています。

(6) 生活の安定の確保

めざすまちの姿

- ・ 全ての人最低限度の生活を保障されており、健康で文化的な生活を送ることができる誰も置き去りにしないまちになっています。
- ・ 生活困窮や住宅困窮に陥った市民が自立していくための支援や、住宅を確保するための支援が確立されています。

(7) 共に生きるまちづくりの推進

めざすまちの姿

- ・ 市民一人ひとりがお互いを尊重し、つながり、支え合うまちになっています。
- ・ 誰もが障害や障壁を感じることなく、地域で安心して暮らしています。
- ・ 制度の狭間に置かれる人が生じないよう取組が進められています。

基本目標 2 緑とともに暮らせる 快適で安全安心なまち（生活・環境）

府中市の現状・課題

本市は、多摩川、府中崖線（市内での通称はハケ）、浅間山、けやき並木や農地などの豊かな自然に溢れ、貴重な生態系が残されており、人と生きものが共存しています。今後も、多様な主体との連携のもとに、こうした身近にある自然環境の保全に向けた取組の充実が求められています。また、市内の公園・緑地のうち約半数近くにおいて整備後30年以上が経過していることから、安全・安心に利用できる、憩いの空間となるよう維持管理していく必要があるほか、防災機能を備えた公園の整備が望まれています。 基本施策（1）緑と生きものを育むまちづくりの推進

公共施設における自然エネルギーの利用や、省エネルギー化の推進の取組などにより、本市の二酸化炭素排出量は微減傾向にありますが、今後国全体として大幅な抑制が求められる中で、より一層の削減に取り組む必要があります。こうした中、これまで以上に市民や事業者の意識の向上と、環境負荷の少ない持続的発展に向けた具体的取組の促進、支援が求められています。 基本施策（2）生活環境の保全・向上

本市の市民一人当たりごみ排出量は、多摩地域において低い水準にありますが、近年は減少傾向が停滞しています。地球温暖化の防止や自然環境にやさしいまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが更なるごみの発生抑制に取り組むとともに、多様な主体が連携し、再利用・再資源化など、資源の循環的な利用を進め、循環型社会を形成していくことが大切です。 基本施策（3）循環型社会形成の推進

本市の交通事故件数は減少傾向にありますが、自転車事故の発生率は依然として高くなっています。また、本市の犯罪発生件数や特殊詐欺被害件数は、関係団体と協力した啓発活動の実施などにより減少していますが、その手口は巧妙化しているため、引き続き注意が必要です。こうした状況を踏まえ、交通マナーの改善や危険箇所の解消などの事故防止対策を講じるとともに、継続して地域の防犯活動にも取り組むなど、安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。 基本施策（4）交通安全・地域安全の推進

近年、全国各地で大規模自然災害が頻繁に発生しており、本市においても令和元年東日本台風時には、多摩川氾濫の恐れから市政史上初となる避難勧告を発令しましたが、この際、災害時における様々な課題が明らかとなりました。こうした過去の教訓を活かし、今後発生しうる首都直下地震や風水害に対して日頃から備えるため、自助・共助・公助による地域防災力の強化が重要となります。 基本施策（5）災害に強いまちづくりの推進

基本施策

(1) 緑と生きものを育むまちづくりの推進

めざすまちの姿

- ・多摩川、府中崖線（市内での通称は八ヶ） 浅間山、けやき並木や農地などの貴重な自然や生態系を保護し、都市化と環境の調和が取れた人間と生物の共存できるまちになっています。
- ・市民や市民活動団体、教育機関や民間事業者、行政など様々な主体が協働しながら「緑を育て 緑に育てられる「緑育」のまちづくり」に取り組んでいます。
- ・緑の魅力にあふれた世代間の交流が生まれる憩いの空間と、防災機能の強化や健康づくりにつながる機能を有した公園が整備されています。

(2) 生活環境の保全・向上

めざすまちの姿

- ・市民一人ひとりが環境に対する意識を高め、正確な知識を持ち、積極的に気候変動に対応したゼロエミッション⁷やSDGs⁸に寄与する環境保全活動などに取り組み、地球環境の保全に貢献しています。
- ・環境パートナーシップ⁹などにより市民・事業者・行政が環境について情報の交換と共有を行い、協働して環境負荷の少ないまちづくりを進めています。

(3) 循環型社会形成の推進

めざすまちの姿

- ・市民一人ひとりの意識向上により、ごみの発生抑制が習慣化されています。
- ・製品の製造から廃棄に至る様々な過程において、市民・事業者・行政が、再利用・再資源化などに努め、循環型社会を形成しています。
- ・ごみを適正に処理し、環境への負荷を最小限にとどめるとともに、安全な生活環境が確保されています。

(4) 交通安全・地域安全の推進

めざすまちの姿

- ・子どもから高齢者まで、交通ルールを守り、高い交通安全意識を持っています。
- ・徒歩や自転車で快適に街なかへアクセスでき、安心して散策を楽しめる環境が整っています。
- ・市民一人ひとりが地域におけるコミュニケーションを大切にし、お互いがつながりを継続することで、安心して暮らせる社会が形成されています。
- ・市民や地域が防犯活動に取り組み、相談窓口が整備されていることで、市民は犯罪にあうことなく安心して暮らしています。

(5) 災害に強いまちづくりの推進

めざすまちの姿

- ・市民・事業者・行政が、それぞれ自助・共助・公助のバランスを考え、責任を持って行動し、災害による被害を最小限に抑えられる体制ができています。
- ・市民が高い防災意識を持ち、防災訓練等に参加するとともに、地域の中で助け合える人間関係を築いています。
- ・災害時に支援が必要な人たちを支える、地域の仕組みや行政の支援体制が整っています。
- ・災害ボランティアが円滑に参加できる環境が整備されています。
- ・風水害や地震災害など大規模災害に対応できる、行政の危機管理体制が整っています。

基本目標3 多様性を認め合い 人と文化が磨かれるまち（文化・学習）

府中市の現状・課題

市民一人ひとりが、お互いの個性や多様な価値観を尊重しあいながら、誰もが住みよいと思える地域づくりを進めています。人権問題や男女共同参画、多文化共生などに関する課題は複雑化していることから、理解を深める機会を充実させるとともに、DV^{*10}や差別等により助けを必要としている人の発する声に気付き、相談体制の拡充を図ることが求められています。また、時代のニーズに即したコミュニティの新しいつながり方が望まれています。 基本施策（1）互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進

本市において独自の生涯学習の理念である「学び返し」の普及に努めていることなどから、多くの市民が生涯学習活動に活発に取り組んでいます。今後も、市民が生涯にわたって意欲的に学ぶことができるように、情報提供の強化や多様な生涯学習機会の充実が求められています。 基本施策（2）生涯にわたる学習活動の推進

本市の文化的な資産を引き継ぐとともに、新たな文化を生み出す視点に立って、多様な活動が行われています。今後も、歴史を刻む文化遺産の価値を共有し、地域に愛着を持って暮らすことができるように、文化・芸術活動の支援、文化財の保存と活用、文化施設の適切な維持管理などが求められています。 基本施策（3）文化・芸術活動の支援

本市に拠点を置くトップチームをはじめとして多様なスポーツ団体が活動しており、市民もスポーツに親しんでいます。今後も、市民がスポーツを身近に感じ、健康で元気に過ごせるよう、その機会の提供と環境の整備が求められています。また、ラグビーワールドカップ2019等のレガシーの活用やトップチームやアスリートの活躍を身近に観戦できる機会の確保が望まれています。 基本施策（4）スポーツ活動の支援

学校教育において、児童・生徒が幅広い知識を習得し、心豊かにたくましく育つように取り組んできました。今後は、時代に即したICT^{*11}教育の推進や、コミュニティ・スクール^{*12}の充実などが求められています。また、学校施設については、災害時における避難所としての活用も見据えた、計画的な改修・更新が重要な課題となっています。 基本施策（5）学校教育の充実

青少年を取り巻く社会環境が大きく変化している中、関係機関が連携し、健全な育成に望ましい環境の確保に取り組んでいます。今後も、青少年の健全育成に向け、インターネットやSNSなどに起因する問題、いじめ、ひきこもり等の課題の解決に対し、青少年が必要な支援を受けられる環境の整備が求められています。 基本施策（6）青少年の健全育成

基本施策

(1) 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進

めざすまちの姿

- ・市民一人ひとりが「みんなが同じでなくてよい」という価値観を共有したうえで、お互いの個性を尊重し、認め合う、差別のない誰もが住みやすい平和なまちになっています。
- ・地域のつながりを深め、社会のあらゆる分野で、性別や国籍、文化的背景などに関わらず、すべての人がお互いを尊重し合い、それぞれの個性と能力を發揮することができています。
- ・姉妹都市・友好都市との継続的な交流を起点に、更に多くの国や地域、都市へと交流の輪を広げ、国際化と都市間交流を推進しています。
- ・地域のコミュニティがオンライン・オフラインを問わず機能して、困ったときには支え合える人間関係が形成され、助けを必要としている人へ寄り添えるまちになっています。

(2) 生涯にわたる学習活動の推進

めざすまちの姿

- ・生涯にわたり、市民一人ひとりが探求心をもって学習に親しみ、学ぶことに生きがいを持っています。また、学習活動を通して人とのつながりを深め、学んだことを地域に活かす「学び返し」が実践されています。
- ・市民はそれぞれ自分に合った「学び」を見つけることができ、学習に必要な情報や機会にアクセスできます。
- ・市民は情報機器の活用や図書館サービスの利用により情報の収集が可能となり、学習活動や文化活動に活かしています。

(3) 文化・芸術活動の支援

めざすまちの姿

- ・市民が文化財の保護と継承、創造への参加を通して、文化財の価値を理解し、親しみや誇りを持っています。また、府中の歴史と先人の知恵を学び、文化遺産を次の世代に伝える体制が整っています。
- ・すべての人が文化・芸術を楽しめる機会が充実し、人が集い、まちがにぎわい、心豊かな生活を営んでいます。

(4) スポーツ活動の支援

めざすまちの姿

- ・年齢や障害の有無などに関わらず、全ての市民が自身に合ったスポーツに親しんでいます。
- ・スポーツタウン府中^{*13}のイメージが定着しており、府中市全体でスポーツを楽しみ、スポーツを通じて連帯感が生まれています。

- ・スポーツのトップチームやアスリートが府中で活躍する環境が整い、全ての人がその試合を楽しみ、応援しています。

(5) 学校教育の充実

めざすまちの姿

- ・全ての子どもが家庭環境や障害の有無、国籍などに関わらず、安心して快適な環境のもとで等しく教育を受けています。
- ・ICT^{*11}教育の実践により、子どもたちは時代に合った情報活用能力を身に付けています。
- ・コミュニティ・スクール^{*12}などを通じて家庭・学校・地域社会が連携して、子どもの学びや育ちを支援しています。
- ・子どもたちは、知識や学力に加え、判断力や洞察力、心の豊かさやたくましさやを身に付けるとともに、ふるさと府中の将来について話し合い、自分に何ができるか考えるなど、社会に貢献する気持ちを持っています。
- ・地域に開かれた拠点として様々な機能を備えた学校づくりが進められています。

(6) 青少年の健全育成

めざすまちの姿

- ・地域で子どもを見守り育てていくという風土が根付いており、市民一人ひとりが地域の青少年育成に関し当事者意識を持ち、青少年との交流や相互理解を図っています。
- ・青少年は、地域の支援や、様々な体験、課外活動などの各種団体活動を通じ、各々の個性を伸ばし、社会性を身に着けた人間性豊かな大人に成長しています。

基本目標 4 魅力あふれる うるおいと活力のあるまち（都市基盤・産業）

府中市の現状・課題

本市は、緑と歴史に育まれた魅力あふれる景観を守りながら、中心市街地においては、けやき並木と調和した美しいまち並みを意識して開発を進めるなど、府中らしいまちづくりを進めてきました。今後は、これまで大切にしてきたまちの特長を残しつつ、将来を見据えた視点も持ちながら、市民や事業者などとともに、安全で快適な住みやすいまちづくりを計画的にハードとソフトの両面から進めていく必要があります。 基本施策（１）快適で住みやすいまちづくりの推進

府中駅南口地区再開発事業が完了し、府中市のシンボルであるけやき並木と調和したうるおいのある地域の特性を生かした都市空間が形成されました。まちなかには、新しい店舗や施設も加わり、中心市街地の更なる活性化が期待されています。今後は、分倍河原駅周辺の拠点整備による利便性の向上や府中基地跡地留保地周辺地区における新たなまちづくりにより、にぎわいと活力の創出につなげていくことが重要となります。 基本施策（２）地域特性を生かした都市空間の形成

本市では、高度経済成長期に、道路、橋りょう、下水道等のインフラを整備し、市民生活の根幹を担う都市基盤として活用してきました。現在、その多くが整備後 40 年以上経過しており、経費面も含めた老朽化対策が課題となっています。こうした状況を踏まえ、将来に向けて計画的にインフラの長寿命化や保全を図るとともに、耐震化の促進など大規模災害に備えた都市基盤の強靱化に取り組む必要があります。 基本施策（３）都市基盤の保全・整備

本市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者等への緊急的な経済支援対策などに取り組んできました。今後も引き続き、むさし府中商工会議所などと連携して、市内産業の振興や事業者の経営改善に向けた支援、商店街の活性化などに取り組むことが求められています。また、府中の歴史や文化、自然などの観光資源を活用した、にぎわいの創出とまちの活性化に寄与する観光施策の展開が望まれています。 基本施策（４）にぎわいの創出

市内の農業従事者の高齢化が進むとともに、農地は減少傾向を辿るなど、農業を取り巻く環境が年々厳しくなる中、農業の担い手の確保や農地の保全などが課題となっています。今後は、市民が農業に触れ理解を深める機会を創出するとともに、農業者に対する支援を充実するなど、地域に根ざした都市農業の育成に向けた取組の推進が求められています。

基本施策（５）都市農業の育成

基本施策

(1) 快適で住みやすいまちづくりの推進

めざすまちの姿

- ・まちづくりに関する計画や情報を市民みんなで共有し、市民の十分な理解と協力の下、創造的なまちづくりが進められています。
- ・将来を見据えた快適で住みやすいまちづくりが行われ、府中らしい緑と歴史的景観を生かした美しく魅力あふれる、安全で住みよいまちになっています。
- ・鉄道やバス、タクシーなどの公共交通ネットワークが形成され、環境保全に配慮した利便性の高いまちになっています。
- ・バリアフリー化と情報化が進み、誰もが公共交通を利用しやすい環境が整っています。

(2) 地域特性を生かした都市空間の形成

めざすまちの姿

- ・地域特性を生かしたにぎわいのある拠点市街地が形成され、各拠点が連携し合うことでまちの魅力を創出しています。
- ・みんなが協働して、けやき並木としては日本で唯一の国天然記念物である府中市のシンボル「馬場大門のケヤキ並木」を守り、将来の世代に伝えるための取組を進めています。
- ・多くの人々が集い、交流し、広く事業者等にも活用される憩い空間として、道路や公園などの公共空間が機能しています。

(3) 都市基盤の保全・整備

めざすまちの姿

- ・市民は、環境や景観及び歩行者や自転車の安全性に配慮された道路を快適に利用しています。
- ・市民・事業者などとの協働により、都市計画道路や幹線道路のネットワーク化やバリアフリー化が進み、快適に利活用されています。
- ・道路や下水道などの都市基盤が、災害に強く、効率よく適切に維持管理され、市民は安心して都市基盤を利用しています。

(4) にぎわいの創出

めざすまちの姿

- ・市民は身近な個店や地域の商店街で顔の見える関係を育み、安心して生活に必要なサービスやものを買うことができおり、市外の人買い物に来るような魅力のあるまちになっています。
- ・歴史、文化、自然などの調和した府中市の魅力が観光資源として活用され、市民や観光客でまちがにぎわっています。
- ・企業の経営改善と事業承継が進み、経済が活気に満ちており、新たな創業者を含めて、個店同士がつながりあえるまちになっています。

(5) 都市農業の育成

めざすまちの姿

- ・府中産農産物の鮮度と安全さがPRされ、その魅力が市民だけではなく、市外の方にも知られています。
- ・農業の担い手が、意欲を持って農業経営に取り組み、新鮮で安全な農産物を供給しています。
- ・市民は、農地が果たす環境や防災など多面的な機能の重要性を認識し、府中産農産物を積極的に購入するなど、地産地消を通じて府中の農業を支えています。
- ・農業者、市民、市などの連携により、生産緑地制度を活用した農地の保全など、次の世代に府中の農業を引き継ぐ取組を進めています。

第3章 行財政運営の大綱

基本目標の達成に向けて行財政運営の方向性を明確にする必要があることから、次のとおり行財政運営に何が求められているかを整理するとともに、それを踏まえた基本方針を定めます。

1 行財政運営に求められるもの

あらゆる分野においてますます多様化・複雑化している課題を踏まえ、基本目標の達成に向けて、計画的・効果的に行財政運営を進めていくことが重要になります。

保健・福祉分野における地域共生社会の実現や生活・環境分野における自助・共助・公助による地域防災力の強化など、各分野における基本目標の達成のためには、市民と行政が役割分担の下に、それぞれの能力を発揮しながら、地域に関わる多様な主体と情報や課題を共有し、積極的に連携することが求められています。

また、市民が必要とするサービスを提供するためには、受け手に配慮した多様な手段による情報発信が不可欠です。加えて、新たなニーズや市民が生活の中で直面する問題を把握するためには、市民の声を広く聴く活動を充実させていく必要があります。

基礎自治体である市は、市民生活に深く関与した行政サービスを安定的に提供し続ける必要があります。市民ニーズの多様化やデジタル化の進展などの社会情勢の変化に的確に対応し、効率的・効果的に行政サービスを提供できる体制の整備がハード・ソフトの両面において必要です。

市の財政面については、生産年齢人口の減少を見込む中で、歳入の減少は避けられず、一方で、高齢化の進展や公共施設・インフラの老朽化に伴い、歳出の増加が見込まれます。また、新型コロナウイルス感染症が市財政に与えた影響を踏まえると、急激な財政状況の変動にも備えなければなりません。めざすまちの姿の実現には、歳入に見合った歳出という原則にのっとり財政運営が不可欠となるため、コストと効果を意識した行政運営が引き続き必要になるとともに、中長期的な課題の解決に向けた準備を進めていく必要があります。

2 行財政運営の基本方針

(1) 市民参加と協働によるまちづくり

まちづくりの推進に当たっては、市民、自治会・町内会、NPO、ボランティア、教育機関、事業者、市などの多様な地域の構成主体が、まちづくりの方向性を共有し、それぞれの持つ力を合わせ、相乗効果を発揮できるよう、お互いに連携・協力することが必要です。

市は、協働の機会や場の提供に係る情報提供をするなど、各主体を協働へとつなぐための取組に努め、市民とともに協働によるまちづくりを進めます。

ア 多くの市民がまちづくりに参画できる仕組みや環境を整え、多様な主体が協力し合えるようなネットワークづくりを支援することで、地域課題の解決に向けた協働の取組を推進します。また、協働に関する様々な情報を積極的に市民へ提供し、協働に対する意識の醸成を図ります。

(2) 市民に身近な広報・広聴

市民から信頼される市政運営のためには、市政に関する情報を市民と共有し行政の透明性を

確保するとともに、様々な市民の意見を把握し市政への反映に努める必要があります。

ア 情報発信手段が多様化するなか、広報紙やホームページに加え、SNSなどを活用し、市民ニーズに合わせて分かりやすく、機を逃さずに市民に情報を提供し、幅広く周知を図ります。

イ 市民と市との意見交換の機会を創出し、身近に意思疎通を図ることができるような環境づくりを進めます。市は、市民の声を聴きニーズを把握するとともに、市政へ反映できるように努めます。

(3) 安定的かつ効率的な行政運営

総合計画に示した目標を達成するため、必要な事務を迅速かつ適切に処理するとともに、経営資源を活用して様々な行政課題に的確に対応することで、安定的かつ効率的な行政運営を推進します。

ア 市職員は、「全体の奉仕者」としての誇りを高く持ち、目標を定めて自律的に行動することで、市民からの信頼を得られるように努めます。また、職員の資質や能力を伸ばす人材育成の取組に加え、働きやすい環境づくりを推進し、組織の活性化を図ります。

イ 親切丁寧で適切な窓口対応を心掛けるとともに、迅速かつ公正に行政手続を進めることで、安定的な行政運営を推進します。

ウ 行政サービスのデジタル化、オンライン化を進めるとともに、円滑な業務遂行に向けて、新たな技術の導入やシステムの最適化などに取り組むことで、効率的な行政運営を推進します。また、情報セキュリティの強化を進め、安全性の向上に取り組みます。

(4) 健全で持続可能な財政運営

将来にわたって適正な行政サービスを維持するため、常に歳入に見合った歳出となるよう有効かつ効率的な行財政運営を進めていくとともに、基金や市債などを計画的に活用するなど、急激な財政状況の変動などにも対応できるよう、中長期的視点に立った持続可能な財政運営に努めます。

ア 公共施設やインフラを適正な規模で維持し、計画的に保全していくため、公共施設マネジメントやインフラマネジメントの取組を着実に進めます。また、老朽化に伴い建て替える公共施設については、限られた財源の中で最適な行政サービスを提供できるように効率的に整備を進めます。

イ 行財政改革に関する取組の推進により、多角的視点から歳入確保と歳出削減を図ることで、効率的な行財政運営に努めるとともに、その結果を市民にわかりやすく公表します。

3 進行管理について

基本目標を実現するためには、総合計画の着実な進行管理が重要となります。当該計画に基づく施策や事務事業等について、行政評価システムなどを活用することにより、PDCAサイクルに基づく効率的かつ効果的な進行管理を行います。

また、総合計画の進捗状況を評価し、見直しを加えていく段階において、市民参加による外部評価を実施するなど、進行管理に市民が直接関わる仕組みの構築を目指します。

第7次府中市総合計画 前期基本計画

令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）

第1章 前期基本計画について

1 計画の位置付け

前期基本計画は、基本構想に掲げる都市像「きずなを紡ぎ 未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中」を実現するため、行政運営の指針として施策の方向性と体系を明らかにするとともに、実効性を確保するための事業執行の指針として、市が実施する主要な取組を明らかにするものです。

前期基本計画は、各施策分野の個別計画の上位計画として、各政策分野の諸施策の方向付けを行うものであると同時に、施策間の整合性や連携を図るための指針となるものとして位置付けます。

2 計画期間

前期基本計画の計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)までの4年間とします。

3 ウィズコロナ・ポストコロナ時代への対応

令和元年(2019年)に発生し、世界中に感染が広がった新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、その後の感染力を増した変異株の拡大もあり、外出や営業の自粛など、市民生活と経済活動に甚大な影響を与えています。このかつて経験したことのない厳しい状況を乗り越え、市民の暮らしを回復していくためには、感染拡大防止と経済再生の両立を図るウィズコロナの視点と、感染症収束後を見据えたポストコロナの視点を持ちつつ、各種取組を推進していくことが求められています。

こうした状況に対応するため、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する科学的知見とこの間の経験を踏まえ、感染症により大きく影響を受けている市民生活に寄り添い、市民が抱える不安の解消に努めていくとともに、地域経済への影響を最小限に抑えるための措置を講じていきます。

また、非対面・非接触への市民ニーズの高まりに応じて、「新しい生活様式」の実践に向けた環境整備を目指すとともに、ベッドタウンとして発展した本市の生活や交通における利便性と豊かな自然環境を兼備している地域特性を活かしたまちづくりを推進していきます。

更に、地域住民による自助・共助の取組を支援することで地域の担い手を増やすとともに、社会的な距離の確保が必要とされる状況下においても、人と人とのつながりを大切に市民協働の推進を図ります。

前期基本計画に位置付けた各施策の推進に当たっては、これらの視点を踏まえ、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における様々な変化に柔軟に対応し、市民の健康と暮らしを支える取組を進めていきます。

4 S D G s ^{*8}との関係

S D G s は国際社会全体の普遍的な目標であり、その実現の為に、国家レベルでの取組をはじめ、地方自治体を含むあらゆるステークホルダーが連携して様々な取組を推進していくことが求められています。

前期基本計画の各施策のめざす姿や方向性は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すS D G s の理念とも共通するものが多くあることから、S D G s の17のゴールとの関係を意識し、各施策の取組を推進していくことにより、その達成に寄与していきます。

第2章 施策体系

都市像	きずなを紡ぎ 未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中											
基本目標	1 人と人が支え合い 誰もが幸せを感じるまち (保健・福祉)			2 緑とともに暮らせる 快適で安全安心なまち (生活・環境)			3 多様性を認め合い 人と文化が磨かれるまち (文化・学習)			4 魅力あふれる うるおいと活力のあるまち (都市基盤・産業)		行財政運営
基本施策	1 健康づくりの推進 2 子ども・子育て支援の充実 3 高齢者サービスの充実 4 障害者サービスの充実 5 社会保障制度の充実 6 生活の安定の確保 7 共に生きるまちづくりの推進			1 緑と生きものを育むまちづくりの推進 2 生活環境の保全・向上 3 循環型社会形成の推進 4 交通安全・地域安全の推進 5 災害に強いまちづくりの推進			1 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進 2 生涯にわたる学習活動の推進 3 文化・芸術活動の支援 4 スポーツ活動の支援 5 学校教育の充実 6 青少年の健全育成			1 快適で住みやすいまちづくりの推進 2 地域特性を生かした都市空間の形成 3 都市基盤の保全・整備 4 にぎわいの創出 5 都市農業の育成		1 市民参加と協働によるまちづくり 2 市民に身近な広報・広聴 3 安定的かつ効率的な行政運営 4 健全で持続可能な財政運営
施策	01 健康づくりの支援 02 疾病予防対策の充実 03 地域医療体制の整備 04 地域における子育て支援 05 妊娠から子育て期までの継続的な支援 06 ひとり親家庭への支援 07 教育・保育サービスの充実 08 高齢者がいきいきするための支援 09 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援 10 障害者の社会参加の推進 11 障害者の生活支援 12 障害者の地域生活支援 13 障害者への支援の充実 14 高齢者医療制度の普及と推進 15 国民健康保険の運営 16 国民年金の普及 17 介護保険制度の円滑な運営 18 低所得者の自立支援 19 住宅セーフティネット制度の推進 20 つながり支え合う地域づくり 21 安心して生活できる福祉環境の整備			22 生物多様性の保護と回復 23 公園緑地等の活用促進 24 環境に配慮した活動の促進 25 まちの環境美化の推進 26 公害対策の推進 27 斎場・墓地の管理運営 28 ごみの発生抑制・循環的な利用の促進 29 継続的・安定的なごみの適正処理の確保 30 交通安全の推進 31 地域安全の推進 32 危機管理対策の強化 33 消防力の充実 34 震災に対応した建築物等の誘導			35 人権意識の醸成 36 平和意識の啓発 37 男女共同参画の推進 38 都市間交流の促進 39 多文化共生の推進 40 地域コミュニティの活性化支援 41 学習機会の提供と環境づくりの推進 42 図書館サービスの充実 43 市民の文化・芸術活動の支援 44 文化施設の有効活用 45 歴史文化遺産の保存と活用 46 スポーツ活動の普及・促進 47 スポーツ環境の整備 48 トップチーム等との連携 49 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成 50 学びの機会を保障するための支援の充実 51 子どもの学びを支える教育環境の充実 52 小学生の放課後の居場所づくりの推進 53 青少年健全育成活動の推進			54 計画的な土地利用の推進 55 適正な開発事業の誘導 56 質の高い建築物の確保 57 魅力ある景観の保全・形成 58 公共交通の利便性の向上 59 市内の拠点におけるまちづくりの推進 60 けやき並木と調和したまちづくりの推進 61 安全で持続可能な道路機能の保全・整備 62 下水道施設の機能確保 63 中小企業の経営基盤強化の支援 64 地域商業の振興 65 工業の育成 66 観光資源の活用・創出による地域活性化 67 消費生活の向上 68 農地の保全及び魅力ある農業経営への支援 69 農業とふれあう機会の拡充		101 多様な主体による地域貢献活動の促進と市民協働の推進 102 多様な媒体を活用した市政情報の発信 103 広聴活動・情報公開の充実 104 安定的な行政サービスの提供 105 市民ニーズや行政課題に的確に対応できる人材の育成 106 デジタル化の推進と情報セキュリティの強化 107 長期的視点に立った公共資産の維持・活用 108 持続可能な財政運営

第3章 重点プロジェクト(第2期府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

1 重点プロジェクトの位置付け

基本構想における都市像及び基本目標の実現に向けて、前期基本計画の計画期間内に、市民との協働により、重点的かつ優先的に実施すべき、地方創生に資する分野横断的な取組を示すものとして重点プロジェクトを設定します。

このプロジェクトは、本市のこれまでの施策展開の経過や財政状況、社会の動向などを勘案して選定しています。

2 重点プロジェクトと第2期府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 経緯

本市では、人口問題を踏まえ地方創生に関する今後の目標や施策の方向を示すため、平成27年度に「府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「総合戦略」といいます。)」を策定し、各施策を推進してきましたが、その評価機関から、「各取組の効果的な推進と進捗管理の効率化に向けて、次期総合戦略と次期総合計画は統合・一体化を図ることが適当である。」との答申を受けました。

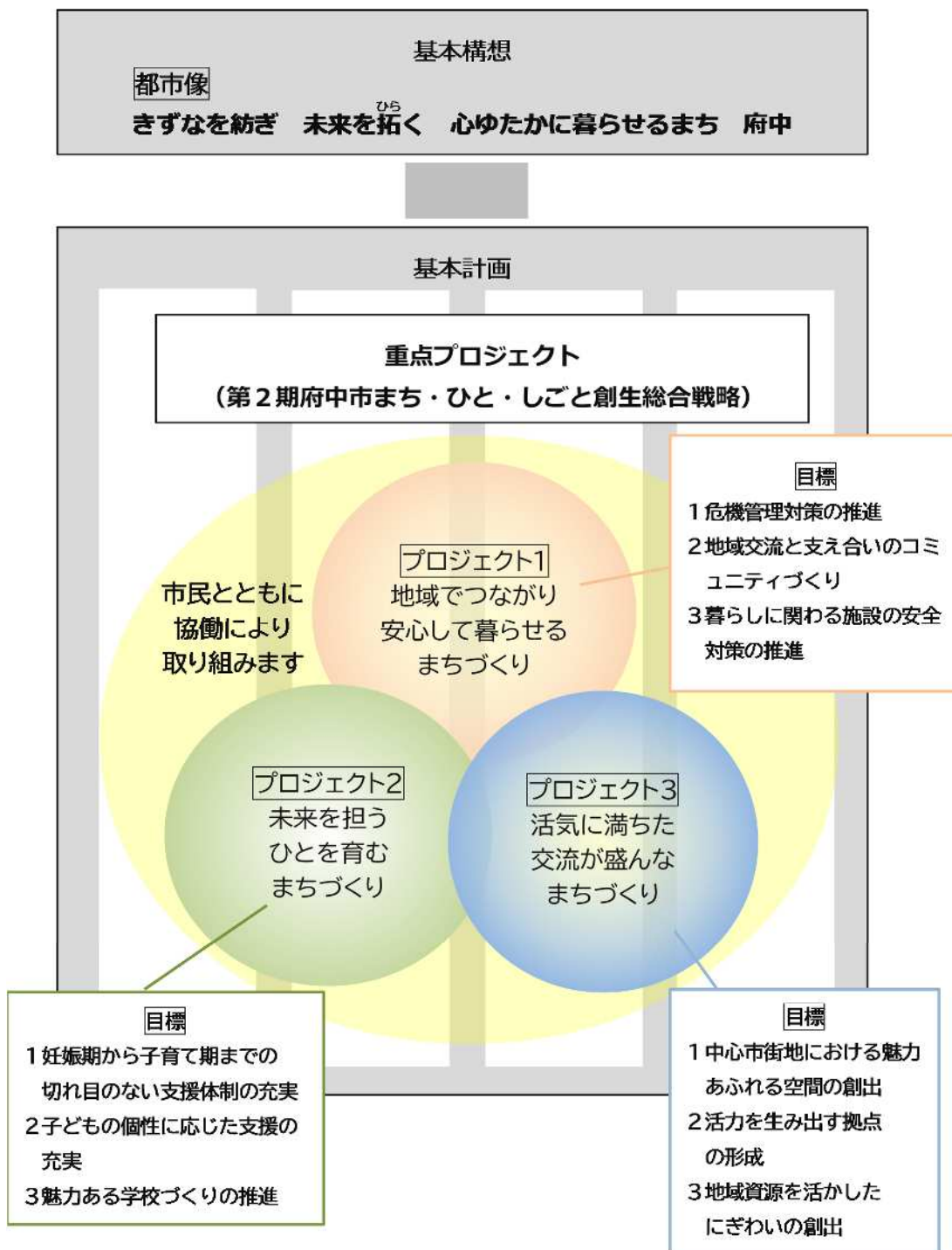
これを踏まえ、総合計画審議会における審議を経て、本総合計画内に第2期総合戦略を包容し、地方版総合戦略としての要件を備えた計画を策定することとしました。

(2) 重点プロジェクトと総合戦略の一体化

第1期総合戦略と第6次総合計画の重点プロジェクトは、別々の政策パッケージとして策定していましたが、そのコンセプトは総合計画の基本構想で示した都市像を実現するための重点的な戦略であり重点プロジェクトと同様の考え方で一体的に展開を図るものとしていたこと、また、それぞれ別々に管理していた計画を一つにまとめることにより各取組の効果的な推進と進捗管理の効率化が見込めることなどから、これらを一体化し、本総合計画の重点プロジェクトを第2期総合戦略として位置付けます。

プロジェクトの構成に当たっては、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略などを勘案して、3つのプロジェクトを定め、プロジェクトごとに3つの目標を設定し、目標ごとに主要な取組を位置付けます。

重点プロジェクトの位置付け図



「地域でつながり安心して暮らせるまちづくり」、「未来を担うひとを育むまちづくり」、「活気に満ちた交流が盛んなまちづくり」の3つのプロジェクトを分野横断的に設定します。各プロジェクトは他のプロジェクトとのつながりがあり、異なるプロジェクトの間の相乗効果が期待できます。これらの実施に当たっては、市民とともに協働により取り組みます。

3 重点プロジェクトと方針

プロジェクト1 地域でつながり安心して暮らせるまちづくり

感染症の拡大や自然災害への対応など、市民、関係団体、事業者、医療機関、行政などが相互に連携・協働し、支え合いの輪を広げ、平時においても地域のネットワークを活かして助け合うことで、誰もが安心して質の高い暮らしができるまちづくりを推進します。

また、暮らしに関わる公共施設については、老朽化対策に加え、機能の集約や充実などが求められていることから、その在り方について検討するとともに、効率的かつ効果的に整備を進めていきます。

数値目標

指 標 名	基準値 (R 3)	最終目標 (R 7)
誰もが安心して暮らすことのできるまちだと思う市民の割合		維持または向上

目標 1 危機管理対策の推進

感染症や災害の発生に対し、様々な関係機関と平時から連携し、緊急時にも迅速かつ適切に対処できる体制を構築するとともに、市民に対する情報発信や啓発を通じて一人ひとりの意識を高め、あらゆる危機に強く、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

取組 感染症対策の充実

[方針]

感染症の予防と感染拡大防止に関する意識啓発や適切な情報発信に加え、感染症が発生した場合に備え、国や都などの関係機関と相互の連携を強化し、迅速かつ確に対処できる体制を構築します。

[対応する主要な取組]

主要な取組	該当施策	頁番号
感染症対策事業	施策 2	
介護保険サービス事業者の感染症対策事業	施策 1 7	
防災資材等整備事業（感染症対策物品）	施策 3 2	

取組 災害対策の強化

[方針]

大規模災害の発生に備え、市民の災害に対する知識や防災意識を高め、災害対応力の強化を図るとともに、災害が発生した場合にも適切な医療サービスを提供することができるよう、関係機関との連携体制を構築します。

[対応する主要な取組]

主要な取組	該当施策	頁番号
災害時医療体制等整備事業	施策 3	
防災意識啓発事業	施策 3 2	
防災資材等整備事業（災害用備蓄品）	施策 3 2	

目標2 地域交流と支え合いのコミュニティづくり

文化センター圏域を中心として、多様な主体が連携したネットワークづくりを推進し、市民一人ひとりの地域活動への参加等を促進することで住民同士の交流とふれあいの機会を創出するとともに、超高齢社会を迎える中で地域における支え合いの輪を広げ包括的な支援体制を充実することで、誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

取組 文化センターの在り方の検討

[方針]

文化センターについての住民ニーズを把握することで求められる機能を整理して、在り方を検討し、老朽化対策を含む施設整備に向けた取組を進めます。また、地域への愛着に繋がるよう、文化センターにおいて地域住民とともに魅力あるイベント等を開催することで、地域における交流とふれあいの機会の創出を推進します。

[対応する主要な取組]

主要な取組	該当施策	頁番号
コミュニティ圏域内地域交流促進事業	施策40	
文化センターの老朽化対策事業	施策40	

取組 地域における包括的な支援体制の充実

[方針]

高齢化が進む中、誰もが住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるように、地域における相談や見守りなどの支援体制を充実するとともに、医療・介護・福祉関係者等とのネットワークづくりの推進と住民同士の支え合いの輪を広げ、地域共生社会の実現を目指した包括的な取組を進めます。

[対応する主要な取組]

主要な取組	該当施策	頁番号
介護予防推進センター事業	施策8	
地域包括支援センター事業	施策9	
地域福祉コーディネーター事業	施策20	

目標3 暮らしに関わる施設の安全対策の推進

老朽化した市庁舎やリサイクルプラザなどの施設を更新することで、機能の充実を図るとともに安全な公共施設として整備し、安心して暮らすことのできるまちの実現を目指します。

取組 市庁舎建設事業の着実な遂行

[方針]

新庁舎建設においては、現庁舎周辺施設の機能を集約化するとともに、防災・災害対策拠点としての機能や、京王線府中駅とJR府中本町駅の周辺のにぎわいをつなぐ通り庭を整備することなどにより、市民から親しまれ府中らしさを受け継ぐまちづくりの拠点となる庁舎の実現を目指します。

[対応する主要な取組]

主要な取組	該当施策	頁番号
市庁舎建設事業の着実な遂行	施策107	

取組 リサイクルプラザの整備

[方針]

リサイクルプラザの老朽化に伴い、計画的な整備を進めるとともに、中間処理施設として燃やさないごみや粗大ごみの分別処理を徹底するなど再資源化に向けた取組を進め、適正な処理と継続的かつ安定的な施設の管理運営に努めます。

[対応する主要な取組]

主要な取組	該当施策	頁番号
リサイクルプラザ管理運営事業	施策29	

プロジェクト2 未来を担うひとを育むまちづくり

妊娠、出産、育児、子育てに関する支援を包括的かつ円滑に提供できる環境を整備し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うことで、安心して子どもを産み、地域の関係団体と協力して育てることができるまちづくりを進めます。

また、配慮を必要とする子どもが安心して日々の生活を送ることができるように、施設などの環境を整備するとともに、相談支援体制の充実を図ります。

全ての児童・生徒が安全に学校生活を送れるように、学校施設の改修や改築に取り組みます。また、子ども達が時代に即した情報活用能力を身に付けられるように、小・中学校におけるICT¹¹環境を整備するとともに、これらを効果的に活用した教育活動を推進します。

数値目標

指 標 名	基準値 (R 3)	最終目標 (R 7)
子どもを産み・育てやすいまちだと思ふ市民の割合		維持または向上

目標 1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実

妊娠、出産、育児、子育てに関する相談支援をワンストップで包括的に提供できる環境を整備するほか、地域における子育て支援機能の充実を図ることで、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、子どもを産み・育てやすい環境の整備を進めます。

取組 子育て世代に対する支援の充実

[方針]

子育て世代包括支援センターの環境を整備することで、妊娠期からの継続的な情報提供や相談支援を充実させるとともに、乳幼児の各種健診を行うことで母子の健康づくりを支援します。また、子ども家庭支援センターや地域子育て支援センターにおいて親子が気軽に交流や相談できる場を提供するほか、子育て講座等を実施し、地域における子育て支援機能の充実を図ります。

[対応する主要な取組]

主要な取組	該当施策	頁番号
地域子育て支援（子育てひろば等）事業	施策 4	
子育て世代包括支援センター事業	施策 5	
母子健康づくり支援事業	施策 5	

目標2 子どもの個性に応じた支援の充実

ライフステージを通して切れ目ない支援の実現を目的とした児童発達支援センターの整備、不登校児童・生徒の実態に配慮した教育の実施などを通じて、子どもと家庭への支援を進めます。

取組 児童発達支援センターの整備

[方針]

障害のある児童や発達が気になる児童に対する各種訓練と相談支援、家族・地域支援を行う児童発達支援に関する中核施設の整備・運営を通じて、児童の状況に応じた切れ目ない支援体制の構築と充実を図ります。

[対応する主要な取組]

主要な取組	該当施策	頁番号
福祉型児童発達支援センター整備事業	施策13	

取組 不登校対策の充実

[方針]

心理相談員やスクールソーシャルワーカー¹⁴による相談支援体制の充実を図り、児童・生徒の個に応じたきめ細やかな支援を充実するとともに、不登校特例校の設置等の対策を進め、不登校の児童・生徒の実態に配慮した教育環境を整備します。

[対応する主要な取組]

主要な取組	該当施策	頁番号
教育相談・教育支援事業	施策50	

目標3 魅力ある学校づくりの推進

小・中学校においてICT¹¹を活用した教育を推進するとともに、老朽化対策やバリアフリー化等を着実に実施することで、魅力ある学校づくりにつなげます。

取組 ICTを活用した教育の推進

[方針]

小・中学校におけるICT環境の整備を引き続き行うことにより、ICTを効果的に活用した教育活動を推進し、子どもの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを実現します。

[対応する主要な取組]

主要な取組	該当施策	頁番号
学習指導等の充実	施策49	
学校組織・人材の支援	施策49	
教育財産の管理と活用	施策51	

取組 学校施設の老朽化対策

[方針]

学校施設改築・長寿命化改修計画や大規模改修整備方針に基づき、計画的かつ着実な老朽化対策を実施するとともに、ユニバーサルデザイン¹⁵に配慮した改築や災害時における避難所運営を見据えた整備を進めます。

[対応する主要な取組]

主要な取組	該当施策	頁番号
学校施設老朽化対策事業	施策51	

プロジェクト3 活気に満ちた交流が盛んなまちづくり

本市には、歴史文化遺産や豊かな自然環境、スポーツのトップチームの存在など地域特有の資源が集積していることから、こうしたまちの特長と魅力に関する情報の発信などにより市民の理解を深めていくことで、シビックプライド^{*16}の醸成を目指します。また、感染症の状況を踏まえつつ、観光等を起点としたプロモーションを展開することにより地域の活力の創出と交流の促進を図ります。

さらに、市のシンボルである国天然記念物「馬場大門のケヤキ並木」を活かした中心市街地のエリアマネジメント^{*17}に取り組むとともに、分倍河原駅周辺地区や府中基地跡地留保地周辺地区などの各拠点整備の推進などにより、活気とにぎわいを創出し、地域産業の振興を図ります。

数値目標

指 標 名	基準値 (R 3)	最終目標 (R 7)
活気とにぎわいに満ちたまちだと思ふ市民の割合		維持または向上

目標 1 中心市街地における魅力あふれる空間の創出

市のシンボルである国天然記念物「馬場大門のケヤキ並木」などの地域の特長的な自然景観や歴史文化遺産を活用したまちづくりを市民や事業者などとの協働により進めることで、まちへの愛着とふるさと意識の醸成を図るとともに中心市街地の魅力を高め、にぎわいの創出と地域経済の活性化を図ります。

取組 中心市街地の活性化

[方針]

エリアマネジメントの推進による中心市街地の魅力向上と活性化に向けて、けやき並木の植生や景観に配慮した周辺環境の整備を進めるとともに、市民や事業者等が主体となった催しに対する支援などを通じて、にぎわいの創出や地域経済の活性化を図ります。

[対応する主要な取組]

主要な取組	該当施策	頁番号
けやき並木周辺整備事業	施策 6 0	
中心市街地活性化ビジョン推進事業	施策 6 0	

取組 歴史遺産の保存と活用

[方針]

国史跡武蔵国府跡(国司館地区)について、歴史遺産の保存と活用を図り、歴史の重層するふるさと府中の魅力を生かしたまちづくりにつながるよう第二期整備を計画的に進めます。

[対応する主要な取組]

主要な取組	該当施策	頁番号
武蔵国府跡保存活用事業	施策 4 5	

目標 2 活力を生み出す拠点の形成

分倍河原駅周辺地区の基盤整備を推進し、地域の特性を踏まえたにぎわいと良好な居住環境との調和のとれたまちづくりを進めます。また、府中基地跡地留保地周辺地区については、緑の空間を確保するとともに、産業やスポーツの振興など活力を生み出すためのまちづくりに向けた検討を進めます。

取組 分倍河原駅周辺地区まちづくり

[方針]

駅舎の改良や自由通路の整備、駅前溜まり空間の整備などのハード整備とともに、快適でにぎわいのある商店街の形成や良好な居住環境を保全するためのルールづくりなどのソフトの取組を展開していくため、地域住民や交通事業者等との協議・検討を進めます。

[対応する主要な取組]

主要な取組	該当施策	頁番号
分倍河原駅周辺整備事業	施策 5 9	

取組 府中基地跡地留保地周辺地区まちづくり

[方針]

府中基地跡地留保地周辺地区では、利用計画にもとづく留保地の土地利用の誘導を図るとともに、新たな魅力としてのイノベーションを創出することで、市全体の活性化につながる将来を見据えたにぎわいと活力を生み出すためのまちづくりに向けた検討を進めます。また、地区内に建設予定の新しい総合体育館については、ニーズ調査や分析を行い、その役割や機能を明確にしていきます。

[対応する主要な取組]

主要な取組	該当施策	頁番号
総合体育館移転関連事業	施策 4 7	
府中基地跡地留保地周辺地区まちづくり事業	施策 5 9	

目標3 地域資源を活かしたにぎわいの創出

市内のトップチームとの連携や世界的スポーツ大会のレガシーを活かしたスポーツ振興、観光プロモーション、文化・芸術施設の整備などまち特有の地域資源に磨きをかけ、これらを活用することで、にぎわいの創出につなげます。

取組 スポーツをはじめとした地域資源の活用

[方針]

市内を拠点に活動するトップチームとの協働により、市内スポーツ人口のすそ野の拡大、地域における一体感の醸成などを図ります。また、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック等の国際大会のレガシーを活かしたスポーツ振興を推進していきます。こうしたスポーツをはじめ、市の有する様々な地域資源を観光資源としても活用することで、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における新しい観光プロモーションを展開していきます。

[対応する施策・主要な取組]

施策・主要な取組	該当施策	頁番号
トップチーム等連携事業	施策48	
観光資源の活用・創出による地域活性化	施策66	

取組 文化・芸術の環境づくりの推進

[方針]

府中の森芸術劇場について、文化・芸術の環境づくりの推進を図り、より一層市民に親しまれる施設となるよう施設改修を計画的に実施します。

[対応する主要な取組]

主要な取組	該当施策	頁番号
府中の森芸術劇場管理運営事業	施策44	

4章 分野別の施策

1 人と人が支え合い 誰もが幸せを感じるまち（保健・福祉）

基本目標	基本施策	施策
保健・福祉	1 健康づくりの推進	01 健康づくりの支援
		02 疾病予防対策の充実
		03 地域医療体制の整備
	2 子ども・子育て支援の充実	04 地域における子育て支援
		05 妊娠期から子育て期までの継続的な支援
		06 ひとり親家庭への支援
		07 教育・保育サービスの充実
	3 高齢者サービスの充実	08 高齢者がいきいきするための支援
		09 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援
	4 障害者サービスの充実	10 障害者の社会参加の推進
		11 障害者差別の解消と相談支援機能の充実
		12 障害者の地域生活支援
		13 障害児への支援の充実
	5 社会保障制度の充実	14 高齢者医療制度の普及と推進
		15 国民健康保険の運営
		16 国民年金の普及
		17 介護保険制度の円滑な運営
	6 生活の安定の確保	18 低所得者の自立支援
		19 住宅セーフティネット制度の推進
	7 共に生きるまちづくりの推進	20 つながり支え合う地域づくり
		21 安心して生活できる福祉環境の整備

基本施策 1 健康づくりの推進

施策 1 健康づくりの支援

めざす姿(施策の目的)

市民一人ひとりが健康づくりへの高い意識を持ち、健康的な生活習慣(食生活、歯と口の健康、こころとからだの健康づくり)を実践しています。また、地域のソーシャルキャピタル¹⁸が醸成され、健康づくりだけでなく、こころといのちを守る支援がなされています。

現状と課題

乳幼児期、学齢期、思春期から、若年者(18～39歳)、中年者(40～64歳)、高齢者(65歳以上)といった世代ごとに運動等の生活習慣や食生活における課題が異なるため、ライフステージの特性に応じ、きめ細かい対応や取組を行うことが必要です。健康の維持・増進に取り組む市民ボランティア(元気いっぱいサポーターや食育推進リーダーなど)が増え、地域における健康づくりの基盤が整いつつあります。

今後は団体や企業等との連携・協働の強化を図るなど、より一層その基盤を充実させることが求められており、食品ロスの削減や食文化の継承に関する取組の充実を含む、食育の推進を図ることも求められています。また、自殺総合対策計画を策定し、取組の推進体制の整備を行いました。相談者が抱える内容に応じた専門機関等に確実につなげるため、ネットワークの強化・充実を図ることが必要です。

施策の方向性

- ライフステージの特性を踏まえた生涯にわたる切れ目のない健康づくりに向けた取組の推進を図るために、情報発信や生活習慣を見直すための健康診査等を通じて、健康づくりに対する意識の醸成を図ります。
- SDGs¹⁸も踏まえながら、誰もが健康的で豊かな食生活を送ることができるよう、関係機関との連携・協働を深め、食の循環への理解促進や食文化の継承に資する取組に加え、食環境の整備等を行います。
- 誰もが自殺に追い込まれることのないよう、切れ目のない支援を受けられる、いつでも支援につながる地域における体制づくりに向け、こころといのちを支え合うネットワークの強化を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
特定健康診査受診者の喫煙率	男性 22.0% 女性 7.0%	基準値以下	習慣的に喫煙している人の割合です。

	(R2)		
若年者の朝食の欠食率 (週3日以上)	25.5% (R1)	基準値以下	若年者で1週間のうち朝食を食べない日が3日以上ある人の割合です。
検診受診者のうち進行した歯周病を有する者の割合(40歳)	36.8% (R2)	25%	成人歯科健康診査の受診者(40歳代)で全身への影響が大きい歯周病を有する人の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
健康管理支援事業	生活習慣病の予防、健康増進などに関する知識の普及を目的として、情報発信や講座を実施するとともに、保健師などの専門職による健康相談を行います。 また、元気いっぱいサポーターの養成と活動支援、市内企業や各種団体、学校等と連携・協働した啓発活動により、健康づくりの推進を図ります。
食育推進事業	情報発信や体験型講座、管理栄養士による栄養相談を実施します。また、食育推進リーダーの養成・育成など、人材育成にも努めます。
自殺対策事業	自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応を取ることができる人材(ゲートキーパー)を育成するとともに、地域におけるネットワークの強化を図り、いつでも支援に繋がれる地域における体制づくりを行います。

協働により推進したい取組

- 健康づくりやこころといのちを支え合うネットワークづくりに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 1 健康づくりの推進

施策 2 疾病予防対策の充実

めざす姿(施策の目的)

健康診査や各種検診の機会が充実しており、疾病や障害等の早期発見と早期の治療・支援に結びついています。また、市民一人ひとりが感染症予防の正しい知識を持ち、適切に対応するとともに、市・東京都・国が連携した予防体制が整備され、対策が行われていることで、健康が守られています。

現状と課題

職場などで健康診査を受ける機会のない18歳から39歳の方を対象とした若年層健康診査や、各種のがん検診等を実施していますが、受診率は高い状況とは言えないため、疾病の早期発見と早期治療の重要性を更に周知していくことが必要です。また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症の発生や拡大の場面においては、感染予防や拡大防止、緊急時の医療体制の整備や支援が必要な方々へのサポート体制の整備などについて、国や東京都、医療機関、事業者とともに対策を講じていくことが求められています。

施策の方向性

- がん検診等を実施し、要精密検査となった方には受診を促すことなどにより、疾病の早期発見と適切な治療につなげます。
- 歯科健診や歯科保健指導の実施により、むし歯や歯周病の予防対策を講じます。
- 新型コロナウイルスや新型インフルエンザなどの感染症について、感染予防に関する啓発や感染症発生時・拡大期における適切な情報発信を行うほか、保健所・医師会等の関係機関との連携強化を図ります。
- 感染症発生時に事業継続計画(BCP)に基づき、市民生活を支える事業の継続と経済活動の安定を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
がん検診の受診率	12.3% (R1)	14.5%	根拠法に基づく5つのがん検診(胃・子宮頸・乳・大腸・肺がん)の平均受診率です。

成人歯科健診の受診率	12.5% (R1)	14.5%	根拠法に基づく年齢対象者(40・50・60・70歳)の受診率です。
------------	---------------	-------	-----------------------------------

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
各種疾病検診事業	健康増進法に基づき、胃・子宮頸・乳・大腸・肺がん検診を実施します。
歯科健診事業	歯の喪失の防止、歯と口の機能保持を図るため、成人歯科健康診査(歯周病検診含む)を実施します。
感染症対策事業	市民生活や地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく、感染拡大防止のための取組を実施します。

協働により推進したい取組

- 健(検)診の啓発や感染症発生を想定した訓練の実施に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 1 健康づくりの推進

施策 3 地域医療体制の整備

めざす姿(施策の目的)

市民一人ひとりが「かかりつけ」の医療機関や薬局を持ち、身近な場所で気軽に健康づくりに関する相談ができています。また、在宅で療養する方を含め、休日・夜間や災害発生時などにおいても適切な医療サービスを受けることができる体制が整っています。

現状と課題

国では、「初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院(200床以上)で行う」という医療機関相互の役割分担を推進しています。市民が身近な所でかかりつけ医などを見つけることができるよう、情報提供を強化することや、ほとんどの医療機関が休診となる休日や夜間における応急診療体制の整備が求められています。

また、高齢化の進展とともに、在宅療養へのニーズが高まっており、環境の整備が求められています。さらに、大規模災害発生時においても市民の生命や健康を守るため、発災直後から復興までの各フェーズに応じた医療救護や保健活動等を行うことが可能となるよう、関係機関との協働・連携体制の強化を図ることが必要です。

施策の方向性

- 自分の健康状態に心配事が生じた際に気軽に相談できるよう、「かかりつけ」の医療機関、歯科医療機関、薬局等を持ち、定期的に受診するよう促すとともに、休日・夜間における応急診療の実施体制を整備します。
- 国や東京都、医師会等と連携しながら、在宅療養の取組を充実させます。
- 大規模な災害が発生した場合にも適切な医療サービスを提供することができるよう、関係機関と人的支援・物的支援に関する体制強化に向けた取組を進めます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
かかりつけ医・歯科医・薬局をもっている人の割合	73.6% (R1)	74.5%	65歳以上でかかりつけ医・歯科医・薬局をもっている人の平均割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
休日・夜間診療事業	府中市保健センターで休日・夜間診療を実施します。
災害時医療体制等整備事業	医療機関、医師会、歯科医師会及び薬剤師会と協働・連携し、災害時の医療体制を整備・強化します。

協働により推進したい取組

- 「かかりつけ」の医療機関や薬局をもつことの啓発や、災害発生時における医療救護や保健活動等の協働・連携体制の整備に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 子ども・子育て支援の充実

施策 4 地域における子育て支援

めざす姿(施策の目的)

地域全体で子ども・子育てを支えていく取組が充実し、子育て家庭が孤立し、悩みを抱え込むことなく、気軽に交流・相談できる環境が整っており、様々な人とのふれあいを通じて、子どもが健やかに成長しています。

現状と課題

現在、在宅で子育てをする家庭が孤立することのないよう、子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター、私立保育園などの市内16か所において、親子で交流し、気軽に相談できる場などを提供するとともに、市立保育所(基幹保育所)を各エリアの拠点として、親子交流活動や子育て相談、子育て講座などを実施しています。そのような中、子どもの発育・発達などに悩みを抱える保護者は増えているため、地域で気軽に相談できる環境の整備がより一層求められています。

また、子どもの貧困が社会問題とされる中、「子どもの生活実態調査」では、生活や養育に困難を抱える子育て家庭の存在が明らかにされており、地域で子ども食堂等を実施している団体を支援し、地域の居場所づくりの促進や見守り体制の充実を図っています。今後はさらにこれらの地域でのつながりや子育てのネットワークを活かした取組が必要です。

施策の方向性

- 子ども家庭支援センター等で地域子育て支援拠点(子育てひろば)事業を実施し、親子が気軽に交流し、悩み事を相談できる機会を提供するとともに、「今後の保育行政の在り方に関する基本方針」に基づき、市立保育所(基幹保育所)を各エリアの拠点として、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
- また、「子どもの未来応援基本方針」に掲げる地域での寄り添い支援を実現するため、子ども食堂実施団体など、様々な団体や人材、大学等の社会資源と更なる連携や協働を図りながら、地域で子ども・子育てを支えていく体制の構築及び施策の推進を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
地域子育て支援拠点(子育てひろば)事業への延参加人数	77,338人 (R1)	84,710人	子育てひろば事業に参加した子どもの人数です。
地域子ども・子育て応援連絡会参加団体数	8団体 (R2)	16団体	地域子ども・子育て応援連絡会に参加した団体数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
地域子育て支援(子育てひろば等)事業	子ども家庭支援センター「たち」「しらとり」、地域子育て支援センター「はぐ」などにおいて、親子が気軽に交流や相談できる場を提供するほか、子育て講座、イベント等の啓発活動を実施します。また、市立保育所(基幹保育所)を拠点として、地域の市施設等の社会資源を活用しながら、保育士への相談や保護者同士の情報交換、親子の交流ができる場を提供します。
地域子ども・子育て応援事業	子ども食堂等の活動団体に対して補助を行うとともに地域のネットワークを活かし、地域団体と協働で子ども・子育てを支える取組を進めます。

協働により推進したい取組

- 子ども食堂などの地域団体との子ども・子育てを応援する活動及び地域のネットワークづくりに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 子ども・子育て支援の充実

施策 5 妊娠期から子育て期までの継続的な支援

めざす姿(施策の目的)

妊娠、出産、育児のそれぞれにおいて、適切な情報提供、不安や悩みに対する相談支援、医療費等の経済的負担に対する支援などが行われており、保護者が安心して子どもを生み育てることができる環境が整っています。

現状と課題

子育ての不安や悩みに関する相談や児童虐待の通告が増えるなか、子育て世代包括支援センター事業を実施し、妊娠期からの切れ目のない相談支援を展開しています。また、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当等の支給及び妊婦健診、医療費等の助成を行っています。

児童虐待については、自ら助けを求められない家庭、複数の問題を抱える家庭は深刻な状態に陥りやすいため、関係機関との更なる連携強化を図り、未然防止及び重篤化防止に取り組むことが必要です。

また、母子健康手帳交付時に保健師等の専門職による面談を行い、状況に応じた支援につなげることで、妊娠期から育児不安を軽減し、産後うつを予防するほか、学校等と連携し、望まない妊娠に対する取り組みを充実することが重要です。

さらに、増加する母親のメンタルの不調や子どもの発達の課題を、新生児訪問や乳幼児健康診査により早期に発見し、産後ケア事業や家事育児支援事業を活用して、親と子の健康の保持増進を推進することも重要です。

施策の方向性

- 児童手当等の支給及び医療費等の助成を引き続き行い、子育て家庭を経済的に支援します。
- 妊娠期からの継続的な相談支援をワンストップで行うため、母子保健と子育てに関する支援を1つの場所で一体的に提供できる「子育て世代包括支援センター」を整備します。また、地域のネットワークを強化し、子育て家庭のニーズに対応した、きめ細かいサービスの調整・提供を行うとともに、相談支援を行う機関の周知広報など虐待防止の普及啓発を行い、児童虐待の未然防止及び重篤化防止を図ります。
- 母子健康手帳交付時の面談や新生児訪問、乳幼児健診、予防接種、各種講座、産後ケアを実施し、母子の健康の保持増進を図るとともに、若年妊婦や望まない妊娠、産後うつに対応します。また、医療機関や保健所等の関係機関との連携を強化し、母子保健事業の充実を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
この地域で、今後も子育てをしていきたい人の割合	75% (R2)	80%	3・4か月児、1歳6か月児及び3歳児の健診で実施するアンケートにより把握します。
虐待に係る問題が終了した相談の割合	53% (R2)	60%	新規の虐待相談のうち、相談対応を行って虐待に係る問題が終了した相談の割合です。
乳幼児精密健康診査の受診率	100% (R2)	100%	乳幼児健診で精密健診となった乳幼児の病院受診率です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
児童手当支給及び子育て家庭医療費等助成事業	義務教育修了前の児童について、適正に児童手当を支給するとともに、保険診療の自己負担分を助成します。
子育て世代包括支援センター事業	母子健康手帳交付時の面談により個別の状況を把握し、妊娠期からの継続的な情報提供や相談支援を行います。また、研修会等を実施して関係機関との連携強化を図り、支援体制の充実及び虐待防止の普及啓発を行います。
母子健康づくり支援事業	適切な時期に乳幼児の各種健診を行い、発育と発達の確認及び疾病の早期発見と早期治療につなげる保健指導を行います。また、各種講座を実施し、母子の健康づくりを実践できるよう支援するほか、学校等と連携し、命の大切さ等を学ぶ性教育講座を実施します。

協働により推進したい取組

- 子育てに係る情報収集・提供や、児童虐待の防止等に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 子ども・子育て支援の充実

施策 6 ひとり親家庭への支援

めざす姿(施策の目的)

ひとり親家庭が自分たち家族にとって必要なサービス等を選択・活用しながら、親子が自立し安心して暮らしています。

現状と課題

ひとり親家庭を対象とした手当の給付及び医療費の助成を行っているほか、家計や就労、社会福祉の専門相談員がひとり親家庭の保護者からの相談を受け、資格取得や就業に係る支援、必要なサービスの提供等を行い、自立を促進しています。しかし、「子ども・子育て支援に関する市民意向調査」や「子どもの生活実態調査」では、経済的・精神的・時間的に余裕がない方々が以前より増えており、子どもへの影響が懸念されることから、相談体制の更なる充実や各種支援制度の周知徹底とともに、相談しやすい環境整備などが求められています。そのため、家計や就労、資格取得、育児支援や住宅支援のほか、学習支援に関することや地域団体との協働による子ども食堂等様々な分野について、ひとり親家庭に関係する情報をまとめた冊子を配布するなどの情報発信を行っており、今後も継続した取組が必要です。また、時間的に余裕がない保護者が相談しやすい環境を整えていく必要があります。

さらに、意向調査では、離婚の際に養育費の取決めをしていますが、実際に受け取ることができていない事例が多いこともわかってきたため、離婚前からの適切な情報提供が求められています。

施策の方向性

- ひとり親家庭の親の就労や子育ての実情に合わせ、必要なサービスにつながるよう、ひとり親家庭に特化した情報提供を継続して行うほか、オンラインでの相談支援を行います。
- 離婚前・離婚直後などの早い段階で、当該家庭の課題解決に向けて短・中・長期の計画を提示するなど、関係機関と連携し、将来の経済的・精神的な安定を見据えた支援を行います。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
ひとり親ホームヘルプサービス事業の登録者数	45人 (R1)	65人	ひとり親家庭に必要なサービスを提供するホームヘルプサービス事業の登録者数です。
養育費の受給率	29.3% (H30)	44.3%	養育費の取決めをした人において実際に受け取ることができる人の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ひとり親ホームヘルプサービス事業の周知を図り、保護者のけがや病気はもとより、資格取得や就労等の自立に向けた支援を行います。
ひとり親家庭自立支援事業	離婚前後の時期を捉え、養育費や面会交流など子どもにとって有益な情報や、家計や資格取得を踏まえた就労のキャリアアップの情報などについて、SNS等を活用した周知やオンラインを含めた面接等を行います。

協働により推進したい取組

- ひとり親家庭の孤立化防止に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 子ども・子育て支援の充実

施策 7 教育・保育サービスの充実

めざす姿(施策の目的)

就学前の子どもに対して、それぞれの家庭の状況や子どもの個性に応じて必要とされる教育・保育サービスが提供されており、安心して出産し、子育てできる環境が整っています。

現状と課題

女性の就業率増加により高まる保育需要に対応するため、認可保育所の開設や定員増を進めた結果、待機児童数は平成29年度の383人をピークとして、平成31年度は146人、令和2年度は86人、令和3年度は28人となり、待機児童は解消には至っていないものの、年々減少しています。保育施設の増加や多様化に加え、利用者の働き方やニーズなども変化していることから、各事業者の保育サービスの質を維持・向上させる取組や人材(保育士)の確保が求められるとともに、医療的ケアが必要な児童など、特別な支援が必要な児童の受入体制の整備が求められています。また、今後は就学前児童人口の減少が進み、教育・保育サービスの供給過多や地域偏在の課題が想定されることから、対応策について早期に検討・着手することが必要です。

施策の方向性

- 施設への給付や保護者への保育料の助成を通じて、保育園をはじめとする保育施設や幼稚園等の中から保護者が最適な教育・保育サービスを選択できる環境を整えます。保育園の延長保育や一時預かり等についても、需要の変化に留意しつつ、事業を継続します。また、事業者の協力を得ながら、特別な支援が必要な児童等の個別ニーズに対応していきます。
- 教育・保育の質の維持・向上を図るためには、保育士等の確保と育成が必要なことから、保育士等の処遇改善やキャリアアップのほか、業務負担の軽減に取り組みます。また、良質な育成環境を維持できるよう、事業者に対する保育支援者巡回支援や指導検査、第三者評価の受審費用の助成を引き続き実施します。
- 待機児童を増やさない、発生させないための取組を進めるとともに、今後想定される教育・保育サービスの供給過多や地域偏在への対応策を検討します。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
保育所入所待機児童数	28人 (R3)	0人	4月1日時点において認可保育所の入所要件を満たし、入所の申込みをしているが認可保育所等に入所できない児童数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
待機児童解消事業	保育コンシェルジュ ¹⁹ によるきめ細かい相談対応により、保護者のニーズに合った教育・保育サービスを提供するとともに、保育施設の定員未充足や地域偏在への対応策として、定員調整等の検討を進めていきます。
教育・保育施設給付・運営事業	子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育給付を適正に行うとともに、教育・保育施設が利用者ニーズに対応した一時預かり、延長保育等の事業を展開する際の支援を行います。 また、特別な支援が必要な児童について、障害児保育等の受入れの充実を図ります。
保育施設・保育士等支援事業	良質な育成環境の維持・向上を図るため、認可保育所・認証保育所等に対し、公立保育所長経験者等が助言・相談等を行う巡回支援を実施します。また、保育士等の処遇改善や負担軽減に資する事業に対する支援を行います。

協働により推進したい取組

- 利用者のニーズに沿った多様な保育・教育サービスの提供に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 3 高齢者サービスの充実

施策 8 高齢者がいきいきするための支援

めざす姿(施策の目的)

働く意欲のある高齢者が自身の知識や経験を活かして地域で活躍しています。また、地域で支え合いや見守りの体制が整備され、高齢者が社会参加しながら、安心感をもっていきいきと暮らしています。

現状と課題

国の掲げる人生100年時代における生涯現役社会の実現に向け、意欲と能力をもつ高齢者が貴重な社会資源として地域の支え手・担い手となるよう、就労や社会参加に係る情報提供及び制度等の充実を図るとともに、その前提として健康づくり、健康寿命の延伸を図ることが必要です。また、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年度(2025年)には、更に高齢者の割合が増加し、一人暮らしも含めた高齢者のみの世帯の増加も見込まれるため、孤立化する高齢者を地域で見守り、支え合う仕組みづくりの強化が求められています。

施策の方向性

- 府中市勤労者福祉振興公社やシルバー人材センターを支援するとともに、ハローワーク府中や東京しごとセンター等と連携を密にし、相談・支援等の情報提供を行うことにより、意欲のある高齢者を多様な就労へとつなげていきます。
- 高齢者が自身の生活の充実や介護予防につなげられるよう、地域と関わり、社会参加ができる場の拡充と情報提供等の支援を行うほか、余暇活動や交流の促進、生涯学習の場を確保することで、活動意欲の向上と健康づくりの支援を行います。
- フレイル^{*20} 予防の普及啓発を行い、高齢者が日常生活に必要な筋力の維持、口腔・栄養状態の改善などについて、自主的かつ継続的に取り組むことができるような仕組みづくり、地域づくりを進めます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
高年齢者無料職業紹介等就業支援事業による就職者数	165人 (R2)	250人	高年齢者に対する無料職業紹介等就業支援事業を利用して就職した人数です。

シニアクラブの加入率	9.9% (R2)	9.9%	65歳以上の市民のうち、シニアクラブに加入している人の割合です。
フレイル予防講習会の参加者数	1,794人 (R2)	4,400人	地域包括支援センターで実施しているフレイル予防講習会の参加者の人数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
高齢者就労支援事業	府中市勤労者福祉振興公社やシルバー人材センターへの支援を通じ、希望する高齢者の就労へとつなげます。
シニアクラブ支援事業	シニアクラブが行う社会奉仕活動・文化活動・健康増進活動に対して補助を行い、高齢者の社会参加を促進するとともに、地域での支え合いを支援します。
介護予防推進センター事業	介護予防推進センターについて、介護予防の講座や教室を充実させるとともに、地域包括支援センターにつないでいく介護予防の拠点としての役割も強化し、高齢者が住み慣れた地域で自立し、健康で暮らし続けられるよう支援します。

協働により推進したい取組

- フレイル予防・介護予防を含めた健康寿命の延伸や、高齢者が集えるサロンの運営に関する事

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 3 高齢者サービスの充実

施策 9 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援

めざす姿(施策の目的)

認知症の高齢者をはじめ、支援や見守りを必要とする高齢者とその家族を地域住民、事業者、関係機関等で支え合うネットワークが構築されており、すべての高齢者が安心して暮らしています。

現状と課題

今後、高齢化がますます進展する中で、高齢者が自身の望む生活を送ることができるよう、医療、介護に加え、地域、企業、市等が一体となって支えていく地域包括ケアシステム^{*21}を構築することが重要であり、その地域拠点となる地域包括支援センターの相談支援や権利擁護、虐待防止等に係る機能の強化が必要です。また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、在宅で各種の医療・福祉サービスを受けることができる仕組みづくりが必要であり、医療と介護の連携を更に充実させていくことが求められています。

特に認知症の人については、早期に発見し、迅速に対応することができるよう、関係機関における連携を強化することが求められています。

施策の方向性

- 市内に11か所ある地域包括支援センターを中心としたネットワーク機能を強化し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- 医療が必要になっても在宅での療養生活や看取りを行えるよう、医療・介護連携の充実や療養環境の整備を進めます。
- 認知症初期集中支援に係る取組や多職種連携・協働の充実を図り、認知症があってもなくても同じ社会の一員として共に地域をつくっていく意識を醸成し、地域共生社会を目指します。
- 手助けを必要とする高齢者が安心して暮らせるよう、地域における支え合いの輪を広げるとともに、支援活動そのものを社会参加と捉え、支援に携わる方々の生きがいにもつなげます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
医療・介護連携率	医療66.3% 介護65.3% (R1)	医療73% 介護73%	医療従事者及び介護サービス事業者が「医療と介護が連携している」と

			感じる割合です。
認知症サポーターの養成数	25,405人 (R2)	40,000人	認知症を正しく理解し、本人や家族を見守り、支援するための養成講座を受講した市民等の人数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
地域包括支援センター事業	高齢者とその家族が適切なサービスを選択・利用できるよう、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実、センター間の情報共有の徹底、さらには地域の保健、医療、福祉関係者とのネットワークづくりの充実を図ります。
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の必要な在宅高齢者を支えるため、介護従事者と医療関係者間の顔の見える関係づくりと、連携や協働に向けたネットワーク構築を進めます。
認知症対策事業	認知症の人や家族の視点に立ち、認知症の人が家族と共に地域で暮らすための「共生」と、認知症の発症を遅らせ認知症になっても穏やかに暮らせるような視点からの「予防」のための取組を推進し、認知症バリアフリー社会の実現に努めます。

協働により推進したい取組

- 高齢者の見守りネットワークに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 障害者サービスの充実

施策 10 障害者の社会参加の推進

めざす姿(施策の目的)

障害のある人が地域の一員として地域における交流活動に参加するほか、社会の一員としてその人らしく働くことができるなど、積極的な社会参加が可能なまちになっています。

現状と課題

障害に関する理解を深めるため、各種イベントの開催や啓発活動等を行っていますが、今後は様々な団体や事業者との連携・協働により、ノーマライゼーション^{*22}に対する理解促進に向けた一層の取組が求められています。また、地域を中心とした活動に参加しやすくなるよう、障害のある人と地域の人との交流の機会や場づくりの支援を行うことや、多様な活動に参加しやすいように移動・移送サービスの充実を図ることも必要です。

府中市立心身障害者福祉センターにおいて障害者就労支援事業を行っていますが、就労支援、就労定着支援の充実を図るとともに、障害のある人の雇用促進や働きやすい職場づくりについて、ハローワーク等と連携し市内企業等に向けて意識啓発や必要となる支援を行うことが求められています。

施策の方向性

- 障害に関する知識や障害のある人への理解を広め、お互いの個性を尊重し合い、つながり合い、支え合う地域共生社会を目指し、ノーマライゼーションの理念の普及を推進します。
- 障害のある人と地域の人との交流を推進するとともに、様々な活動への参加手段として、移動・移送支援の充実を図ります。
- 関係機関と連携を図りながら障害のある人の一般就労への支援や就労後の定着の支援を行うとともに、就労機会の確保や就労に向けた相談・支援体制の充実を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
障害者地域交流促進事業参加者数	5,948人 (R1)	6,150人	障害者軽スポーツ大会、WaiWai フェスティバル及びプール開放の参加者数です。

移動・移送サービス利用者数	3,296人 (R2)	3,680人	心身障害者福祉タクシー事業及び心身障害者自動車ガソリン等費用助成事業を利用した人数です。
就労移行支援事業等を利用した一般就労への移行者数	27人 (R2)	43人	障害者就労支援事業等を利用し、一般就労した人数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
障害理解・意識啓発の推進事業	障害者軽スポーツ大会や WaiWai フェスティバルなどのイベントを開催するとともに、広報紙やホームページを活用した啓発活動を実施する。
障害者自立移動支援事業	福祉タクシー券の助成を行うとともに、ガソリン費の助成を行います。
就労支援事業	就労相談を通して、一人ひとりの状態や日常生活に合わせた総合的な支援を行うとともに、就労した後の職場への定着を支援します。 必要に応じてジョブコーチ(現場適応支援者)を、関係機関の協力のもとに活用します。

協働により推進したい取組

- 障害理解や意識啓発に関するイベントの実施や、障害のある人の就労に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 障害者サービスの充実

施策 11 障害者差別の解消と相談支援機能の充実

めざす姿(施策の目的)

市民が、障害の有無に関わらずお互いを尊重し合い、家庭や職場で自分らしく過ごせています。また、障害のある人やその家族からの悩みに応じる体制が整備され、必要とする人への適切な相談支援が行われています。

現状と課題

平成28年度に障害者差別解消法が施行された後、平成30年度には東京都が民間事業者における合理的配慮を義務とする、国よりも踏み込んだ内容の条例を制定しており、本市においても不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供²³に関する取組を行っています。今後も啓発を行うとともに、障害のある人への虐待の防止や権利擁護の推進に関する取組にも注力することが必要です。

また、4つの地域生活支援センター(委託相談支援事業所)が連携して相談支援を行っていますが、児童から高齢期までのライフステージ全体を包括した一体的な相談支援ニーズへの対応が課題となっていることから、体制の充実・強化を図り、障害のある人に寄り添い、意思決定を支援していくことが求められています。

施策の方向性

- 障害のある人が望む合理的配慮の提供を進めるとともに、障害を理由とする差別の解消に向けた意識啓発や虐待の防止、権利擁護体制の充実や成年後見制度の利用促進などを図ります。
- 基幹相談支援センターを中核としたネットワークを構築するとともに、障害のある人が身近な場所で気軽に相談できる体制の整備、障害の特性やライフステージに応じたサービスの提供等に関する相談支援機能の充実を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
「合理的配慮の提供」の認知度	都 26.3% (R2)	30.5%	世論調査により調査した障害者差別に関する普及率です。 令和3年度より質問項目に含めます。 (基準値は、令和元年度

			インターネット都政モニターアンケートを参照)
指定特定相談支援事業者数	19か所 (R2)	20か所	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスを利用するためのサービス等の利用計画の作成及び基本相談支援の提供を行うことができる指定特定相談支援事業者の数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
障害者差別解消推進事業	障害者差別解消支援地域協議会(仮)にて事例の共有や意見交換、啓発ツール等を検討します。また、市内の民間事業者に向けて、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害のある人への合理的配慮の提供について周知し、建設的な対話を促します。
障害者相談支援事業	基幹相談支援センターと連携した相談支援体制を構築し、障害特性に応じた専門的かつ地域に根差した相談支援を実施します。
障害者等地域自立支援協議会運営事業	相談支援機能の向上のため、地域の課題を共有し、課題解決に向けて協議します。

協働により推進したい取組

- 合理的配慮の提供や相談支援のネットワークに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 障害者サービスの充実

施策 12 障害者の地域生活支援

めざす姿(施策の目的)

障害のある人の地域生活を支えるサービスの充実や支援体制の整備がなされており、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができています。

現状と課題

市内の障害に関する手帳所持者数は増加傾向にあり、障害福祉サービスの実績も増加しています。今後も増加が見込まれるため、必要とするサービスを利用できるよう、障害特性や希望を踏まえたサービス提供体制の充実に努めるとともに、地域生活の基盤となるグループホームの整備・充実や、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助の利用促進を図ることが求められています。また、府中市手話の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例に基づき、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進等の取組を進めており、今後、取組を充実させていくことが必要です。

さらに、障害のある人が住まいを借りやすくなるような仕組みの検討や、それぞれの支援を担う機関が役割分担の上で有機的に連携し、障害のある人が住み慣れた地域で暮らせる体制づくりを進めることが必要です。

施策の方向性

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供するとともに、グループホームの整備や入院・入所している人の地域移行・地域定着への支援を行います。
- 障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会や場、緊急時対応等の機能を支援機関とサービス提供事業所等との連携・協働により担う、地域生活支援拠点等を運営するとともに、機能の充実を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
入院(所)中の精神科病院や福祉施設から地域生活へ移行した障害者の人数	8人 (R2)	18人	入院(所)中の精神科病院や福祉施設から地域生活へ移行した障害者の数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
自立支援給付等事業	障害のある人が社会生活を営む上で必要とする介護サービス、心身の機能回復訓練、就労のための技能習得訓練等のサービスや、障害を軽減するための医療及び補装具費に関する給付を行います。
地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づいた地域生活支援事業として、手話通訳者、要約筆記者の派遣、外出のための支援、日常生活用具の給付等を行います。
地域生活支援拠点等運営事業	相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能を既存の支援機関、施設、障害福祉サービス提供事業所等が分担して担う面的整備型の地域生活支援拠点等を運営します。

協働により推進したい取組

- 関係者が情報共有や連携を図ることができる包括的なシステムの構築に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 障害者サービスの充実

施策 13 障害児への支援の充実

めざす姿(施策の目的)

障害のある児童が必要とするサービスの提供とライフステージを見通した切れ目のない支援を受けており、心身ともに健やかに成長・発達しています。

現状と課題

子ども発達支援センターにおいて、未就学児を対象に日常生活における基本動作の習得や、集団生活への適応訓練等の療育支援を実施するほか、相談支援、家族・地域支援を行っています。

しかしながら、社会全体で発達に関する意識が高まるとともに、子どもの発達の遅れに関する不安を抱える家族が増えており、その需要に対して十分に対応できる体制整備が求められます。

また、看護師等が配置されているなど、医療的ケア児^{*24}が安心して安全に利用できる社会資源が全体的に不足しているため、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図ることで、医療的ケア児が心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが求められています。

施策の方向性

- 児童福祉法に基づく障害児通所支援等のサービスを提供します。
- 関係機関との連携・協働を図りながら、障害の早期把握・早期対応を進めるとともに、障害の状況に応じた切れ目のない支援体制の整備と充実を図ります。さらに、医療的ケアを必要とする児童を支援するための体制の整備を進めます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
発達相談の新規利用者数	197人 (R2)	300人	発達相談のインテーク(初回面接)件数。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
児童発達支援事業	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保や充実を図ります。
福祉型児童発達支援センター整備事業	日常生活における基本的動作、必要な知識や技能、集団生活への適応のための訓練等及び相談支援、家族・地域支援を行う児童発達支援に関する中核施設を整備・運営します。
医療的ケア児支援推進事業	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携強化を図るほか、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置等により、関連分野の支援調整を行います。

協働により推進したい取組

- 「ちゅうファイル(支援ファイル)^{*25}」の活用による継続した支援に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策5 社会保障制度の充実

施策 14 高齢者医療制度の普及と推進

めざす姿(施策の目的)

健康寿命の延伸に伴い、元気でいきいきとした後期高齢者が増えています。また、後期高齢者医療制度の安定的な運営により、病気やけがなどをした際には、誰もが安心して最適な医療を受けることができます。

現状と課題

今後、団塊の世代が後期高齢者となることにより、被保険者数の急増が見込まれる中、誰もが安心して医療を受けられるよう、後期高齢者医療制度を持続可能なものにする必要があります。このため、人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進・健康維持に向けたきめ細かい対応や、保険料の確実な収納、医療費の適正化に係る情報提供など、制度の安定的な運営に資する取組の着実な推進が求められています。

施策の方向性

- 制度の実施主体である東京都後期高齢者医療広域連合との密接な連携により、制度内容の周知をはじめ、各種手続の受付や保険料徴収、さらには健康診査とその結果を基に必要な支援につなげ、フレイル^{*20}予防の取組を実施するなど、制度運営の安定化や医療費の適正化を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
後期高齢者医療保険料 収納率	99.50% (R2)	99.75%	後期高齢者医療保険料 調定額に対する収入額 の割合です。
後期高齢者医療健康診 査受診率	66.9% (R1)	68.4%	後期高齢者医療健康診 査対象者に対する受診 者の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
後期高齢者医療保険料徴収事業	後期高齢者医療被保険者から、特別徴収・普通徴収により保険料を徴収します。
後期高齢者医療制度運営費負担事業	後期高齢者医療制度の安定した制度運営に寄与するため、東京都後期高齢者広域連合の運営費を負担します。
後期高齢者健康診査事業	後期高齢者医療被保険者の健康づくりと医療費の適正化のため、東京都後期高齢者医療広域連合から委託を受けて健康診査を実施します。

協働により推進したい取組

- ジェネリック医薬品^{*26}への切り替えといった医療費の適正化や、フレイル予防といった健康寿命の延伸に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策5 社会保障制度の充実

施策 15 国民健康保険の運営

めざす姿(施策の目的)

市民の健康意識が高まっており、一人ひとりが健康の保持・増進や疾病の予防・早期発見などに努めるとともに、国民健康保険制度の安定的な運営により、誰もが必要な時に適切な医療を受けることができます。

現状と課題

国民健康保険制度は、平成30年度から財政の安定や効率的な事業運営を目的として、都道府県と市区町村が共同して運営を行うようになりました。本市においては、東京都が算出した標準保険料(税)率²⁷と、本市の保険税率とが乖離していることから、赤字を補填している一般会計からの繰入金は、他市と比べて被保険者一人当たりの額が多くなっています。このことから、財政健全化等への更なる取組が求められています。

財政健全化に向けた取組として、計画的な保険税率の見直しとともに、新たな収納方法の検討等、納付環境の整備や適正な滞納処分など、税収の確保並びに収納率の維持・向上のための取組が求められています。また、特定健康診査等の実施により生活習慣病の予防・早期発見に努めるとともに、その他の医療費適正化に向けた事業を計画的に展開していますが、今後は健診の更なる受診率向上に向けた取組も求められています。

施策の方向性

- 納付しやすい環境づくりや滞納整理の強化などによる税収確保に努めるとともに、特定健康診査や特定保健指導などの保健事業の普及啓発方法の見直しを図り、受診率の向上にも努めるなど、被保険者の健康保持・増進と合わせて将来的な医療費の適正化にも取り組むことで、安定した国民健康保険制度の運営を目指します。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
国民健康保険税収納率	84.6% (R2)	精査中	国民健康保険税調定額(現年課税分・滞納繰越分の合計)に対する収入額の割合です。
特定健康診査受診率	53.0% (R1)	60%	特定健康診査対象者に対する受診者の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
国民健康保険運営事務	制度を安定的に運営するため、適切な資格管理による課税を行うほか、納付環境の整備等により収納率の向上を図ります。
国民健康保険保健事業事務	特定健康診査や特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防事業などを実施します。

協働により推進したい取組

- 健康の保持・増進や疾病の予防・早期発見に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策5 社会保障制度の充実

施策16 国民年金の普及

めざす姿(施策の目的)

若者から高齢者まで、すべての市民が公的年金制度を正しく理解して年金保険料を納付し、受給要件を満たすと、老後や障害者となった際に支給される年金などにより安定した生活基盤を築いています。

現状と課題

年金制度の仕組みは複雑でわかりにくい面があるため、正しい知識と理解が深まるよう普及・啓発に努めるとともに、市民の身近な窓口として、年金事務所との連携・協力による相談業務、丁寧な利用案内や手続の簡素化などに取り組むことが必要です。また、年金制度を将来にわたり維持・運営していくため、未加入者や保険料未納の被保険者を減らす、なくしていくための取組も求められています。

施策の方向性

- 国民年金(公的年金制度の趣旨)の普及・啓発に向け、パンフレット、広報紙及びホームページなどを活用し、周知や加入促進などに努めるとともに、市民にとって最も身近な窓口として丁寧な相談業務を行うほか、市で行える手続と年金事務所(日本年金機構)でしか手続できない業務についてのわかりやすい案内などに努めます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
国民年金保険料の納付率	68.4% (R2)	70.5%	国民年金第1号被保険者の納付対象月数に占める納付実施月数の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
国民年金手続相談事業	市民にとって身近な窓口として、国民年金業務を遂行し、年金事務所で行える手続と市でできる手続をわかりやすく案内し、スムーズな手続に努める。
国民年金普及・啓発事業	年金制度をわかりやすく、正しく理解できるように案内するとともに、年金制度への未加入や年金保険料が未納にならないように普及・啓発に努める。

協働により推進したい取組

- 年金制度(仕組み)の正しい知識や理解の普及・啓発に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策5 社会保障制度の充実

施策17 介護保険制度の円滑な運営

めざす姿(施策の目的)

高齢者が必要な介護保険サービスを適切に利用できており、自身の尊厳を保持しつつ、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができます。

現状と課題

高齢化の進展による介護サービス量の増加に伴い、給付費が伸び続けていることから、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年に向けて、制度を持続させるための取組を強化することが求められています。

施策の方向性

- 給付適正化事業などの保険者機能の強化を進めつつ、サービス基盤の整備を図ることにより、介護の必要な方に適正なサービスが提供できるように、介護保険の円滑な運営を進めます。
- 新たな人材確保につなげる取組や人材育成のための専門研修、人材の定着化を図るための取組などを実施し、多様化する高齢者の介護・福祉ニーズに対応します。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
前期高齢者の要介護認定率	4.7% (R2)	4.6%	65歳から74歳までの要介護(支援)認定者の割合です。
介護サービスの認知度	39.8% (R2)	66.4%	介護サービスの各内容について知っている市民の割合です。
介護保険の軽度者が重度化する割合	33.1% (R2)	30%	介護認定の更新申請の結果、前回の介護度よりも重度化している人の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
介護保険給付適正化事業	介護サービスを必要とする人を適切に認定した上で、利用者が必要とするサービスを介護サービス事業者等が適正に提供するように努めます。
介護保険サービス事業者の感染症対策事業	介護サービス事業所で感染症が発生した場合、国や都から示されている留意すべき対策などについて情報提供します。また、感染症対策に関する事業者からの相談に応じるとともに、保健所や関係課と連携して感染拡大防止についての助言を行います。

協働により推進したい取組

- 介護保険制度の内容や介護方法などについての理解・普及や、災害時や感染症対策などに必要となる高齢者への支援に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 6 生活の安定の確保

施策 18 低所得者の自立支援

めざす姿(施策の目的)

経済的に困窮する市民が自身の状況に応じた支援や情報につながるができる相談体制等が整備されており、生活保護制度を含めた様々な施策によってその困窮状態が解消されています。

現状と課題

平成27年度から始まった生活困窮者自立支援制度で定められたすべての事業を実施し、複雑化・多様化する課題に対し「断らない相談窓口」として、包括的に相談を受け、支援できる体制を整備しています。また、子どもの学習・生活支援事業を実施し、貧困の連鎖の防止にも努めていますが、社会的に孤立した困窮状態にある方をいかに把握し、早期の支援につなげていくかが課題となっています。また、生活保護受給世帯の経済的自立に向けて、ハローワークとの協働による「就労支援コーナーふちゅう」を開設していますが、就労が決定した人を増やすことに加え、就労後に離職しないようフォローすることが求められています。

施策の方向性

- 「断らない相談窓口」について徹底するとともに、相談者に対するきめ細かい支援を継続して行います。また、地域の関係機関や関係団体との連携により、潜在的に困窮状態にある方が生活保護等の必要となる支援につながるような取組を展開します。
- 早期に離職することなく、安定した就労を継続できるよう支援するとともに、特に1人では就労に結び付かない人には、本人の生活環境の整備や、本人の希望や特性に合った就労支援を実施するなど、誰もが社会とつながり、孤立することのないよう関わっていきます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
生活困窮者自立支援に関わる新規相談件数	624件 (R1)	715件	平成27年法施行後から令和元年まで、新規相談件数は毎年600件前後となっています。R2はコロナ禍の影響で約2倍に増加しています

			が、R7はコロナ禍終息後を考慮しての件数です。
生活保護受給者の就労決定数	66件 (R1)	70件	生活保護受給者に就労支援を実施した結果、就労が決定した件数です。
生活保護受給者の就労定着率	76.7% (R2)	90%	生活保護受給者が就職決定後、3か月以上就労を継続した割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
生活困窮者自立支援事業	地域福祉コーディネーターやわがまち支えあい協議会などと連携し、地域で孤立している人や潜在的な困窮状態の方を早期の支援につなぎます。また、支援に際しては、複合的な課題を抱えた方に対して包括的な支援を実施します。
生活保護受給者自立支援事業	生活保護受給者の経済的自立に向けて、一人ひとりの状況に合わせた就労支援を実施します。また、就労決定後の定着支援にも注力するとともに、就労以外の各種支援も実施することにより、社会的自立の促進と社会的孤立の防止を目指します。

協働により推進したい取組

- 地域の中で孤立し、困難を抱える人の把握や早期支援のほか、低所得者や要支援者の支援に係る多様な働き方に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 6 生活の安定の確保

施策 19 住宅セーフティネット制度^{*28}の推進

めざす姿(施策の目的)

高齢者や低所得者等の住宅の確保に特に配慮を要する方に、公的住宅に加え、民間の空き家・空き室を活用した居住支援が行われており、誰もが安心して暮らすことができます。

現状と課題

住宅セーフティネットの根幹は市営住宅等の公的住宅であるものの、既に存在する空き家や民間賃貸住宅の空き室についても有効に活用することが求められています。しかし、高齢者や低所得者等の住宅確保要配慮者が賃貸人から入居を拒まれる事例が発生しているため、早期に体制・制度を整える必要があります。

施策の方向性

- 市営住宅等の公的住宅を適切に管理するとともに、民間の空き家・空き室の有効活用を図ることにより、住宅セーフティネット制度を強化・推進していきます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者の住替え割合	64.6% (R2)	70%	相談件数に対し、住替えが決定した割合。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
市営住宅管理運営事業	安全で快適な市営住宅を将来にわたって維持していくため、修繕、各種委託、整備工事を計画的に実施します。
居住支援事業	高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援を行うため、相談窓口を設置するとともに、民間賃貸住宅に円滑に入居できる仕組みを整備していきます。

協働により推進したい取組

- 住宅確保要配慮者の居住支援に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 7 共に生きるまちづくりの推進

施策 20 つながり支え合う地域づくり

めざす姿(施策の目的)

地域において福祉課題に関する相談を受け止め、支援する環境が整備されており、地域住民が日頃から互いに関心を持ち、つながり合いながら、それぞれが主体的に課題を抽出した上で解決に向けて取り組んでいます。

現状と課題

少子高齢化や人口減少の進展により、福祉分野に限らず様々な分野で地域社会の担い手が減少しているとともに、人間関係の希薄化を背景とした「社会的孤立」や「制度の狭間」の問題等が表面化しています。そのため、従来の公的な福祉サービスを充実させるだけでなく、多様な福祉課題を抱えた個人や世帯に対し、福祉施策の横断的な連携による切れ目のない支援を行うことが必要です。このため、行政や民生委員等の福祉関係者だけでなく、住民をはじめとした地域の多様な活動主体が参画する支え合いの仕組みづくりを行い、総合的かつ包括的な相談体制を充実させていくことが求められています。

施策の方向性

- 文化センター圏域を基礎とした11の福祉エリアを設定した上で、地域の生活課題について分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な相談支援体制をエリアごとに整備します。
- 福祉エリアにおいて、住民が抱える様々な困りごと及び生活課題について、地域の多様な主体が協働・連携して解決していく体制の構築を進めるための取組を、社会福祉協議会と本市が連携し、地域福祉コーディネーターが支援することで、住民主体の地域課題解決の体制づくりを強化します。
- 複合化・複雑化した課題に対応するため、総合相談窓口を整備するとともに、関係機関との連携による包括的・継続的な支援を図ります。また、地域福祉コーディネーターが関係機関等の調整を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
困りごと相談会での相談件数	577件 (R1)	1,030件	地域福祉コーディネーターが実施する困りごと相談会での延べ相談件数です。

わがまち支えあい協議会による地域活動回数	1,174回 (R1)	1,614回	社会福祉協議会が運営を支援しているわがまち支えあい協議会による地域での活動の延べ回数です。
----------------------	----------------	--------	---

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
地域福祉コーディネーター事業	身近な地域における相談機能を強化するため、各福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置し、困りごと相談会を実施するとともに、地域の多様な主体が連携して地域課題の解決に取り組むための調整を図ります。
社会福祉協議会支援事業	本市における地域福祉事業を担う中核組織として、市民が相互に支え合うまちづくりを実現するための事業を行っている、社会福祉協議会へ補助金を交付するなど、地域福祉の更なる推進を図ります。

協働により推進したい取組

- 地域における助け合い、支え合いの仕組みづくりに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 7 共に生きるまちづくりの推進

施策 21 安心して生活できる福祉環境の整備

めざす姿(施策の目的)

高齢者、障害者、子ども、外国人などを含めたすべての人にとって、安心して住みやすいまち、訪れやすいまちになっています。

現状と課題

少子高齢化が進展し、将来的に生活を送る上で何らかの支援が必要となる高齢者の増加が見込まれる中、高齢者だけでなく障害者や妊婦、子ども連れの方など、すべての人の社会生活においてバリアとなるものを除去するとともに、新たなバリアを作らない、バリアフリーとユニバーサルデザイン^{*15}の理念に基づく取組を更に推進することが必要です。また、認知症や障害などによって物事を判断する能力が不十分な方が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用を促進することに加え、利用者が安心して福祉サービスを受けることができるよう、福祉サービスの提供体制の確保や質の向上を図ることなどが求められています。

施策の方向性

- 高齢者や障害者を含めたすべての人がいきいきと快適に暮らし、又は安心して訪れることができるまちづくりを実現するため、バリアフリー及びユニバーサルデザインを推進します。
- 社会福祉協議会、法律関係専門職、福祉関係者、医療関係者等の連携強化を図り、権利擁護支援が必要な人が成年後見制度を安心して利用できる体制を整備します。
- 福祉サービス提供事業者への運営指導や支援を通して、サービスの質の向上を図ります。また、事業者自らのサービスの質の向上と透明性の確保に向けた取組を支援することで、利用者が安心してサービスを利用できるような体制を推進します。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
心のバリアフリー ^{*29} の認知度	24% (R2)	45%	市民意識調査により把握します。
権利擁護センターふちゅうにおける成年後見制度に係る相談件数	895件 (R2)	980件	成年後見制度の仕組みや概要等を説明し、成年後見制度の活用につなげます。

福祉サービス第三者評価受審費助成数	22 事業所 (R2)	33 事業所	福祉サービス第三者評価受審費を助成した市内福祉事業所の数です。
-------------------	----------------	--------	---------------------------------

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
福祉のまちづくり推進事業 (福祉のまちづくり環境整備助成事業)	バリアフリー整備基準の徹底を図るため、建築事業者に対する着工前の事前協議及び指導を実施するとともに、既存建物のバリアフリー化を促進するため、福祉のまちづくり環境整備費の助成を行うほか、バリアフリー及びユニバーサルデザインの普及啓発を行います。
権利擁護センター事業	権利擁護センターふちゅうの機能を強化し、成年後見制度の利用促進・普及啓発を図ります。また、市民後見人養成のための講習を実施するとともに、後見人同士の情報交換会の実施など、後見人の円滑な後見活動のための支援を行います。
福祉サービス第三者評価受審助成事業	福祉サービス事業者のサービス向上と利用者への情報開示を促進するため、事業者に対し福祉サービス第三者評価制度の周知と受審費用の助成を行い、制度の普及啓発を図ります。

協働により推進したい取組

- ソフト及びハードの両面におけるバリアフリーとユニバーサルデザインの普及啓発や推進に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

2 緑とともに暮らせる 快適で安全安心なまち（生活・環境）

基本目標	基本施策	施策
生活・環境	1 緑と生きものを育むまちづくりの推進	22 生物多様性の保護と回復
		23 公園緑地等の活用促進
	2 生活環境の保全・向上	24 環境に配慮した活動の促進
		25 まちの環境美化の推進
		26 公害対策の推進
		27 斎場・墓地の管理運営
	3 循環型社会形成の推進	28 ごみの発生抑制・循環的な利用の促進
		29 継続的・安定的なごみの適正処理の確保
	4 交通安全・地域安全の推進	30 交通安全の推進
		31 地域安全の推進
	5 災害に強いまちづくりの推進	32 危機管理対策の強化
		33 消防力の充実
		34 震災に対応した建築物等の誘導

基本施策1 緑と生きものを育むまちづくりの推進

施策 22 生物多様性^{*30}の保護と回復

めざす姿(施策の目的)

自然と人間が調和し、生物多様性による日々の恵みを受け続けることができる、自然と共生した社会の実現のためには、生きものとその生息環境を守る行動を起こさなければならないことをすべての市民が理解し、環境保全に係る取組を行っています。

現状と課題

浅間山、武蔵台緑地、府中崖線や多摩川などの豊かな自然に恵まれ、貴重な生態系が残されていますが、身近な自然環境の一部は開発等の人間活動により失われつつあります。また、生物多様性に関する認知度はいまだに低い状況にあるため、市民一人ひとりにその意義や現状を理解してもらうことが必要です。その上で、様々な環境保全活動について、幅広い年齢層の市民が個人的あるいは組織的に参加しやすい仕組みが確立され、自然や生態系の保護・回復に係る具体的な取組が日常生活を含むあらゆる社会経済活動の中で展開されていることが求められます。

施策の方向性

- 市民、教育・研究機関、事業者、行政等の多様な主体が連携を深めながら、生物多様性に係る行動を始めるきっかけとなる普及啓発活動を効果的な手法により積極的に展開します。
- 市民と環境保全活動のつながりを生み出す仕組みづくりを推進するとともに、個々の活動が科学的知見に基づいた有効な手法により継続的に実行されていくための支援を行います。また、小中学生を中心とした若年層を次世代の担い手として育成するための環境教育を推進します。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
生物多様性の意味を知っている市民の割合	33.7% (R2)	37%	市民意識調査により把握します。
小中学生に対する自然環境教育の実施件数	14回 (R1)	20回	総合学習支援、水辺の楽校事業、親子自然体験イベントなどの実施件数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
生物多様性地域戦略推進事業	イベントの開催など、生物多様性の理解につながる普及啓発を行います。 生物多様性の保全と持続的な利用につながる行動を市民が日常的に実践していくための情報発信を充実させます。
自然環境保全活動促進事業	市民が気軽に取組を始められる環境や、市民、環境保全活動団体、自治会、教育・研究機関(学生)、行政などの各主体がつながり、相互に活動の担い手を供給する環境を創出します。 小中学校と連携し、次世代の担い手の育成を主眼とした環境教育の充実を図ります。

協働により推進したい取組

- 多岐にわたる生物多様性に係る活動の実施や活動団体における次世代の担い手の育成に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策1 緑と生きものを育むまちづくりの推進

施策 23 公園緑地等の活用促進

めざす姿(施策の目的)

多様なニーズに対応した公園が安心・安全に利用できる環境が整っており、様々な主体が協働しながら緑のまちづくりに取り組んでいます。

現状と課題

水と緑のネットワークの形成の考え方にに基づき、市立公園の面積を増やすなど、緑の量的な拡充に努めるとともに、質の向上を目指すこととして緑のまちづくりを進めてきました。今後は、緑の保全に加え、世代間の交流が生まれる憩いの空間、市民の健康づくりや防災・減災に役立つ空間など公園における機能の充実化や、誰もが快適に利用できるような維持管理に取り組むことが必要です。

施策の方向性

- ニーズに即した公園施設の整備を推進するとともに、安全・安心に利用してもらえるように適切な維持管理を行います。
- 緑を育て、緑に育てられる「緑育³¹」のまちづくりの観点を踏まえ、市民や事業者など様々な主体との協働による公園の管理運営の取組を広く展開します。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
公園や都市緑化で緑あふれるまちとしての市民満足度	68.9% (R2)	75.1%	市民意識調査により把握します。
インフラ管理ボランティアの長期登録者数	38団体 (R2)	46団体	ボランティア登録の団体数により把握します。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
公園緑地等維持管理事業	公園、緑地等が快適に利用できるよう適切に維持管理を行います。 官民連携手法の導入を検討し、適切な手法による維持管理を進めます。
公園緑地等整備事業	公園緑地等の改修、公園施設の更新など、公園に係る整備を行います。

協働により推進したい取組

- より快適に利用できるための公園の維持管理に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 生活環境の保全・向上

施策 24 環境に配慮した活動の促進

めざす姿(施策の目的)

本市で生活する人や事業活動を行うすべての人が持続可能な社会の実現のため密接な連携を図り、市民・事業者・市による環境パートナーシップ⁹を構築し、環境に係る情報の交換と共有を行い、環境に配慮した行動を実践しています。また、2050年までに温室効果ガス³²の排出を全体として実質ゼロとすることを目指し、持続可能なまちとして再生可能エネルギー³³や自立分散型エネルギー³⁴が普及、拡大しています。

現状と課題

環境パートナーシップの構築が十分にできていないため、環境保全活動センターが中心となり、地域で環境活動の中心となるリーダーを養成し、活動の裾野を広げるとともに、環境保全活動センター自体もその機能を十分に発揮できるよう、体制や活動拠点の見直しが必要です。また、国や東京都は2050年までに、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロとすることを宣言し、高い目標を設定しているため、本市としてもコスト面も含めた検討や抜本的な対応が求められています。

施策の方向性

- 環境保全活動センターを中心とした地域の環境活動の充実に加えて、様々な活動主体との協働の推進を図り、市民・事業者・行政などによる環境パートナーシップを構築し、各々が地球温暖化対策や環境配慮行動に取り組みます。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーをはじめとしたクリーンエネルギーの利用促進や、グリーン購入及び省エネルギー活動の普及・啓発により、市民が負担なく環境にやさしい生活スタイルへ転換できるよう支援します。また、公共施設の新築・改修の際には省エネルギー機器の導入及び災害に対する強靱性向上のため自立分散型エネルギーの利用促進を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
かんきょう塾に参加した人数(延べ人数)	157人 (R1)	180人	1回20人×9回を目指します。
二酸化炭素排出量	979千t-CO ₂ (H30)	減少	本市における年間の二酸化炭素排出量です。

改築される小・中学校への太陽光発電システム等の設置割合	(R2 は改築無)	100%	今後、改築が行われる市立小・中学校に太陽光発電設備や蓄電池システムが設置される割合です。
-----------------------------	-----------	------	--

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
環境保全活動事業	市民・事業者・学校等と連携し、環境まつり等の環境啓発イベントを実施するとともに、広く環境学習に係る交流や活動の機会となる場を提供します。
環境マネジメントシステム運営事業	法令及び東京都条例に基づく届出を毎年提出し、法令を遵守します。また、公共施設において省エネ診断を活用するなど、エネルギー使用量を計画的に削減します。
地球温暖化対策事業	公共施設の改築・大規模修繕の際には太陽光発電システムや蓄電池システムなど環境に配慮した設備を導入します。また、姉妹都市である長野県佐久穂町の町有林整備における二酸化炭素の吸収分と、本市から排出されるゴミ袋の焼却をはじめとする市民生活から発生する二酸化炭素の一部との相殺を図り、地球温暖化を防止します。

協働により推進したい取組

- 環境について考えたり知ったりする講座の企画・運営や、環境に配慮した活動に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 生活環境の保全・向上

施策 25 まちの環境美化の推進

めざす姿(施策の目的)

すべての市民が高い美化意識をもつことにより、美しく快適な環境が維持されています。また、所有者や管理者による空き家の適正管理により、安全・安心な生活環境が確保されています。

現状と課題

啓発等により市民の環境美化意識の向上が図られている一方、依然として路上喫煙やポイ捨て行為、ペットのふん尿放置等への苦情・相談が寄せられている状況のため、マナー向上に向けたより一層の啓発が必要です。また、本市が把握している管理不全の空き家について、継続的に調査した上で、解決に向けた取組を進めていますが、未解決件数はおおむね横ばいであることから、今後も継続的な調査と取組が求められます。

施策の方向性

- 環境美化の啓発活動や環境美化推進地区における美化活動の推進等により市民の美化意識の向上を図るとともに、ごみ袋の配布や回収を通じて自治会や事業者における自主的な清掃活動を支援するほか、現状を検証のうえ、効果的なまち美化を推進する制度の充実を図ります。また、害虫の駆除等や、飼い主のいない猫への対策など、様々な生活環境問題に対応します。
- 所有者等による空き家の適正管理を促進するとともに、地域・関係団体・行政の連携・協働により問題解決を図っていきます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
自主的な清掃活動への参加団体数	43 団体 (R2)	70 団体	市民・事業者が地域で行う自主的な清掃活動の参加団体数です。
多摩川清掃市民運動の参加者数	3,188 人 (R1)	4,000 人	多摩川清掃市民運動の参加者数です。
未解決の荒廃した空き家の件数	110 件 (R2)	80 件	市民から管理の行き届いていない空き家の相談を受けた中で、所有者に連絡がつかない等の

			理由で未解決となっているものの件数です。
--	--	--	----------------------

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
環境美化推進事業	啓発活動により、環境美化活動を実施する地域を増やします。また、自主清掃の参加者を増やすための取組を進めます。
市民清掃活動事業	市民が参加しやすい仕組みづくりや、市内を拠点とするトップチーム等との連携を深め、多摩川清掃市民運動をより魅力的な事業にしていきます。
空き家・空き地等対策事業	空き家・空き地の現況を把握した上で、所有者や管理者への適正な管理指導を行うとともに、空き家の解消や発生予防のため、関係機関との協働により、空き家の流通の促進や利活用に向けた検討を行います。

協働により推進したい取組

- 環境美化活動をはじめ、空き家や害虫、飼い主のいない猫など、様々な生活環境問題への対応に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策2 生活環境の保全・向上

施策 26 公害対策の推進

めざす姿(施策の目的)

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭といったいわゆる典型7公害の監視体制と事業者に対する適切な指導や助言等により、公害の発生が未然に防止されています。また、市民・事業者が積極的に公害の発生防止に取り組み、近隣に配慮した行動に努めることで、誰もが快適に過ごせる環境が整っています。

現状と課題

公害の苦情は、原因や内容が複雑化していることや、地域間でのつながりの希薄化もあり、早期解決が難しい事案が生じているため、近隣市・都・国などの関係機関との更なる連携による未然防止に向けた取組が求められます。また、水質、騒音、大気に係る調査などを実施し、定められた基準値を維持するための監視を続けることが必要です。

施策の方向性

- 水質、騒音・振動、大気などに係る調査の実施・監視を続けるとともに、公害の苦情や相談に関する受付体制の充実や、公害防止のための指導や支援、情報提供等を行うほか、新たな公害問題にも迅速に対応できる体制の整備に努めます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
騒音・大気汚染などの公害に悩まされている市民の割合	11.3% (R2)	11%	市民意識調査により把握します。
水質、大気、騒音・振動の環境基準適合率		100%	環境測定で把握した数値です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
公害防止指導対策事業	公害の苦情や相談を受け付け、対応します。また、騒音・振動調査、交通量調査、大気調査などを継続的に実施し、監視します。

環境衛生分析調査事業	水質調査、ダイオキシン類調査や、放射性物質・放射線測定調査などを継続的に実施し、監視します。
------------	--

協働により推進したい取組

- 地域活動等を通じた近隣住民同士のつながりの深化や、お互いの立場や考え方の更なる理解に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 生活環境の保全・向上

施策 27 斎場・墓地の管理運営

めざす姿(施策の目的)

府中の森市民聖苑が安定的かつ効率的に運営され、利用される市民の希望に沿った形で葬儀等を行うことができます。また、稲城・府中メモリアルパークが効率的に運営され、安定的かつ持続性の高い公営墓地として管理されています。

現状と課題

府中の森市民聖苑は、火葬件数が増加している一方、葬儀については多様化・簡略化傾向が進んでいることから、ニーズに応じた運営のほか、経年劣化への対応の機会を捉え、ニーズの変化を踏まえた施設改修を行うことが求められます。また、稲城市と共同で設立した稲城・府中墓苑組合が平成27年9月から稲城・府中メモリアルパークの管理運営を行っていますが、墓地の募集に対する応募数が年々減少しているため、PR方法や募集方法、墓地供給計画の見直しについて検討が必要です。

施策の方向性

- 葬儀等の多様化や簡略化に対応できる施設運営や施設改修を行い、安定的なサービスの提供を図ります。
- 稲城・府中墓苑組合と連携して、稲城・府中メモリアルパークの安定的かつ効率的な管理運営を行うとともに、PR方法や募集方法を含めた墓地の供給について見直しを図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
斎場平均待ち日数	2.9日 (R2)	2.1日	予約日から通夜の前日までの年間平均日数です。
墓地の供給率	芝生墓地 58.3% 普通墓地 87.5% 合葬式墓地 32.1% 樹林式墓地	芝生墓地 76.7% 普通墓地 100% 合葬式墓地 50.1% 樹林式墓地	各種墓地の供給率です。

	50.0% (R2)	100%	
--	---------------	------	--

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
府中の森市民聖苑管理運営事業 (府中の森市民聖苑整備事業)	府中の森市民聖苑を安定的かつ効率的に運営するために、施設の適正な維持管理及び運営を行います。また、老朽化に伴う施設改修に合わせて、ニーズの把握やより効率的かつ効果的な運営方法の検討を行います。
公営 稲城・府中メモリアルパーク管理運営事業	稲城・府中墓苑組合を主体として、稲城・府中メモリアルパークの持続可能な管理運営を行います。また、墓地の安定的な供給に向け、PR 方法、募集方法及び墓地供給計画の見直しを行います。

協働により推進したい取組

- 定額で利用できる聖苑葬儀の提供に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策3 循環型社会形成の推進

施策 28 ごみの発生抑制・循環的な利用の促進

めざす姿(施策の目的)

市民一人ひとりに「もったいない」という意識が浸透し、ごみの発生抑制が習慣化されています。また、製品の製造から廃棄に至る過程において市民・事業者・市が再利用や再資源化に努め、循環型社会が形成されています。

現状と課題

市民一人当たりのごみ量は、近年横ばい状態でしたが、新型コロナウイルス感染拡大などから、生活様式の変容を受けて増加していることに加え、中国など外国政府による廃棄物の輸入規制などの社会情勢の影響もあり、限りある資源の有効的な活用に向け、施策を効果的に展開することが必要です。無駄なごみの量をできるだけ少なくするリデュース(発生抑制)、一度使ったものをごみにしないで何度も使うリユース(再使用)、それでも出てくる使い終わったものをもう一度資源に戻して製品にするリサイクル(再生利用)をより一層推進することが求められます。

施策の方向性

- 食品ロス対策や生ごみの水切りの取組を呼び掛け、発生量が最も多い燃やすごみのうち、半数を占める食品廃棄物の減容・減量に努めます。
- 再利用が可能な物はごみとして排出する前に他者へ譲ってもらう取組を進め、再利用が難しい資源物については、分別の徹底を図り、再生利用に向け、集団回収や店頭回収、小型家電回収などの利用につなげる取組を進めます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
市民1人1日当たりの燃やすごみ排出量	399.8g (R1)	359.8g	燃やすごみを市民1人1日当たりに換算した数値です。
市民1人当たりの年間粗大ごみ排出量	8.08kg (R1)	7.46kg	粗大ごみの年間排出量を市民1人当たりに換算した数値です。
総資源化率	多摩地域8位 (R2)	多摩地域1位	資源物収集及び中間処理により選別された資源物の資源化量と集団

			回収量の合計を、総ごみ量と集団回収量の合計で除した数値の多摩地域での順位です。
--	--	--	---

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
ごみ減量運動啓発事業	実際にごみを排出する市民・事業者へ、主に食品ロス削減を目指した啓発や、リユースを推進する情報発信などを積極的に行います。
ごみ減量推進事業	集団回収制度の維持及び利用を推進することで資源物のリサイクルを促進し、資源物の行政収集に係る負担軽減を目指します。
リサイクル推進事業	行政収集に排出されたごみ・資源物の再生利用や資源化を推進し、資源化率の向上を目指します。

協働により推進したい取組

- ごみの減量と循環型社会の形成に向けた普及啓発や関連する取組、生活様式への転換に関する事。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 3 循環型社会形成の推進

施策 29 継続的・安定的なごみの適正処理の確保

めざす姿(施策の目的)

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において、適正な処理を行うことで、環境への負荷を最小限にとどめ、安全かつ衛生的な生活環境が確保されています。

現状と課題

焼却灰を再利用するエコセメント化事業の実施や、不燃残さのガス化事業などにより資源化を図ることで、最終処分場での埋立処分量はゼロとなっていますが、エコセメント化施設の老朽化が進んでいることから、埋立処分量ゼロの維持を図ることが必要です。また、中間処理施設である府中市リサイクルプラザの老朽化も進んでいるため、継続的かつ安定的にごみを適正処理できる環境を整えるとともに、地球規模での環境汚染が懸念されているプラスチックごみ問題に対応するため、プラスチック資源循環促進法を踏まえ整備事業を展開することが求められます。

施策の方向性

- ごみの収集運搬を適正に行い、各中間処理施設での適正処理につなげるとともに、これらの施設を計画的に運営し、安定的な稼働に努めます。なお、府中市リサイクルプラザにおいては老朽化対策として計画的な整備を進めます。
- 最終処分場を管理運営する東京たま広域資源循環組合の構成自治体の一員として、埋立処分量ゼロを維持し、最終処分場の延命化に貢献します。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
市民 1 人当たりの収集後資源化量	73.2g (R2)	75.6g	リサイクルプラザに搬入されたごみから選別された資源物の量を、市民 1 人 1 日当たりに換算した数値です。
最終処分場での埋立処分量	0g (R2)	0g	二ツ塚処分場への埋立処分量です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
廃棄物収集運搬事業	排出ルールに基づいて収集し、各中間処理施設に適正に搬入します。
リサイクルプラザ管理運営事業	燃やさないごみや粗大ごみの分別処理を徹底するなど、適正な処理と継続的かつ安定的な施設の管理運営に努めます。また、施設の老朽化に伴い、計画的な整備を進めます。
東京たま広域資源循環組合管理運営事業	構成員である自覚をもって適正な分別を徹底し、埋立処分量ゼロの継続を図ります。

協働により推進したい取組

- ルールを厳守したごみの排出に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策4 交通安全・地域安全の推進

施策30 交通安全の推進

めざす姿(施策の目的)

自転車駐車場や交通安全施設等が整備され、交通安全のルールや正しいマナーが浸透しており、市民が安心して快適にまちを散策できる環境が確保されています。

現状と課題

駅周辺における自転車駐車場の整備や、継続した放置自転車対策の取組により、放置自転車数は減少していますが、借地に整備された自転車駐車場も多くあるため、恒久的な自転車駐車場の整備を進めることが必要です。また、府中警察署や交通安全活動団体等との協働により啓発活動を実施し、交通事故件数は減少傾向にありますが、本市で発生した交通事故のうち、約4割が関与している自転車への対応など、引き続き、粘り強い交通に関するルールやマナーの啓発と、交通安全灯や道路区画線といった交通安全施設の適正な維持管理が求められます。

施策の方向性

- 自転車駐車場の整備を進めるとともに、放置自転車対策を継続し、市民の良好な生活環境を確保します。
- 自転車駐車場、市営駐車場及び交通安全施設について、適切な維持管理を行い、必要に応じて修繕又は整備を行います。
- 警察署や交通安全関係団体等との更なる協働により、交通に関するルールやマナーへの意識向上に向けた取組を進めます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
放置自転車数	123台 (R1)	60台	10月の平日における放置自転車数です。
交通事故発生件数	315件 (R1)	288件	市内の交通事故発生件数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
駅周辺自転車対策事業	各駅周辺に自転車誘導員を配置し、自転車駐車場への駐車を誘導するとともに、放置自転車の撤去を行います。
自転車駐車場管理運営事業	自転車利用者の利便性向上を目的として市立自転車駐車場の業務運営や適切な設備改修等を行います。
交通安全啓発事業	交通安全の普及を図るため、警察や関係団体などと協働により啓発活動を行います。

協働により推進したい取組

- 交通ルールや思いやりのある交通マナーの意識啓発に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策4 交通安全・地域安全の推進

施策 31 地域安全の推進

めざす姿(施策の目的)

防犯カメラなどの必要となるインフラが整備されるとともに、市民一人ひとりが高い防犯意識をもって活発に自主防犯活動を展開するなど、犯罪の起きにくい安全なまちづくりに一丸となって取り組んでいます。

現状と課題

誰もが安全・安心に暮らせるためには、行政による施策展開だけではなく、市民の活発な自主防犯活動が必要不可欠となることから、意識の向上や気運の醸成を図るなど、体感治安の向上に向けた取組が求められます。また、防犯カメラの設置による犯罪の抑止効果や犯罪捜査への貢献度は高いため、市内における防犯カメラの設置数を増やすことなどにより、特殊詐欺を含め、犯罪の発生件数を減少させていくことが必要です。

施策の方向性

- 警察や関係団体との協働により講座やイベントなどを開催し、地域における防犯意識の向上を図るとともに、本市が実施する防犯施策の積極的な情報発信を行います。
- 自治会、町内会単位での自主防犯活動を活発化させるため、自主防犯活動を支援します。
- 防犯カメラの有効性を発信するとともに、設置や管理等を支援するなど、防犯カメラの増設に努めます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
犯罪発生件数	1,450件 (R1)	1,282件	市内の犯罪発生件数です。
地域の治安が悪化していると感じている市民の割合	11.9% (R2)	9.1%	市民意識調査により把握します。
防犯カメラを設置する団体、商店会の数	15団体 (R2)	19団体	府中市防犯カメラ整備事業を利用した(補助金交付対象となる)団体、商店会の数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
防犯意識啓発事業	自主防犯活動の支援や、警察や関係団体との協働によるイベント等の開催を行います。
安全安心まちづくり推進事業	防犯カメラの設置や修繕、維持管理等の支援を行います。

協働により推進したい取組

- 自主防犯活動の活発な展開に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
				○					
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
					○				

基本施策 5 災害に強いまちづくりの推進

施策 32 危機管理対策の強化

めざす姿(施策の目的)

市民が緊急事態における知識や避難先の情報等についての高い防災意識をもった上で、地域の中で互いに助け合える人間関係を構築するなど、地震災害、風水害による被害を最小限に抑えられる危機管理体制が整っています。

現状と課題

これまでの防災は地震対策が中心でしたが、令和元年東日本台風を経験し、風水害における様々な課題が明らかになるとともに、情報伝達や各避難所との連絡体制といった情報伝達体制における課題が改めて浮き彫りになりました。この教訓を活かして、防災資機材の整備や各種計画・マニュアルの整備など公助の取組を充実させることが必要です。

また、自治会・町会・管理組合等で構成される文化センター圏域自主防災連絡会や地域住民による避難所運営組織を中心に地域防災力の向上を図っていますが、今後はこれらの組織が立ちあがっていない地域における啓発活動を強化した上で、地震や風水害を想定した実践的な防災訓練の活動などを含めた自助・共助の取組を広く展開することが求められます。

施策の方向性

- 地震対策のみならず風水害対策を強化するとともに、災害発生時に市民が多様な手段により正しい情報を取得できるよう、迅速な防災に係る情報伝達の強化を図ります。
- 広報紙の発行や防災出前講座の開催により、災害の種類によって避難先や対象者が異なることや避難所を利用する際の非常持出品に関する事など、市民の災害に対する知識を深め、災害対応力の強化を図ります。
- 文化センター圏域自主防災連絡会の活動を促進し、地域全体の防災意識の向上を図るため、自主防災連絡会が立ちあがっていない地域の組織化を進めるとともに、各地域での防災訓練をはじめとする自治会の活動や避難所運営協議会の活動を支援します。
- 避難行動要支援者に対する避難支援や福祉避難所の機能強化など、要配慮者に係る対策の強化を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
日頃から家庭で災害に	70%	85%	市民意識調査により把

対する備えをしている市民の割合	(R2)		握します。
災害種別ごとの避難場所を決めている市民の割合		85%	市民意識調査により把握します。
文化センター圏域自主防災連絡会の組織結成数	3団体 (R2)	11団体	11文化センターの自主防災連絡会の組織化状況です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
防災意識啓発事業	「自主防災ふちゅう」の配布等により市民の防災意識の向上を図るとともに、文化センター圏域自主防災連絡会の活動促進や、まだ組織化されていない圏域における気運醸成を図ります。
防災資材等整備事業	災害時における非常食などの備蓄品を定期的に購入することともに、風水害時に必要となる資機材や感染症対策のための物品を拡充し、災害発生時の態勢を整備します。
地域防災計画策定事業	府中市地域防災計画の修正および当該計画に係る各種マニュアル等を踏まえた事業継続計画の修正を適宜行うとともに、各種訓練の実施により災害対応能力の向上に努めます。

協働により推進したい取組

- 防災対策における自助、共助の取組の強化や、救援活動への協力、救援物資の支援などに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 5 災害に強いまちづくりの推進

施策 33 消防力の充実

めざす姿(施策の目的)

市民一人ひとりが防火・防災意識を高く持ち、各地域において自主的な活動が行われるとともに、消防施設の適切な維持管理と消防署や消防団の密な連携による取組が展開されるなど消防体制が整っており、市民の被害が最小限に抑えられています。

現状と課題

消防施設の計画的な改修や修繕等を進めていますが、今後は継続して地域防災センター、消防水利、その他の消防施設の保全を図るとともに、一定年数を経過した消防車両の更新をはじめ、台風や大雨、猛暑下など多様化する状況での活動に対応し得る新たな消防団の資機材や装備品の充実を図っていくことが求められます。また、地域防災の要である消防団員について、団員の資格要件の緩和を行ったものの、定員の充足率は低下傾向にあるため、新たな担い手の確保や人材育成に取り組むことが必要です。

施策の方向性

- 一定年数を経過した消防車両の更新や地域防災センター、その他の消防施設の計画的な保全等を進めるほか、消防団の活動に必要な新たな資機材や装備品等の充実を図ります。
- 災害に対して迅速に対応できる消防活動体制を確保するため、消防署や東京都、その他の関係機関と連携・協働により、実災害に即した訓練の実践に努めます。
- 消防団の活動への理解を深めるためのPRを行うほか、多様な人材が入団し、継続的に活動しやすい環境の整備に努めるなど、団員の福利厚生を含めた処遇等の維持・向上を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
火災件数(暦年)	39件 (R2)	現状値以下	市内の年間の火災件数です。
焼損床面積(暦年)	373 m ² (R2)	現状値以下	市内の年間の火災焼損床面積です。
消防団員の充足率	97% (R2)	100%	条例定数(420名)に対する実員数の充足状況です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
消防施設維持管理・整備事業	消防業務等で使用する消防水利標識、消火栓、防火貯水槽、その他の消防施設の整備と維持管理を行うほか、地域防災センターの計画的な保全を行います。
広域的消防連携事業	東京都(東京消防庁)へ常備消防に関する事務を委託し、救急・救助活動体制を含めた常備消防力の充実を図るとともに、消防団をはじめとする関係機関・団体との連携を強化し、災害対応能力の向上及び市民の安全・安心の確保に努めます。
消防団活動支援事業	消防団の活動に必要な資機材や装備品の整備や、各種訓練・研修の実施、団員の資格取得に向けた取組の支援、さらには消防団員の福利厚生を担う消防団員互助会やその他関係団体が行う事業への支援等を行い、地域における災害対応能力の向上を図ります。

協働により推進したい取組

- 災害対応に向けた訓練や消防団員の担い手確保に向けた取組に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策5 災害に強いまちづくりの推進

施策 34 震災に対応した建築物等の誘導

めざす姿(施策の目的)

所有者が主体的に建築物の耐震化に取り組むとともに、避難路沿道の塀の適正な維持管理が行われるなど、災害に強いまちづくりが進んでいます。

現状と課題

住宅の所有者や震災時に避難、救急・消火活動及び緊急物資輸送の大動脈となる緊急輸送道路沿道建築物の所有者等に対する普及・啓発や改修等に係る費用の助成などにより耐震化を進めていますが、いまだ耐震性を満たしていないものが多く残っているため、耐震化をより一層促進することが必要です。また、所有者がブロック塀等の適正な維持管理を行わない場合は災害時に倒壊してしまうことが懸念されるため、避難時や緊急車両の通行時に障害となることのないよう、ブロック塀等の耐震化の促進も求められています。

施策の方向性

- 建築物やブロック塀等の耐震化がより一層図られるよう、普及・啓発活動や耐震化に必要な費用の助成等を行います。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
住宅耐震化率	91.9% (R2)	95.0%	民間住宅の総数に対する耐震性を有する住宅の割合です。
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化率	95.3% (R2)	96.9%	特定緊急輸送道路に敷地が接している一定の高さを有する建築物の総数に対する耐震性を有する建築物の割合です。
ブロック塀等の耐震化件数	36件 (R2)	50件	耐震化を実施したブロック塀等の件数

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
建築物耐震化促進事業	自治会・町会を対象とした建築物の耐震化に関する説明会や専門家を交えた相談会など、耐震化に向けた普及・啓発活動を行うほか、建築物の耐震診断、耐震改修等の耐震化に要する費用の一部を助成する取組を行います。
ブロック塀等安全対策事業	ブロック塀等の所有者に適正な維持管理に係る普及・啓発活動を行うとともに、ブロック塀等の除却、建替えといった耐震化に要する費用の一部を助成する取組を行います。

協働により推進したい取組

- 建築物等の耐震化に係る意識啓発や耐震診断・耐震改修などに際しての支援に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
○									
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
○									

3 多様性を認め合い 人と文化が磨かれるまち（文化・学習）

基本目標	基本施策	施策
文化・学習	1 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進	35 人権意識の醸成
		36 平和意識の啓発
		37 男女共同参画の推進
		38 都市間交流の促進
		39 多文化共生の推進
		40 地域コミュニティの活性化支援
	2 生涯にわたる学習活動の推進	41 学習機会の提供と環境づくりの推進
		42 図書館サービスの充実
	3 文化・芸術活動の支援	43 市民の文化・芸術活動の支援
		44 文化施設の有効活用
		45 歴史文化遺産の保存と活用
	4 スポーツ活動の支援	46 スポーツ活動の普及・促進
		47 スポーツ環境の整備
		48 トップチーム等との連携
	5 学校教育の充実	49 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成
		50 学びの機会を保障するための支援の充実
		51 子どもの学びを支える教育環境の充実
	6 青少年の健全育成	52 小学生の放課後の居場所づくりの推進
		53 青少年健全育成活動の推進

基本施策1 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進

施策 35 人権意識の醸成

めざす姿(施策の目的)

性別、年齢、国籍や障害の有無などを問わず、市民一人ひとりがお互いの人間性を尊重し、認め合うとともに、地域においてそれぞれが抱える問題や悩みについて助け合いがなされるなど、偏見や差別のない、人へ寄り添えるまちになっています。

現状と課題

人権に関する普及啓発や複雑化する人権問題に対応するための相談窓口の整備等に努めていますが、SNSを含めたインターネット上での誹謗中傷など、新たに問題となっている人権侵害への対策に取り組むことが必要です。また、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を目指し、多様性を認め合う共生社会の実現に向けてパートナーシップ宣誓制度³⁵を実施している本市としては、制度の周知にとどまらず、宣誓後に利用できるサービスの拡張に向けた取組も求められています。

施策の方向性

- 国・東京都・関係機関等との協働により、人権に関する普及啓発や多種多様化・複雑化した人権侵害への対策に向けた取組を行います。
- 相談しやすい環境づくりに努めるとともに、各種の相談窓口で対応した相談記録の集計等により、問題の傾向の把握に努め、関係機関と連携して問題の解決を図ります。
- パートナーシップ宣誓制度の周知に努めるとともに、庁内での連携や事業者への働きかけを行うなど、宣誓後に利用できるサービスの拡張にも取り組みます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
性別や年齢等による不利益があると感じている市民の割合	12.1% (R2)	8.5%	市民意識調査により把握します。
人権意識啓発講座(市民向け)の受講人数	25人 (R1)	100人	各講座の人数集計を行うことで把握します。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
人権啓発事業	多摩東人権擁護委員協議会との協働などにより、啓発事業を行います。
女性人権推進事業	女性の人権に関する相談対応を行うとともに、DV ^{*10} 防止の啓発や中学校等と連携したデートDVの意識啓発等を行います。

協働により推進したい取組

- 多種多様化・複雑化した人権問題に係る正しい知識の普及や啓発に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策1 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進

施策 36 平和意識の啓発

めざす姿(施策の目的)

市民一人ひとりが「府中市平和都市宣言³⁶」を尊重し、世界平和への願いや愛する郷土を未来に引き継ぐ意思をもった上で、自らも幸せに生活しています。

現状と課題

平和展や平和のつどいなどの事業を展開し、平和の尊さについての意識啓発に努めています。しかし、戦後75年余りが経過して戦争を体験した世代が少なくなっており、戦争体験を風化させることなく次世代に伝承すること、平和がいかに大切であるかを市民一人ひとりが認識することが求められています。市民同士の情報発信や情報共有を促進するなど、市民との協働により、平和意識の更なる啓発を図ることが必要です。

施策の方向性

- 過去の戦争体験の伝承と平和の尊さを広く市民に周知するため、市民との協働により、市民が戦争や平和について考える機会を積極的に設け、市民の平和意識の向上を図ります。特に、次代を担う若い世代に向けて、啓発事業や広報活動にICT¹¹ 技術を活用し、啓発活動の充実を図ります。また、白糸台掩体壕³⁷ など地域の戦跡や市民の方々の戦争体験談を活用し、市民が平和を身近に、自分の問題として捉え、学ぶことのできる機会を創出します。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
「日々安心して暮らせる平和」が大切であると感じている市民の割合	90.9% (R2)	92.5%	市民意識調査により把握します。
平和啓発事業における来場者の満足度		90.0%	平和啓発事業におけるアンケートで把握します。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
平和啓発事業	平和都市宣言に係る広報・周知活動や平和展・平和のつどいといった啓発活動を市民との協働により行うとともに、市立小学校における地域の資料を活用した平和に係る授業や夏休み期間中に平和に関する映画上映、小学生向けの白糸台掩体壕見学会など、特に次世代を担う若い世代に向けた取組を行います。また、時代の変化に合わせ、啓発活動においてはICTの活用を検討していきます。

協働により推進したい取組

- 平和意識の更なる啓発に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策1 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進

施策 37 男女共同参画の推進

めざす姿(施策の目的)

市民一人ひとりが「府中市男女共同参画都市宣言³⁸」を尊重し、男女が性別に関わらずあらゆる分野で平等に参画した上で喜びと責任を分かち合い、自分らしく豊かに生きることができています。

現状と課題

男女が共に社会のあらゆる分野に参画していくためには、仕事、家庭、地域活動にバランスよく参画できる環境づくりが必要となりますが、私たちの意識の中に根強く残る、「男は仕事、女は家事・育児・介護等を担う」という固定的な性別役割分担意識が、これを阻む一因となっています。

引き続き、性別、年齢、働き方などを問わず、自分らしく生き、職業生活、家庭生活、地域生活を両立していくことができるよう、意識啓発に努めることが必要です。

施策の方向性

- 男女共同参画に係る講座やフォーラムを実施するほか、市民が主体となる取組を推進するため、市民団体等が企画・運営する講座の支援を行うとともに、全国規模の男女共同参画関係会議への市民参加を促すなど、人材の育成を図ります。
- 男女が家事や育児を分かち合い、性別にかかわらず多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備に向け、女性活躍の推進やワーク・ライフ・バランスの推進に係る講座等を実施し、市民の意識啓発を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
性別による役割分担意識にとらわれない人の割合(理想)	86.1% (R2)	90%	市政世論調査により把握します。 家庭における男女のあり方に関して本来あるべき姿についての回答
性別による役割分担意識にとらわれない人の割合(現状)	42.7% (R2)	50%	市政世論調査により把握します。 家庭における男女のあり方に関して実際の状況についての回答

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
男女共同参画推進事業	男女共同参画週間事業、男女共同参画推進フォーラムなどの意識啓発事業を市民団体等との協働で実施します。また、ワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児等の参画に係る講座等を実施します。
男女共同参画推進協議会運営事業	男女共同参画センターの事業計画や運営のあり方の検討、府中市男女共同参画計画の第三者評価等を実施します。

協働により推進したい取組

- ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策1 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進

施策 38 都市間交流の促進

めざす姿(施策の目的)

市民や団体、事業者が姉妹都市や友好都市などの住民等との理解や親睦を深め、主体的に交流を行っており、相互にまちの魅力を高め合っています。

現状と課題

昭和54年10月に長野県八千穂村(当時)と姉妹都市盟約を締結し、その後の合併を経て佐久穂町となってからも盟約を継続して交流を続けるとともに、平成4年8月にオーストリア共和国ウィーン市ヘルナルス区と友好都市盟約を締結し、青少年のホームステイ相互派遣等の交流事業を実施していますが、今後はそれぞれの地域特性を活かした上での経済や産業の活性化を図る取組など、より効果的な交流が求められています。

施策の方向性

- 本市が行う姉妹都市や友好都市との交流だけでなく、さまざまな分野や幅広い年代が参加できる、市民や団体、事業者等が主体となって行う交流を推進します。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
佐久穂町と行った交流の件数	7件 (R1)	12件	佐久穂町と本市との間で行われた住民参加による交流の件数です。
友好都市ヘルナルス区へのホームステイ派遣者数	6人 (R1)	6人	青少年を対象にしている友好都市ヘルナルス区へのホームステイ派遣の参加者数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
姉妹都市交流事業	姉妹都市について知るために市民が参加できる交流事業を実施するほか、様々な分野での住民等が主体となる交流を推進します。
友好都市交流事業	ヘルナルス区とのホームステイ相互派遣のほか、相互の市民が参加する交流等を行い、国際理解を深めます。

協働により推進したい取組

- 姉妹都市や友好都市などとの交流に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策1 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進

施策 39 多文化共生の推進

めざす姿(施策の目的)

国籍や民族などの異なる人々が、本市の構成員(市民)として互いに言語・文化などの違いを理解した上で関係を築き、多様な価値観を認め合いながら共に暮らしています。

現状と課題

外国人市民の人口は増加傾向にあり、府中国際交流サロンを拠点として、市民ボランティアや大学等との協働により日本語学習会、児童学習支援、文化交流事業等を実施していますが、今後は外国人市民にもわかりやすい情報提供や外国人市民の地域活動への参加促進のほか、市民における多文化共生意識の更なる醸成が求められています。

施策の方向性

- 外国人市民もともに安心して暮らすことができるまちづくりのため、日本語学習会や多言語を含むわかりやすい情報提供の充実など、外国人市民の支援を行うとともに、多文化共生に対する市民意識の醸成や外国人市民の地域活動への参加の促進を行うなど、本市全体での協働による多文化共生の推進を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
外国人市民の日本語学習会参加者数	3,900人 (R1)	4,800人	外国人市民を対象とした日本語学習会への年間の延参加者数です。
府中国際交流サロンボランティア登録者数	162人 (R1)	175人	府中国際交流サロンでの日本語学習会や文化交流活動等の実施を担う市民ボランティアの登録者数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
多文化共生推進事業	日本語学習会の実施、多言語・やさしい日本語での情報提供の充実を図るほか、関係機関との連携・協働による外国人市民からの相談体制の整備を図ります。また、市民の多文化共生意識を醸成するイベント等を実施します。

協働により推進したい取組

- 多文化共生の推進に係るイベントの開催や情報発信などに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策1 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進

施策 40 地域コミュニティの活性化支援

めざす姿(施策の目的)

自治会等を中心として同じ地域に住む人達が助け合い、自立的に様々な活動が展開されるとともに、文化センターでの事業をきっかけに世代を超えた地域住民のふれあいと交流が更に深まり、地域でつながる住みよいまちが形成されています。

現状と課題

各文化センターで地域まつりをはじめとする事業を実施していますが、地域での交流を更に活発化させるために、幅広い世代の市民参加を実現する事業内容やICT^{**11}を活用するなど新しい実施手法を検討する必要があります。この地域拠点である文化センターは、施設の老朽化が進むとともに、従来の機能に加えて福祉や防災に係る新たな機能を有することへの期待が高まっているため、地域住民のニーズを踏まえ、費用対効果を意識した改築や改修について検討していく必要があります。また、福祉や防災も含めた自治会活動等の重要性は変わらない一方で、自治会等への加入率は減少傾向にあるため、地域活動を担う人材不足の問題解決に向けた取組が求められています。

施策の方向性

- 文化センターで行われる地域交流促進事業への参加率を増やすため、地域の特性に合わせた事業の見直しや、参加を促す魅力ある事業を実施します。
- 文化センターについて、施設の劣化状況調査や市民アンケート調査の実施とその結果等を踏まえ、今後の文化センターのあり方を定めます。
- 自治会等への加入を促進するため、関係団体と連携した取組を進めるとともに、ICTを活用した地域コミュニティの活性化に係る取組を検討します。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
各文化センター圏域でのコミュニティ行事の参加者数	182,514人 (R1)	基準値以上	コミュニティ協議会への委託事業及び各文化センター直営事業の参加者数です。
自治会加入世帯数	約69,000世帯 (R2)	現状維持	4月1日現在の自治会等に加入している世帯数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
コミュニティ圏域内地域交流促進事業	地域住民の交流とふれあいの機会を提供し、地域への愛着につながるよう、各文化センター圏域コミュニティ協議会との協働によりイベント等を開催します。
文化センターの老朽化対策事業	公共施設マネジメント推進プランに基づき、老朽化の著しい文化センターの今後の改修や改築について検討を進めるなかで、文化センターあり方検討協議会で今後の文化センターに必要となる機能等について協議します。
地域コミュニティ活動活性化支援事業	自治会等の活動拠点となる公会堂の整備に対する支援や、自治会活動の発展のために活動する府中市自治会連合会に対する支援を行います。

協働により推進したい取組

- 地域コミュニティの活性化や担い手の確保に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 生涯にわたる学習活動の推進

施策 41 学習機会の提供と環境づくりの推進

めざす姿(施策の目的)

市民の誰もが等しく学習できる環境が整っており、これらの機会を通じて世代を超えた交流活動が行われるとともに、「学び返し³⁹」により学んだことを地域に生かすなど、市民が活躍するまちづくりが進められています。

現状と課題

府中市生涯学習センターで開催している講座には多くの参加者が集まるものの、勤労者や若年世代の参加は少ないため、今後はこれらの層のニーズを踏まえた受講しやすい講座等を検討するとともに、老朽化が進んでいる当該センターの改修の機会を捉え、今後の施設のあり方の検討を進める必要があります。文化センター内にある公民館では、公民館講座として各種講座を実施し、地域の市民が講師として活躍するなど多様な講座を企画し、市民にとって身近な施設での学びの機会となっています。今後も地域のニーズに合った講座やより参加しやすい工夫が必要となります。また、「学び返し」の取組を市全体に広め、地域づくりを担う人材の育成、増加を図るなど、学習の成果を活かした市民協働による豊かなまちづくりを推進することが求められています。

施策の方向性

- 府中市生涯学習センターの指定管理者制度⁴⁰による運営や、身近な学びの場である文化センター内にある公民館の活用、市民ボランティア・大学等との連携・協働による取組など、事業者や市民等がもっている力を活かして社会教育環境の充実に努めるとともに、市民の「学び返し」に係る連携の推進に向けた仕組みづくりや多様な媒体を活用した広報等を行います。また、府中市生涯学習センターの老朽化対策と合わせて、当該センターのあり方の検討も進めます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
生涯学習センターの利用者満足度	97% (R2)	現状維持	生涯学習活動の拠点である府中市生涯学習センターの利用者の満足度です。

生涯学習センターの講座への受講者数	54,729人 (R1)	65,000人	生涯学習センターで実施している講座の受講者数です。
生涯学習サポーター登録者数	71人 (R2)	85人	市民自らが講師となり市民に教えるサポーター活動をしている人数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
生涯学習機会創出事業	府中市生涯学習センターや各文化センターの公民館において各種講座を開催するとともに、講座内容の充実や多様化を図るほか、効果的な広報活動等を実施します。また、生涯学習に関する市民ボランティアや地域の担い手等の養成にも力を入れ、地域での「学び返し」活動が積極的に行われるように努めます。

協働により推進したい取組

- 「学び返し」の普及、推進に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 生涯にわたる学習活動の推進

施策 42 図書館サービスの充実

めざす姿(施策の目的)

市民が図書館で収集・整理・保存されている、電子書籍を含めた図書資料や視聴覚資料などの情報を活用し、知的・文化的な生活を営むとともに、時代のニーズや変化にあったイベントや講座といった学びの場による学習活動やレファレンスサービス(調べもの相談)を利用し、生活上の様々な課題の解決に取り組んでいます。

現状と課題

図書館は図書資料等の閲覧・貸出に加え、市民の知的・文化的活動や様々な調査研究・問題解決を支える情報発信の拠点として、市民の生涯にわたる学習活動を支援する継続的なサービスの提供に努めています。しかし、スマートフォンなど電子メディアの普及により、手軽に様々な情報が入手できるなどの現状から、市民1人当たりの貸出冊数は減少傾向にあります。幅広い図書館の資料を活用した調査研究により正確な情報を入手することや読書活動の推進が必要です。さらに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)に関する国の基本的な計画が公表され、視覚障害等による表現の認識などにハンディキャップをお持ちの方に向けた利用しやすい書籍等に係る支援体制等の整備や、著作権法の一部改正による図書館資料の一部に係る公衆送信の整備が必要となっています。児童・青少年に向けた読書活動やレファレンス、地域資料の提供などのサービスの継続・拡充を図る一方で、市民ボランティアとの協働やPFI^{*41}事業者による民間活力の活用を図りながら、効果的かつ効率的に施設を運営することも求められています。

施策の方向性

- 時代や市民のニーズを把握した上で、様々な分野、種類の資料を収集するとともに、幅広い年代に向けた取組の実施や様々な方法での情報発信を行います。また、保育所、幼稚園、学校等との連携を図り、アウトリーチ活動を行うなど、調べもの学習を含め子どもの読書活動を推進します。
- 市民ボランティアとの協働により、音訳資料や対面朗読の拡充を図るとともに、仕事や介護、障害等様々な理由で図書館に来館することが困難な方等に向けて、電子書籍の導入など非来館型サービスを実施します。
- レファレンスの利便性の向上を図るため、受付体制の拡充や他自治体、市内の大学等との連携を図りながら、知的・文化的活動や様々な問題解決に係る支援を行います。また、図書館所蔵の貴重な地域資料を次世代に伝承するとともに、閲覧や研究の利用促進を図るため、デジタルアーカイブ^{*42}を実施します。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
市民1人当たり年間図書 等貸出数	7.5点 (R1)	8.2点	図書館資料の年間の延べ貸出数を本市の人口で除した数値です。
図書館利用者満足度		90%以上	市立図書館全館の利用者の満足度です。
レファレンス件数	4,843件 (R1)	5,444件	利用者からの年間の延べ相談件数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
中央図書館運営事業	資料や情報を収集・保存・提供するとともに、子ども読書活動を関係機関と連携して推進します。さらに、視聴覚資料や電子情報など幅広い分野の情報を提供し、インターネットなどの利用環境を強化する情報社会に即した市民の情報発信拠点を目指します。
地区図書館運営事業	市内に12館ある地区図書館において、地域の方の身近な情報拠点として特集展示やおはなし会等の開催などの地域に根ざした図書館サービスを展開します。
レファレンスサービス事業	国立国会図書館、東京都立図書館、他の公立図書館や大学図書館等と連携・協力するネットワークの充実や各種データベースの利用促進、地域資料の収集やデータ化を図り、市民が学習や仕事で必要とする資料や情報を適切に提供します。

協働により推進したい取組

- 児童・青少年やハンディキャップサービスの事業、各種講座やテーマ展示等に関する
こと。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 3 文化・芸術活動の支援

施策 43 市民の文化・芸術活動の支援

めざす姿(施策の目的)

本市特有の伝統芸能や芸術文化がしっかりと継承され、市民がそれらに親しみや誇りをもつとともに、様々な文化や芸術活動に触れる、楽しむ機会が充実しており、心豊かな生活を営んでいます。

現状と課題

府中囃子と武蔵国府太鼓は、民俗芸能として市民に認識されているものの、更なる普及や着実な継承のために、より効果的な方法を検討することが必要です。

また、本市では多くの市民に向けて文化芸術に親しむ機会を提供するとともに市民や文化団体の文化・芸術活動を支援しています。ライフスタイルの多様化や情報通信技術の進展などにより、市民の文化・芸術活動が多様化しているため、市民の主体的な活動の輪が広がるよう、新しいニーズに応え、多様な方々への配慮や機会の提供・支援をより一層進めていく必要があります。

施策の方向性

- 府中市の郷土芸能である府中囃子と創作芸能である武蔵国府太鼓の保存・伝承のため、囃子保存会と武蔵国府太鼓連盟とともにより効果的な取組を検討し、展開していきます。
- 府中の森芸術劇場をはじめとする市内の文化施設を活用し、市民団体との協働によって、多様な文化・芸術活動の振興に寄与するイベント等を開催します。また、イベント等の周知や実施において時代に合った情報発信も行います。
- 青少年や新しい文化・芸術団体の活動を支援し、既存の市民団体の交流を促すなど、市民の文化・芸術活動全体の振興を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
府中囃子及び武蔵国府太鼓の認知度		65%	市政世論調査により把握します。
市民芸術文化祭参加者・ 参観者数	参加者 5,458人 参観者 116,898人	参加者 5,800人 参観者 127,000人	市民芸術文化祭の参加者と参観者の人数です。

	(R1)		
--	------	--	--

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
武蔵国府太鼓普及事業	武蔵国府太鼓について、より効果的な担い手の育成方法を検討します。
府中市民芸術文化祭事業	若い世代をはじめ、誰でも参加・体験できる、より魅力的な事業となるよう、市民との協働により、市内の各施設においてイベント等を開催します。

協働により推進したい取組

- 文化芸術に親しむ機会の提供と担い手の育成や、本市の伝統文化の伝承・普及に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 3 文化・芸術活動の支援

施策 4 4 文化施設の有効活用

めざす姿(施策の目的)

各文化施設が文化・芸術に係る鑑賞や学習、文化・芸術活動に係る発表等のために供されており、市民が身近な場所で文化・芸術に親しむことで、文化意識が十分に醸成されています。

現状と課題

府中の森芸術劇場、郷土の森博物館、府中市美術館といった文化施設について、目標稼働率や目標入場者数をおおむね達成している状況にありますが、今後は多様化するニーズに柔軟に対応できるよう、施設の運営方法を見直すなど、より一層市民(利用者)に親しまれる文化施設となるよう取り組むことが必要です。また、各施設の老朽化も進んでいるため、優先順位を付けて計画的に修繕していくことや、限られた財源の中で、費用対効果を十分に意識した運営や事業展開が求められています。

施策の方向性

- アンケート調査等を活用してニーズを捉え、事業展開に反映させるとともに、年代に合わせた効果的な広報・周知方法を取り入れ、情報発信に関する環境の整備を進めます。また、各文化施設の連携にとどまらず、施設を利用する文化団体間の連携も促進し、文化活動の更なる活性化に努めます。
- 施設の維持保全のための老朽化対策について、運営面や財政面への影響を最小限に抑えながら計画的な施設改修を実施します。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
府中の森芸術劇場3ホールの平均稼働率	74.1% (R1)	78%	どりーむホール・ウィーンホール・ふるさとホールに係る稼働率の平均値です。
郷土の森博物館入場者数	276,650人 (R1)	333,500人	郷土の森博物館の年間の延べ入場者数です。
府中市美術館入場者数	302,525人 (R1)	310,000人	府中市美術館の年間の延べ入場者数と美術普及事業の年間の延べ参

			加者数を合計した人数です。
--	--	--	---------------

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
府中の森芸術劇場管理運営事業	施設の適正な維持管理・運営に努め、施設の老朽化等に伴う改修を計画的に実施します。
郷土の森博物館管理運営事業	教育資源等の更なる活用を図ることで、サービスの低下をできる限り防ぎ計画的な施設改修を行います。 東京を代表する総合博物館として、小中学校に対し有益な情報と教材を提供していきながら、学校教育との連携を深めるほか、市民に親しまれる施設となるよう、展示・プラネタリウム・園内の回遊性の促進を図るとともに、市民団体との連携事業を進めます。
美術館維持管理事業	国内外の優れた美術作品を紹介する企画展を実施するとともに、全館的な大規模改修を検討していきます。

協働により推進したい取組

- イベントの開催といった文化施設の有効活用に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 3 文化・芸術活動の支援

施策 45 歴史文化遺産の保存と活用

めざす姿(施策の目的)

歴史文化遺産の保存と歴史資料の活用等により、市民をはじめとする多くの人々が本市の歴史文化遺産について学び、その価値に対する理解を深めており、郷土愛が育まれるとともに、歴史と伝統があるまちとしての魅力が広まっています。

現状と課題

継続した埋蔵文化財の発掘調査をはじめ、ふるさと府中歴史館における発掘調査成果に関する展示、市史刊行物の発行、更には国史跡武蔵府中熊野神社古墳公園及び国司館と家康御殿史跡広場の供用開始など、歴史文化遺産を学び、理解を深めてもらう取組を展開してきましたが、今後はインターネットを活用した情報提供や外国人向け表記等の取組など、本市内外のより多くの人に向け、本市の歴史と伝統に係る魅力を周知していく必要があります。

施策の方向性

- ふるさと府中歴史館をはじめとする各施設において、魅力的な展示やイベントを開催するとともに、市民との協働により、歴史文化遺産を活用した地域づくりや魅力発信を行います。また、国史跡武蔵国府跡(国司館地区)は歴史と伝統があるまちを代表する場所であるため、にぎわいと魅力のあるまちづくりにつながるよう、第二期整備を計画的に実施します。
- 市史編さん事業では、大学等の専門研究者と協働して学術的な調査研究を行い、その最新成果を活用して『新 府中市史』を編集・発行します。また調査研究では、市内の多様な地域と時代の文化遺産に、新たな学術的な価値が見いだされているので、その成果を将来の歴史文化遺産の保存活用につなげられるよう、市史資料編・通史編・報告書などで紹介します。
- 上記を踏まえ、国天然記念物馬場大門のケヤキ並木、都旧跡川崎平右衛門定孝墓などの、市内で保存されてきた多様な歴史文化遺産を、市民及び全国に向けて発信し、文化、教育、観光などで広く活用できるよう、普及にも注力します。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
ふるさと府中歴史館入 場者数	86,284人 (R1)	96,000人	ふるさと府中歴史館の 年間の延べ入場者数で

			す。
国史跡武蔵府中熊野神社古墳展示館入場者数	9,160人 (R1)	12,500人	国史跡武蔵府中熊野神社古墳展示館の延べ入場者数です。
『新 府中市史』の刊行物の発行数	資料編2、資料編別冊1、報告書1、市史研究1の計5巻、既刊11巻 (R2)	R6に市史編さん事業は完了、刊行物としては全31巻を発行予定	本市の全時代の歴史を対象とした『新 府中市史』の刊行物の発行数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
ふるさと府中歴史館管理運営事業	発掘調査成果に関する展示等のほか、歴史的公文書の保存公開施設として、市民等との協働により、教育だけでなく観光でも活用できる施設となるよう管理・運営します。また、新庁舎等への機能移転を見据え、公文書館機能の維持や歴史的公文書の保存・活用のあり方について検討します。
武蔵国府跡保存活用事業	にぎわいと魅力のあるまちづくりにつながるよう、国史跡武蔵国府跡(国司館地区)の第二期整備を計画的に進めます。
府中市史編さん事業	令和6年の市制70周年までに予定している市史刊行物のすべての発行を完了し、市民をはじめとする多くの方々に配布・頒布ができるよう、計画的に調査研究・編集・発行を進めます。

協働により推進したい取組

- 歴史文化遺産に係る情報発信や市史刊行物の周知・活用に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 スポーツ活動の支援

施策 46 スポーツ活動の普及・促進

めざす姿(施策の目的)

「スポーツタウン府中^{*13}」の発展のため、年齢や障害の有無などに関わらず、すべての市民が自身に合ったスポーツ活動に親しみ、心身ともに健康で活力に満ちた生活を営んでいます。

現状と課題

市内各所のスポーツ施設を利用し、多くの市民がスポーツ活動に親しんでいますが、スポーツ活動を全く行っていない方が最初の一步を踏み出すきっかけ・気付きとなるような取組や仕組みのほか、ライフステージやライフスタイルの変化によってスポーツ活動を断念することなく、継続してもらうような意識啓発を行うことが必要です。また、ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピック等の大きな国際大会の開催に伴う本市のレガシーをどのようにスポーツ振興等につなげていくのか、この活用に係る検討が求められています。

施策の方向性

- 年齢や障害の有無などに関わらず、市民の誰もがそれぞれの体力や能力・年齢・目的に応じ、いつでも、どこでも、いつまでも、安全にスポーツを楽しむことができる生涯スポーツに係る体制や取組について、ラグビーワールドカップ 2019 やオリンピック・パラリンピックの開催に係り積み上げてきたボランティアの育成や各種目の地域協力などもレガシーとして活かしながら、トップチーム間連携の仕組みづくりや地域においてもふれあいができる講座・事業の実施など、更なる充実に向けて取り組みます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
週1回以上スポーツをする市民の割合	57.2% (R1)	62.0%	市政世論調査により把握します。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
市民スポーツ大会等運営事業	市民の日頃の活動成果の発表と参加の場を提供し、スポーツ振興を図ります。

協働により推進したい取組

- スポーツ活動に興味をもってもらえるような取組に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 スポーツ活動の支援

施策 47 スポーツ環境の整備

めざす姿(施策の目的)

各スポーツ施設が安全で快適にスポーツを行えるよう整備・運営されるとともに、市民が積極的にスポーツ活動に取り組める拠点となるなど、「スポーツタウン府中^{*13}」として誰もがスポーツに親しむことができるまちになっています。

現状と課題

各スポーツ施設は老朽化が進行しており、通常の修繕や定期メンテナンスは行っていますが、施設によっては利用者が安心・安全に利用できる状態を維持するための保全対策や大規模改修が必要となります。このような中、総合体育館は府中基地跡地留保地への移転が決定しているため、求められる役割やニーズへの対応、コストと効果などを踏まえた新しい施設整備に係る検討が必要です。また、他のスポーツ施設のあり方や運用の効率化など適切な維持管理について検討を進めることも求められています。

施策の方向性

- 利用者が安全・安心・快適に利用できるよう各施設を管理・運営するとともに、老朽化対策も含め、計画的かつ効率的な施設保全手法の検討を行います。また、スポーツ施設に関わる基準適合に向けた対応及びスポーツの多様化を十分に考慮し、スポーツ施設に係る全体の配置適正化計画を策定します。
- 新しい総合体育館の建設に向け、ニーズ調査や分析を行います。あわせて、今後のスポーツ行政における中核施設としての役割や災害時の避難所としての機能などを明確にしていきます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
市内体育館における空調設備整備施設数	1施設 (R2)	6施設	利用者の熱中症対策(災害時を含む)として整備します。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
体育施設整備事業	地域体育館の体育室に係る空調設置、市民球場外壁改修工事をはじめ、朝日体育館、地域プール(小柳、武蔵台、白糸台、新町)の廃止(解体)等を行います。
総合体育館移転関連事業	移転に向け、新しい総合体育館に係る整備方針等を策定します。

協働により推進したい取組

- 各スポーツ施設の適切な修繕等の実施や、野球場等における整地その他の整備に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 スポーツ活動の支援

施策 48 トップチーム等との連携

めざす姿(施策の目的)

市民がトップチーム、アスリートとのふれあいや試合での活躍を楽しめる環境が整っており、それらの機会を通じ、スポーツの振興やスポーツの力を活かしたまちづくりが行われています。

現状と課題

市内を拠点とするトップチームの試合観戦やイベント等への参加を通して、多くの市民が気軽にスポーツに触れ、親しむことができる機会を創出していますが、今後はラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピックで積み重ねてきた取組などのレガシーも活かしつつ、トップチームや関係団体等との密な連携を図りながら、市民が自身に合ったスポーツとの関わり方やスポーツ活動へのきっかけを見つけられるよう取り組むことが必要です。また、トップチームを含め、スポーツに携わる団体や市民等のつながりを活かして地域の課題解決を図るなど、まちづくりの視点による取組も求められています。

施策の方向性

- トップチーム等の活動支援や活躍している選手の情報発信、関係団体との連携・協働によるイベント等の実施、認知度の向上、市内スポーツ人口のすそ野の拡大、地域の一体化の醸成、トップチーム間での連携を図るための仕組みづくりを検討するなど、「スポーツタウン府中^{*13}」の推進に努めます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
市内を拠点に活動するトップチームの試合や練習を観戦した市民の割合	29.0% (R1)	33.6%	市政世論調査により把握します。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
トップチーム等連携事業	市内を拠点に活動するトップチームとの協働により「ボールふれあいフェスタ」を実施します。また、トップチーム間でも連携できるような仕組みづくりを行い、スポーツ振興やまちづくりに向けた体制の強化を図ります。

協働により推進したい取組

- スポーツを活用した地域の活性化に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 5 学校教育の充実

施策 49 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成

めざす姿(施策の目的)

地域(市民)と学校が「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有し、協働し、郷土府中への誇りと愛着をもった持続可能な社会の創り手となる人材を育てています。

現状と課題

学校では、すべての児童・生徒が知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力と人間性等をバランスよく育み、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、安心して楽しく通える魅力ある学校づくりを行う必要があります。また、すべての市立小・中学校に特別支援教室を設置していますが、今後はそれぞれの児童・生徒の課題に応じた、きめ細かい支援を充実していくことが求められています。さらに、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、早急な対応が課題となっています。学校を取り巻く環境が複雑化、多様化し、求められる役割が拡大する中、学校の組織力の更なる強化が求められています。

施策の方向性

- 子どもたちが新しい時代に求められる資質・能力を身に付けられるように、ICT の活用などにより、学校における教育内容の充実を図ります。
- 児童・生徒一人ひとりが特性に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援教育を推進します。
- 教員の長時間労働を軽減するとともに、学校が抱える課題に対応できる体制を強化するため、教員の働き方改革や指導力向上、各種支援員の適正な配置及び外部人材の活用、地域との連携の強化を推進します。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
全国学力・学習状況調査における都平均値との正答率の比較	小6 -0.7 ポイント 中3 +2.6 ポイント (R1)	小6 ±0.0 ポイント 中3 +3.0 ポイント	全国学力学習調査における本市の小学6年生と中学3年生の正答率を、都平均値と比較したものです。

個々の実態に即した指導内容・方法の工夫改善の実施率	86% (R3)	100%	特別支援学級及び特別支援教室において教育課程に位置付けて指導内容・方法の工夫改善を実施した学校の割合です。
教員1人当たりの1か月の時間外在校等時間	34時間 (R1)	22時間	教員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の平均値です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
学習指導等の充実	生涯を通して健全な生活を送ることができるよう、子どもたちに確かな学力、豊かな人間性、健康・体力をバランスよく育むため、各教科の学習はもとより、食育等の健康教育、人権教育、環境教育、キャリア教育や学校行事等の内容の充実にも取り組みます。
特別支援教育の充実	児童・生徒一人ひとりが個に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援教育を展開します。
学校組織・人材支援事業	教員の育成を目的とした研修の実施や、教員をサポートし、学校の運営を支援するための支援員の配置、ワーク・ライフ・バランスの推進を行います。また、地域との連携を推進するため、各学校で学校運営協議会 ^{*43} (文部科学省版コミュニティ・スクール ^{*12})またはスクール・コミュニティ協議会 ^{*44} (府中版コミュニティ・スクール)の取組を展開します。

協働により推進したい取組

- 学校教育との連携に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 5 学校教育の充実

施策 50 学びの機会を保障するための支援の充実

めざす姿(施策の目的)

すべての児童・生徒が、誰一人取り残されることがなく、安心・安全に学ぶことができ、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質や能力を育てています。

現状と課題

心理相談員やスクールソーシャルワーカー¹⁴が児童・生徒、保護者、学校からの教育全般に係る相談を受け、関係機関と連携して児童・生徒が抱える課題の解決を図っていますが、課題が多様化し、個別の対応を必要とする傾向も見られるため、関係機関や専門家との連携を深め、相談体制の充実を図る必要があります。また、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す体制を構築していく必要があります。

経済的理由による就学困難と認められる子どもの保護者に対する支援を行っている中、その支援に係る判定が難しい場合があるため、他市や都、国の動向を注視する必要があります。さらに、健康診断や相談を通じて、児童・生徒の健康づくりに努めていますが、近年、児童・生徒におけるアレルギー疾患が多様化しており、学校生活での配慮や管理に生かすため、児童・生徒の詳細な情報を把握していくことが必要です。

施策の方向性

- 児童・生徒が抱える悩みや課題に的確に対応し、支援できるよう教育相談体制を充実するとともに、関係機関とも連携しながら、それぞれの個に応じたきめ細かい支援を充実します。
- 学ぶ意欲はあるが、経済的理由により修学が困難な生徒や学生に対して支援を行います。
- 児童・生徒が自らの健康状態を把握し、生涯を通じて心身共に健康な生活を送るための資質や能力を育成していきます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
不登校児童・生徒の出現率	小 1.23% 中 3.71% (R2)	小 0.50% 中 3.00%	全児童・生徒に対する不登校児童・生徒の割合です。

不登校児童・生徒の相談率	70.3% (R2)	100%	不登校児童・生徒のうち、学校内外の機関による相談・指導等を受けた者の割合です。
--------------	---------------	------	---

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
教育相談・教育支援事業	心理相談員やスクールソーシャルワーカーによる相談・支援を進めるとともに、多様な相談に対して適切に対応するため、相談・支援体制の充実を図ります。また、不登校児童・生徒の実態に配慮した教育を実施するため、不登校特例校の設置を進めるほか、ICT ¹¹ を活用した学習支援を行っていきます。
学びを確保するための経済的支援事業	経済的理由による就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し必要な援助を行うとともに、人物・学力等に優れた学生又はその保護者に対し奨学金や貸付といった支援を行います。
子どもの健康管理事業	健康診断を通じて、児童・生徒の健康づくりに継続して取り組むとともに、健康診断の結果を基に、児童・生徒への保健指導を実施し、健康増進の啓発を図っていきます。また、学校医等や地域の協力機関等と連携し、健康への意識醸成を図っていきます。

協働により推進したい取組

- 児童・生徒の相談・支援体制の充実や健康に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 5 学校教育の充実

施策 51 子どもの学びを支える教育環境の充実

めざす姿(施策の目的)

学校施設の老朽化対策や大規模改修が計画的に進められるとともに、時代の変化に応じた教育環境の整備が継続的に行われています。また、おいしい給食を提供できる環境の整備も行われ、児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができています。

現状と課題

児童・生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう、校舎・体育館などの非構造部材を含めた耐震化を実施していますが、建築後40年以上を経過した建物が7割以上であることから、老朽化対策として計画的な施設の更新や既存校舎などの長寿命化を図ることが求められています。また、児童・生徒一人1台端末の整備などが急激に進み、教育を取り巻く環境が大きく変わる中で、今後はICT¹¹を活用した教育活動を推進するための整備や、機能面や安全面の問題が生じる前に計画的に備品や設備の更新を引き続き行っていく必要があります。

給食センターでは、すべての児童・生徒が楽しく給食時間を過ごせるよう、必要となるアレルギー対応を含め、安全でおいしい学校給食を提供できる体制を整備する必要があります。

施策の方向性

- 学校施設については、学校施設改築・長寿命化改修計画や大規模改修整備方針に基づき、計画的かつ着実な老朽化対策を実施していきます。
- 教育環境の充実に資するために、老朽化した備品については計画的に買い替えを進め、更新を図っていきます。また、子どもの力を最大限に引き出す学びを実現するため、ICTを効果的に活用した教育活動が進められるよう学習環境を整備していきます。
- 給食センターでは、安全・安心でおいしい給食を提供できるよう、学校給食衛生管理基準等に適合した施設の管理運営を行います。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
校舎のトイレで便器の洋式化率100%となった学校の割合	0% (R2)	100%	校舎のトイレについて、「便器の洋式化」等改修が実施済みの学校の割合

タブレットを使用した授業の実施率		100%	学年別、教科等別の実施割合
------------------	--	------	---------------

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
学校施設老朽化対策事業	学校施設改築・長寿命化改修計画に基づき、老朽化対策として、学校施設の改築を進めていきます。改築に当たり、バリアフリー化を含む、ユニバーサルデザイン ^{*15} に配慮するとともに、災害時における避難所運営も見据えた整備を行います。
学校施設整備事業	大規模改修整備方針に基づき、老朽化対策の実施時期が遅い学校については、便器の洋式化、床の乾式化等の校舎トイレの改修や、屋上・屋根の防水に係る改修など、経年劣化に伴う大規模改修を計画的に実施します。
教育財産の管理と活用	小・中学校の施設・設備を常に良好な状態において管理し、その目的に応じて効率的に運用していきます。また、ICTを活用した教育を推進するための基盤となる環境を整備していきます。
学校給食運営事業	学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルに適合した施設運営を行うことで、安全・安心でおいしい給食の提供を継続します。

協働により推進したい取組

- 学校改築の設計時における「新しい学校づくり」の検討に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 6 青少年の健全育成

施策 52 小学生の放課後の居場所づくりの推進

めざす姿(施策の目的)

保護者の就労の有無を問わず、すべての児童が放課後を安全にいきいきと過ごすことができます。

現状と課題

各小学校区22か所に設置された施設で運営を行っている学童クラブと放課後子ども教室が相互に連携し、放課後の安全・安心な居場所を提供していますが、女性の就業率の上昇により利用希望者が増加しており、場所の確保が課題となっています。また、保護者の働き方の多様化に合わせて利用ニーズも多様化し、学童クラブについては育成時間の延長を行っていますが、近年、放課後に児童がトラブルや不審者に遭遇する事案が増えており、保護者から児童の登下館の時間を把握できる仕組みづくりが求められています。

施策の方向性

- 児童の放課後の居場所として、学童クラブと放課後子ども教室を連携させながら運営します。また、新たな居場所の確保や人材育成に係る研修の実施などに努めるほか、ICT¹¹技術を活用したニーズにこたえる取組も行っていきます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
安全・安心に放課後を過ごせていると感じる保護者の割合		80%	学童クラブを利用する保護者向けのアンケートを実施し、児童が安全・安心に放課後を過ごせていると回答した人数の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
学童クラブ運営事業	直営の学童クラブ8か所の安定的な運営を行う。児童の登下館をメールで通知できる登館管理システムを導入し、保護者が児童の居場所を把握できる環境を整える。不慮の感染症等にも対応できるよう衛生管理を徹底する。委託の学童クラブ14か所の運営状況を把握し、安定的な運営を行う。全学童クラブで保護者等による利用者アンケートを実施し、育成の質の向上・平準化に努める。
放課後子ども教室運営事業	放課後子ども教室において、児童の安全安心な居場所を提供し、児童の健全育成に努める。児童の入退出をメールで通知できる入退出管理システムを導入し、保護者が児童の居場所を把握できる環境を整える。不慮の感染症等にも対応できるよう衛生管理を徹底する。

協働により推進したい取組

- 放課後児童の居場所づくりを含めた見守りに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 6 青少年の健全育成

施策 53 青少年健全育成活動の推進

めざす姿(施策の目的)

青少年が犯罪被害やトラブルに対する予防意識をもつとともに、悩みが複雑・深刻化する前に相談できる体制や、地域社会全体で犯罪被害及び非行の防止に取り組む体制が整備されており、青少年の健やかな成長が促されています。

現状と課題

核家族化の進行や就労環境の変化等により、家庭だけで子どもを犯罪や事故から守ることが困難だと言える状況の中、関係機関と連携し、青少年の健全育成に資する活動を継続して行っているが、スマートフォンの普及に伴うソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を媒介とした青少年の犯罪被害やトラブルの増加など、社会環境の変化に柔軟に対応することが求められています。

施策の方向性

- 家庭、学校、地域、警察等が、社会環境の変化に合わせた柔軟な活動を行えるよう、インターネット等の活用を含めた効果的な支援を実施するとともに、関係団体が情報共有を綿密に行い、地域社会が一体となった青少年健全育成活動の体制を整備します。
- インターネット環境の変化により生じる問題に関し、必要な情報を提供するとともに、家庭、学校及び地域の団体を通じて、啓発グッズなどの媒体を用いることにより、自画撮り被害やSNSでの誹謗中傷などインターネットに係る青少年の被害防止等に関する意識啓発を行います。
- 悩みを抱える青少年等が相談窓口を利用しやすくなるような環境整備を行うとともに、幅広く周知を行い、必要な支援につながるよう関係機関との連携を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
府中警察署が補導した不良行為少年の人数	253人 (R2)	240人	府中警察署が補導した飲酒、喫煙、深夜はいかい等の行為を行った少年の人数です。
インターネット利用啓発動画の延べ視聴回数		300回	インターネットの利用啓発を行うオンラインセミナー動画の年間延べ視

			聴回数です。
青少年等に係る相談窓口を紹介した延べ人数		39人	青少年等に係る相談窓口を紹介した年間延べ人数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
青少年健全育成事業	青少年健全育成基本方針に基づき、青少年対策地区委員会、学校、警察等の関係機関との連携により、青少年健全育成協力店、子ども緊急避難の家等による犯罪被害・非行防止体制の強化及び家庭の日事業、青少年健全育成標語コンクールなどを実施しますが、それぞれにおいてインターネット等を活用しつつ、社会状況に応じた活動となるよう推進します。
青少年インターネット利用啓発事業	SNS・インターネットの利用上の注意に関する啓発グッズの配布、青少年自身やその保護者向けの講演会等を実施するほか、フィルタリング機能の利用促進に関する広報を実施します。
青少年総合相談運営事業	スマートフォンのアプリ等を活用し、青少年等の悩みに応じて相談窓口を紹介する環境を整えるとともに、適当な相談窓口のない青少年等の抱える悩みについては、総合的に相談を受け付け、関係機関への支援につなげます。

協働により推進したい取組

- 青少年が抱える悩みの解決に向けた支援や非行防止に係る見守りに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

4 魅力あふれる うるおいと活力のあるまち（都市基盤・産業）

基本目標	基本施策	施策
都市基盤・産業	1 快適で住みやすいまちづくりの推進	54 計画的な土地利用の推進
		55 適正な開発事業の誘導
		56 質の高い建築物の確保
		57 魅力ある景観の保全・形成
		58 公共交通の利便性の向上
	2 地域特性を生かした都市空間の形成	59 市内の拠点におけるまちづくりの推進
		60 けやき並木と調和したまちづくりの推進
	3 都市基盤の保全・整備	61 安全で持続可能な道路機能の保全・整備
		62 下水道施設の機能確保
	4 にぎわいの創出	63 中小企業の経営基盤強化の支援
		64 地域商業の振興
		65 工業の育成
		66 観光資源の活用・創出による地域活性化
		67 消費生活の向上
	5 都市農業の育成	68 農地の保全及び魅力ある農業経営への支援
		69 農業とふれあう機会の拡充

基本施策 1 快適で住みやすいまちづくりの推進

施策 54 計画的な土地利用の推進

めざす姿(施策の目的)

将来を見据えた計画的なまちづくりが市民との協働により進んでおり、安全で快適な住みよいまちになっています。

現状と課題

府中市都市計画に関する基本的な方針(府中市都市計画マスタープラン)の土地利用方針に基づく土地利用を推進しています。今後は少子高齢化・人口減少、中心市街地等の魅力づくり、交通ネットワークの維持・充実、都市農地の保全・活用、安心して暮らせる住環境確保、景観資源の維持・活用、防災・減災などに対応したまちづくりを進めることが必要です。また、木造住宅密集地域等における防災性の向上を目指した地区計画等の検討・策定などを市民との協働により取り組んでいるところですが、市民意識調査によると、市民と市が協働するまちづくりに満足している市民の割合が低い水準にあります。今後も引き続き、計画的な土地利用の推進に係る市民協働でのまちづくりを進めていくことが求められています。

施策の方向性

- 府中市都市計画に関する基本的な方針の実現に向けた用途地域等の見直しを行うとともに、人口減少や少子高齢化が進行する状況でも将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するため、立地適正化計画を策定します。
- まちづくり活動を担う市民や団体に柔軟できめ細かい支援を行うとともに、木造住宅密集地域等における地区計画等の策定に向けたまちづくり協議会の運営の支援等を行います。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
市民提案による地区計画の指定面積(累計)	44.0ha (R2)	157.4ha	市民提案による地区計画の指定面積(累計)です。
今後も市内に住み続けたいと思う市民の割合	93.4% (R2)	93.5%	市政世論調査により把握します。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
地域まちづくり事業	木造住宅密集地域等における地区計画の策定、市民のまちづくり活動への支援などを行います。
市街地整備計画策定事業 (立地適正化計画策定事業)	府中基地跡地留保地の用途地域等の変更、用途地域の一括見直し、立地適正化計画の策定などを行います。

協働により推進したい取組

- まちの特性に応じた市民主体によるまちづくりルールの策定や、まちづくりに関する意見交換会・オープンハウス^{*45}等のイベントに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 1 快適で住みやすいまちづくりの推進

施策 55 適正な開発事業の誘導

めざす姿(施策の目的)

市民・事業者・市の協働により、府中市地域まちづくり条例及び土地利用方針等に基づく適正な土地利用及び周辺環境に配慮した良好な開発事業が進められ、地域特性を活かした住みよいまちづくりが行われています。

現状と課題

府中市地域まちづくり条例に基づく住みよいまちづくりを進めており、今後も引き続き、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組むことが必要です。特に、大規模な開発事業は周辺環境に及ぼす影響が大きいことから、市民・事業者・市との協働により、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組むことが求められています。

施策の方向性

- 大規模土地取引行為の動向を事前に把握し、土地利用方針に基づいた良好な開発事業の誘導を行うとともに、一定規模以上の開発事業については、景観や周辺環境への適切な配慮がなされた上で、事業地周辺の市民と事業者との協働によるまちづくりを発展させるなど、良好な地域コミュニティの形成に努めます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
開発事業と併せて地区計画等を決定した累計件数	19件 (R2)	24件	府中市地域まちづくり条例に基づく開発事業と併せて地区計画、景観協定等を決定した件数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
開発誘導事業	大規模な土地に対する取引行為及び開発事業に対し、土地利用方針に基づいた良好な開発事業となるよう協議・指導を行い、府中市地域まちづくり条例に基づき、手続を行います。

協働により推進したい取組

- 地域まちづくり条例や開発事業に関する指導要綱、開発事業まちづくり配慮指針等の理解・普及に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 1 快適で住みやすいまちづくりの推進

施策 56 質の高い建築物の確保

めざす姿(施策の目的)

良好な建築行為の確保及び建築物の維持管理により、災害に強い誰もが安全で快適に暮らせるまちが形成され、かつ、建築物の長寿命化や省エネルギー化、低炭素化がなされ、環境に配慮したまちが形成されています。

現状と課題

維持管理が適正に行われないと火災等により人命に係る大事故に繋がる危険性があるため、建築物の適切な維持保全が必要です。特に多数の人が利用する特定建築物や防火設備などにおいては、より一層の取組強化が必要であるとともに、マンションの管理不全の予防に向けた適正な管理の促進も求められています。

また、完了検査の適切な実施による建築基準法への適合性を確保するとともに、建築物の省エネルギー化や低炭素化が求められています。

施策の方向性

- 安全・安心で質の高い建築物の確保に向け、啓発活動や指導を行うとともに、マンションの適正管理に向け、管理組合等の取組を支援します。
- 環境に配慮した建築物の確保に向け、長寿命化や省エネルギー化、低炭素化に係る制度の普及・啓発を促進します。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
検査済証交付率	99.4% (R2)	100%	完了検査により安全性が確認され、検査済証を交付されたものの割合です。
定期調査報告に係る特定建築物の報告率	85.1% (R2)	100%	「報告対象件数に対する報告件数」の3年間の平均です。(特定建築物の報告は3年ごとに報告対象が異なるため)

長期優良住宅認定率	21.8% (R2)	35%	新築住宅(一戸建て)のうち、長期優良住宅として認定されたものの割合です。
-----------	---------------	-----	--------------------------------------

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
特定行政庁所管業事業	多数の人が利用する特定建築物等の所有者・管理者への指導の強化、市内パトロールによる違反建築の抑制などを図ります。
建築指導等事務	他市(近隣の行政庁)との連携を強化するとともに、建築物の長寿命化や低炭素化を推進します。
マンション適正管理促進事業	東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例等に基づき、管理組合等に対する調査や助言等の支援を行うほか、関係機関と連携して管理組合や区分所有者等を対象としたマンション管理に係る相談会を定期的を開催します。

協働により推進したい取組

- 長寿命化や省エネルギー化による快適で質の高い、環境に配慮した建築物の計画に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 1 快適で住みやすいまちづくりの推進

施策 57 魅力ある景観の保全・形成

めざす姿(施策の目的)

景観啓発活動や景観賞の実施により市民の景観に対する理解が深まり、市民・事業者・市の協働によって地域特性を活かした優れた景観が形成・保全されています。

現状と課題

景観行政団体^{*46}として、府中市景観条例や府中市景観計画に基づき、府中らしい景観であるけやき並木や浅間山、多摩川などの緑豊かな景観の保全と、歴史と文化を感じる景観づくりを誘導してきました。今後も、府中らしい景観づくりに向けた更なる取組が必要です。また、啓発活動や支援制度のPRなど、市民が景観に係るまちづくりに参加する機会を創出することも求められています。市内の公共サインの統一感がないため、景観に配慮し、利便性も向上させる公共サインの再整備について、検討する必要があります。

施策の方向性

- 府中市景観計画に基づき、開発事業における良好な景観の形成を進めます。
- 市民や事業者の景観形成に対する意識啓発を行うとともに、府中市景観条例に基づき、景観行政団体として積極的に魅力ある景観づくりに取り組みます。
- 案内誘導の適切化と景観の統一性の確保のため、市民や来訪者にとって分かりやすい公共サインに向けた再整備を進めます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
開発事業等における景観協定累計面積	26.5ha (R2)	28.0ha	開発事業等において景観協定を締結した面積です。
まちなみや景観がよく保全されていると感じている市民の割合	47.3% (R2)	60%	市民意識調査により把握します。
景観やユニバーサルデザイン ^{*15} に配慮した公共サインの整備地区数	1地区 (R2)	14地区	景観やユニバーサルデザインに配慮した公共サインの整備地区数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
開発事業における景観形成誘導事業	開発事業にあわせて、景観法に基づく景観協定の締結を積極的に誘導していきます。
景観政策推進事業	各種イベントにおける景観啓発活動の実施や、景観賞の実施、けやき並木景観形成方針の周知などを行います。
公共サイン整備事業	景観に配慮するとともに、多言語化や多機能化による利便性の向上に向けた公共サインの再整備を進めます。

協働により推進したい取組

- 魅力的な景観づくりに向けた意識啓発や、良好な景観の形成・保全に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 1 快適で住みやすいまちづくりの推進

施策 58 公共交通の利便性の向上

めざす姿(施策の目的)

鉄道やバス、タクシーなどの公共交通ネットワークが形成されるとともに、バリアフリー化や情報化が進むことにより、誰もが公共交通を快適に利用することができる環境が整っています。

現状と課題

コミュニティバスの運行により、市内の交通不便地域については概ね解消している状況にありますが、年々運行事業に要する経費は増加しているため、受益者負担の観点も踏まえて効率的な運行手法を検討することが必要です。また、鉄道事業者やバス事業者に対しては、更なる安全性の確保や利便性の向上を図るため、バリアフリー施設の整備等を継続して要望することが求められています。さらには、少子高齢化の進行により労働人口の減少が見込まれる中、公共交通ネットワークの在り方について将来を見据えた視点で整理することが必要です。

施策の方向性

- コミュニティバスについては、その運行を補助しつつ、社会情勢の変化や都市基盤の整備状況、市民ニーズや利用状況を把握した上で他の交通手段との役割分担を検証するなど、持続可能な事業運営や利便性の向上に向けた検討を行います。
- 鉄道やバスなどの更なる安全性の確保や利便性の向上を図るため、ホームドア⁴⁷等のバリアフリー施設の整備等について交通事業者に対して要望し、バリアフリー化に要する費用の一部を助成するとともに、多摩都市モノレール事業及びJR中央線複々線化事業についても、関係市と連携を図り、関係機関に対して引き続き、事業の促進を要請します。
- 持続可能な公共交通ネットワークの形成に当たっては、現行の公共交通機関のみならず、シェアサイクル⁴⁸など様々な交通手段との連携を含めて検討した上で、各種取組を進めていきます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
コミュニティバスの年間利用者数	1,466,769人 (R2)	1,781,000人	全路線における年間利用者の合計です。

鉄道駅におけるホームドアの設置数	0列 (R2)	6列	ホームドアが設置された鉄道駅のホーム列数です。
公共交通機関が利用しやすいと感じている市民の割合	66.7% (R2)	70%	市民意識調査により把握します。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
コミュニティバス運行補助事業	運行事業者の効率的かつ安定的な運行业務を支援するほか、利用者の増加に向けた啓発活動を実施します。
鉄道駅整備事業	鉄道事業者が実施するホームドア等のバリアフリー整備事業に対して、その費用の一部を助成します。
地域公共交通計画推進事業	持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けて、地域公共交通計画を策定し、その後は本計画に基づく各種取組を市民・事業者・市が協働により展開します。

協働により推進したい取組

- 持続可能な公共交通ネットワークの形成に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 地域特性を生かした都市空間の形成

施策 59 市内の拠点におけるまちづくりの推進

めざす姿(施策の目的)

地域特性を生かしたにぎわいのある拠点市街地が形成されるとともに、各拠点が連携し合うことで、本市全体における「まちの魅力」が創出されています。

現状と課題

「府中市都市計画に関する基本的な方針(府中市都市計画マスタープラン)」に示す各拠点において、にぎわいのある拠点市街地の形成を図るため、拠点としてふさわしい土地利用の誘導やまちづくり体制の構築に取り組むことが必要です。

特に、現在まちづくりが進められている次の2地区の拠点については、各種計画等に基づき、着実に事業の推進を図る必要があります。

分倍河原駅周辺地区では、駅周辺の回遊性の向上や駅前空間の不足への対応等の課題を解決するため、地域住民や交通事業者を始めとした関係者との協働によるまちづくりを進めています。

府中基地跡地留保地周辺地区では、令和2年3月に本市から国へ「府中基地跡地留保地利用計画」を提出したことから、利用計画に基づく留保地の土地利用及び周辺地域を含めた一体的なまちづくりが図られるよう、適切に誘導していくことが求められています。

施策の方向性

- 分倍河原駅周辺地区では、分倍河原駅周辺地区まちづくり基本計画や府中市都市・地域交通戦略に基づく取組を展開し、市民協働によるまちづくりを推進していきます。
- 府中基地跡地留保地周辺地区では、利用計画に基づく留保地の土地利用の誘導を図るとともに、周辺地域を含めた地区において新たな魅力としてのイノベーションを創出することで、本市全体の活性化につながる、将来を見据えたにぎわいと活力を生み出していきます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
まちの拠点整備に関する満足度 (過去5年平均)	50% (R2)	54%	市民意識調査により把握します。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
分倍河原駅周辺整備事業	駅舎の改良や老朽化した南北こ線橋の架け替え、駅前に歩行者が溜まれる空間の確保などハード整備の着手に向けた準備を進めるとともに、快適でにぎわいのある商店街の形成や良好な居住環境を保全するためのルールづくりなどソフトの取組を着実に展開していくため、地域住民や交通事業者等との協議・検討を進めます。
府中基地跡地留保地周辺地区まちづくり事業	府中基地跡地留保地の土地利用の推進に向け、国の土地処分に係る必要な手続を進めるとともに、留保地の整備及び周辺地域を含めたまちづくり体制の構築に向けた準備・取組を進めます。

協働により推進したい取組

- 各拠点や拠点間の連携における、魅力ある持続可能なまちづくりに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 地域特性を生かした都市空間の形成

施策 60 けやき並木と調和したまちづくりの推進

めざす姿(施策の目的)

市民・事業者・市が協働し、本市のシンボルであるけやき並木を守り、将来の世代に伝えるための取組が進められるとともに、けやき並木の公共空間が広く民間事業者等に活用され、多様な人々が憩い、交流する空間として機能することで、魅力やにぎわいが生まれています。

現状と課題

けやき並木として国内唯一の国天然記念物である「馬場大門のケヤキ並木」は本市のシンボルであり、本市の中心市街地である府中駅周辺の更なるにぎわいの創出に向けて、けやき並木との調和及び活用によるまちづくりを推進することが必要です。このため、けやき並木の保護管理を市民との協働で進めるとともに、けやき並木の空間を活かした様々な事業の開催や憩いの場としての活用を多様な主体が連携して行うなど、魅力やにぎわいの向上に取り組むことが求められています。

施策の方向性

- モール化などの将来像を見据えながら、けやき並木の植生及び景観に配慮した周辺環境の整備や道路等の整備を進めます。
- けやき並木の保護に係る適切な維持管理を行うとともに、「馬場大門のケヤキ並木」の歴史的価値の周知や次世代後継樹の育成等を市民との協働により進めます。
- 都市再生推進法人である一般社団法人まちづくり府中を中心として、民間事業者等によるけやき並木やペDESTリアンデッキ等の魅力的な空間を活用したエリアマネジメント¹⁷を推進し、中心市街地のにぎわいの創出や商業の活性化を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
けやき並木に残す、古木・次世代木の本数	117本 (R2)	125本	けやき並木で維持管理する適正なケヤキの本数です。
休日のけやき並木の歩行者通行量	28,330人 (R1)	38,000人	休日のけやき並木通りの歩行者の1日当たりの人数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
けやき並木周辺整備事業	けやき並木通り周辺の安全な歩行者空間を確保するため、既存道路の拡幅や新設道路の整備を行います。
馬場大門ケヤキ並木保護対策事業	年2回の樹木医による巡回監視のほか、総合的な保護対策を行います。
中心市街地活性化ビジョン推進事業	にぎわいの創出に向け、中心市街地活性化ビジョンに基づく各種取組を展開します。

協働により推進したい取組

- けやき並木の保護管理や周辺環境の整備と、けやき並木やペDESTリアンデッキ等の魅力的な空間活用に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策3 都市基盤の保全・整備

施策 61 安全で持続可能な道路機能の保全・整備

めざす姿(施策の目的)

都市計画道路や市幹線道路が、バリアフリー化や無電柱化等を考慮した上で整備されています。また、道路や橋梁などの道路施設について、予防保全型の管理や、市民・事業者・市との協働による取組により、長期にわたり機能の確保がなされています。

このことにより、誰もが安全で快適に利用できる、持続可能な道路機能の確保ができています。

現状と課題

都市計画道路の整備や既存道路の改修を進めるほか、災害時に緊急車両等の通行や避難行動の障害にならないための「狭あい道路の拡幅に向けた取組」や、バリアフリー化や無電柱化等の誰もが安全で快適に移動できるための「道路のユニバーサルデザイン^{*15}化」について、より一層推進することが必要です。

また、道路等の維持管理について、予防保全型の管理や先進技術の活用、自然災害への対応も含めた官民連携の推進、市民協働など、更なる業務の効率化に向けた様々な取組が求められています。

施策の方向性

- 都市計画道路の整備や既存道路の改修と合わせ、バリアフリー化事業や無電柱化事業等を計画的に推進します。また、橋梁等の長寿命化に取り組みます。
- 狭あい道路に面した土地所有者などに理解と協力を得られるよう働きかけ、積極的に狭あい道路の早期解消に向けて取り組みます。
- インフラマネジメント計画に基づき、先進技術を活用した予防保全型の管理を推進します。
- 市民協働や官民連携など、様々な担い手による道路等の維持管理を進めます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
橋梁の老朽化対策実施率	20.0% (R2)	66.7%	老朽化対策が必要な橋梁のうち、対策を実施した橋梁の割合です。
市内の狭あい道路の割合	9.05% (R2)	7.36%	市道における狭あい道路が占める割合です。

道路の舗装や構造物に関する要望・相談の対応件数	530件 (R2)	450件	道路の舗装や構造物に関する要望・相談に対応した件数です。
-------------------------	--------------	------	------------------------------

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
道路改良整備事業 都市計画道路整備事業	都市計画道路の整備や既存道路の改修と合わせ、バリアフリー化や無電柱化等を推進します。また、道路施設の老朽化・耐震対策を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。
狭あい道路拡幅整備事業	建築基準法第42条第2項道路等の狭あい道路に接する土地を道路用地として提供してもらい整備を行うとともに、提供者には助成等を行います。
道路等維持管理事業	道路等包括管理事業により、民間活力を活用した、市民サービスの向上と管理費用の削減を図ります。また、先進技術の導入や点検を踏まえた計画的な管理により、予防保全型の管理に取り組みます。 街路樹については、良好な道路環境を保つため、大径木の間引きを行います。

協働により推進したい取組

- 道路等の清掃といった美化活動や包括管理に関すること

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策3 都市基盤の保全・整備

施策62 下水道施設の機能確保

めざす姿(施策の目的)

下水道施設が老朽化対策や地震対策等の計画的な取組により適切に維持管理されるとともに、下水道に流入する雨水の抑制対策により浸水の軽減や河川の水環境の保全が図られており、市民の衛生的で快適かつ安全な生活環境が確保されています。

現状と課題

これまで、調査を計画的に実施した上で清掃や補修工事などの適切な維持管理を行ってきていますが、今後は標準対応年数(50年)を経過する下水道管の増加が見込まれるため、計画的かつ継続的に老朽化対策や地震対策に取り組むことが必要です。また、これらの実施に伴い、より一層の健全な財政運営に努めることや、雨天時の雨水放流先となる河川における水環境への影響についても対応することが求められています。

施策の方向性

- 破損等による陥没事故の発生や機能停止など未然に防ぐため、施設の点検・調査を行い、必要に応じた補修工事を実施するとともに、優先順位が高いところから計画的に老朽化対策工事や耐震化工事を実施します。
- 下水道への雨水流入抑制対策を行うため、住宅等の建築時に市民や事業者に対して雨水浸透施設の設置について協力を求めます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
下水道管の老朽化対策工事が必要な延長に対する実施済み延長の比率	7.7km (36.3%) (R2)	21.2km (100%)	老朽化対策が必要な下水道管の総延長に対する実施済み延長(実施率)です。
下水道施設の地震対策工事が必要な箇所に対する実施済み箇所の比率	498か所 (68.3%) (R2)	729か所 (100%)	地震対策が必要な箇所に対する実施済み箇所(実施率)です。
雨水浸透ますの設置個数	69,089個 (R2)	84,100個	雨水浸透ますの設置個数の累計です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
下水道維持管理事業	管路施設等の詳細な調査を実施した上で、清掃や補修工事などを行います。 一般住宅や中高層・開発事業者の協力を得ながら雨水浸透施設等の設置を行います。
下水道老朽化対策事業	府中市ストックマネジメント計画に基づき、老朽化が進んだ下水道管の布設替え、更生工事及び修繕を計画的に実施します。
下水道地震対策事業	避難所等重要度の高い施設と緊急輸送路にあるマンホールの耐震化工事を実施します。

協働により推進したい取組

- 下水道管のつまりと悪臭の防止や、雨水浸透施設の設置に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策4 にぎわいの創出

施策 63 中小企業の経営基盤強化の支援

めざす姿(施策の目的)

中小企業の経営安定に係る支援や創業者を後押しするような支援により、地域経済の活性化が図られるとともに、事業主や勤労者に充実した福利厚生事業等が提供されることで、人が生き生きと働くことのできる活気あるまちになっています。

現状と課題

令和2年頃から始まった新型コロナウイルスの感染拡大の影響で国内の経済活動は抑制され、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、業績の悪化など深刻な問題を抱えています。従来の経営状況まで回復するには多くの時間が必要とされ、中小企業にはデジタル化も含めた業務の見直しや事業形態の転換など、経営改善に向けた長期的な視点からの取組が求められています。また、勤労者の活力向上や生産性向上のためにも、中小企業における福利厚生の充実に向けた支援を行うことも必要です。

施策の方向性

- 中小企業の経営基盤を強化するため、事業資金調達への支援を行うほか、むさし府中商工会議所が行う巡回相談、窓口相談、講習会等による各種指導等への支援、各機関との協働による創業希望者への支援などを行います。
- 勤労者の福祉の増進を図るために活動している府中市勤労者福祉振興公社に対し、会員の加入促進や会費の効果的な運用を促すなど、自立度の高い安定した経営の確立に向けた支援を行います。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
創業支援事業に参加し、創業した件数	23件 (R2)	30件	むさし府中商工会議所が行う創業支援事業に参加し、創業した件数です。
市内の中小企業における公社福利厚生事業への加入者数	7,241人 (R2)	8,000人	公社の福利厚生事業に加入している人数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
中小企業経営安定化事業	中小企業事業資金融資利子及び中小企業退職金共済掛金への支援を行い、中小企業の経営基盤強化を図ります。
商工業振興事業 経営改善事業	むさし府中商工会議所が行う商工業振興に係る事業や経営改善事業等に対して支援を行います。
勤労者福祉振興公社運営支援事業	健康経営に取り組む事業の充実を図る府中市勤労者福祉振興公社に対し、自立への努力を促しながら必要な支援を行います。

協働により推進したい取組

- 中小企業における経営基盤の強化や従業員のワークライフバランス、健康増進に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策4 にぎわいの創出

施策64 地域商業の振興

めざす姿(施策の目的)

各地域の商店や商店街で特徴のある魅力的なサービスが提供され、市民の日常生活における利便性や快適性が高まっています。また、日々の交流や商店街等が実施するイベント活動により、地域につながりや活気が生まれています。

現状と課題

商店や商店街では、顧客のスーパーや大型商業施設への流出のほか、経営者の高齢化による後継問題や会員店舗の減少、空き店舗の増加、電子決済の普及等によるインターネットショッピング利用者の増加といった問題に加え、近年では新型コロナウイルス感染症の影響による新しい様式への対応といった課題にも直面しています。今後は消費者行動の変化や消費者ニーズを的確に捉え、個人商店や商店街がそれぞれの魅力を磨いた上で、消費者に選ばれる特徴のあるサービス提供等を行うことが必要です。

施策の方向性

- 商店街が実施するイベント等に対する支援を行うほか、むさし府中商工会議所との協働により、他地域における効果的かつ優良な事例を調査・研究した上で、持続可能な本市特有の商業振興策を検討・実施します。
- 経済を揺るがすような突発的な事象が発生した際は、市内事業者の支援及び市内消費の喚起のため、プレミアム付商品券事業等の支援策の実施を検討します。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
市内店舗において買い物をする市民の割合	77.5% (R2)	80%	日常で市内店舗により買い物をしている市民の割合です。
市内商店街が実施するイベント事業数	44事業 (R1)	48事業	市内商店会が年間で実施しているイベント事業の数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
商店街振興事業	商店会の実施するイベントや活性化事業、装飾街路灯やアーチ等の設置、修繕や電気料に対する支援を行います。

協働により推進したい取組

- 商店や商店街における活性化や地域とのふれあい、つながりに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策4 にぎわいの創出

施策 65 工業の育成

めざす姿(施策の目的)

技術革新や新製品開発、異業種交流や産学官交流などの積極的な実施により、市内工業における技術の向上と経営の効率化が図られ、まちが活性化し、生産力が向上しています。

現状と課題

製造品出荷額について、多摩地域26市ではトップという地位を維持していますが、特に中小企業者においては、社会経済の変化に迅速に対応するべく新製品の開発や販路の開拓等が必要となるため、資金調達に係る支援や特許相談といった技術相談への対応などが求められています。

施策の方向性

- 工業技術情報センターにおける情報提供や相談体制の充実を図るほか、新製品・新技術の開発や市場開拓、異業種交流や産学官交流を行うために必要となる支援を行います。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
製造品出荷額等の多摩地域26市順位	1位 (R2)	1位	工業統計及び経済センサスにより把握します。
1事業者当たり付加価値額の多摩地域26市の順位	3位 (R2)	3位以内	工業統計及び経済センサスの数値を用い、付加価値額を事業所数で除すことによって求めます。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
中小企業工業技術向上支援事業	技術情報相談や技術情報の提供を行うとともに、新製品・新技術開発や市場開拓等の支援を行います。
異業種交流促進事業	府中市工業技術展(ふちゅうテクノフェア)の開催、東京都産業交流展への参加、異業種交流グループの支援などを通じて、異業種や産官学の交流による新製品・新技術の開発及び事業者間のマッチング支援を行います。

協働により推進したい取組

- 異業種交流や産学官交流を含めた事業者間のマッチングに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策4 にぎわいの創出

施策 66 観光資源の活用・創出による地域活性化

めざす姿(施策の目的)

歴史や文化、自然をはじめとする多様な観光資源が効果的に連携し、本市ならではの価値、地域ブランドとなり、他地域の人々との関係構築や交流が図られています。そして、市民一人ひとりがまちの魅力を市内外に向けて積極的に発信するとともに、来訪者をおもてなしの心で受け入れるなど、観光を基軸としたシビックプライド^{*16}(市民であることの誇りや本市に対する愛着)が醸成され、本市のプロモーションが推進されています。

現状と課題

本市には、馬場大門のケヤキ並木、浅間山、多摩川などの自然環境、郷土の森博物館、府中市美術館、府中の森芸術劇場などの文化施設、武蔵国の国府に由来する歴史的な名所・旧跡や大國魂神社例大祭「くらやみ祭」などの伝統的な催事のほか、各種の工場見学、漫画・アニメ・ロケ地の聖地巡礼、ラグビーといった多様な観光資源があります。府中観光協会や観光ボランティアの会との協働により観光事業を実施していますが、コロナ禍で国内外において観光を取り巻く環境が激変する中、観光の役割やつながりの重要性が再認識されています。今後は更なるにぎわいの創出に向け、産業間連携や世代間連携、地域間連携など、多様な主体が有機的に連携することが求められています。

施策の方向性

- マーケティング視点を取り入れ、ターゲットを明確にし、府中観光協会を中心とした地域の各主体が協働して観光資源を磨き上げるとともに、横断的な情報発信を行います(フィルムコミッション^{*49}、広域連携事業等)。ラグビーワールドカップ2019や東京2020 オリンピック・パラリンピックでの経験を活かした観光事業の推進を図り、ウィズコロナ・ポストコロナを意識した新しい観光需要に対応するため、中長期的な視点で国内外に本市の観光プロモーションを行います。
- 観光に係る産業間・世代間・地域間の連携を推進するとともに、日常を含め市民がホスト・ゲストとして楽しむものを観光と位置づけ、市民の参加意欲、推奨意欲を高め、未来につながる観光まちづくりに取り組んでいきます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
市内への来訪者数	652万人 (R1)	750万人	ビッグデータを活用して分析した市内に来訪した人の

			数(土・日曜日、祝日の合計、市民を除く)
市民の推奨度	精査中	精査中	本市を他者へ推奨したい度合いを、「総合計画に係る市民意識調査」の回答から数値化するものです。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
観光振興事業	府中観光協会の専門性を活かした事業(観光コンテンツ・交流拠点づくり、市内外・国内外に向けたプロモーション、人材育成、受入環境整備等)に対する支援を行うほか、フィルムコミッション事業や近隣市との連携といった多様な主体による連携事業、外国人観光客誘致促進に係る事業を推進します。
観光情報施設管理運営事業	観光情報の発信・情報収集に努めるとともに、外国人観光客の受入環境の整備を図ります。

協働により推進したい取組

- 観光に係るプラットフォームの構築やシビックプライドの醸成に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 にぎわいの創出

施策 67 消費生活の向上

めざす姿(施策の目的)

消費生活に関する正確な情報が様々な媒体により提供され、悪質商法などの消費者トラブルや製品事故等が発生しにくい環境や、発生した場合における消費生活相談の体制が整備されています。また、消費者と事業者との連携・協働を通じて経済・社会構造の変革を図る取組である「自ら考える賢い消費行動(エシカル消費)^{*50}」が市民に浸透しています。

現状と課題

地域社会から孤立した高齢者や若年者等の増加が進み、消費者トラブルの更なる増加や深刻化を招いているため、消費生活センターにおける消費生活相談に係る体制の充実や、判断力が不十分な高齢者や障害者の消費者被害を防ぐための関係機関との連携強化、さらには近年増加している若年者を中心とした SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)による悪質商法の勧誘といったトラブルについて、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえた一層の予防や対応が求められています。また、家計が支出する消費額は GDP(国内総生産)の過半を占め、消費者の行動は経済社会に大きな影響を与えるものであるため、食品ロスの削減、海洋プラスチックごみの削減など、持続可能な社会の実現に向け、消費者と事業者との協働による取組を促す方策を講じることが必要です。

施策の方向性

- 消費トラブルを未然に防止するための情報提供をはじめ、消費生活講座などの各種講座や消費生活展等による啓発を行うとともに、学校や大学と連携して消費者教育の拡充に努めます。なお、特に高齢者への情報提供については、高齢者に係る施策担当部署や見守り関係者と連携して取組の強化を図ります。
- 消費生活センターを運営し、相談・支援の充実を図ります。
- 廃棄物や環境に係る施策担当部署との連携により、エシカル消費を普及啓発するための取組を進めます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
市民全体における消費者トラブル(被害)の発	4.4% (R2)	2.5%	市民意識調査により把握します。

生割合			
消費者相談に占める自主交渉(助言)率	82.5% (R2)	83%	消費生活相談における助言を基に消費者自らが自主交渉した件数の割合です。
エシカル消費の実践割合		30%	市民意識調査により把握します。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
消費者啓発事業	消費生活展や消費生活講座、啓発資料等により、情報提供や啓発活動を実施します。また、人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動(エシカル消費)の普及啓発を図ります。
消費者相談事業	専門知識のある消費生活相談員を配置した府中市消費生活センターで相談を受け付けます。 高齢者に係る施策担当部署や見守り関係者との連携を図り、高齢者が消費者トラブルに巻き込まれない体制を構築します。

協働により推進したい取組

- 持続可能な社会の実現に資する取組に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 5 都市農業の育成

施策 68 農地の保全及び魅力ある農業経営への支援

めざす姿(施策の目的)

生産基盤となる農地が引き継がれた上で次代の担い手も確保され、魅力ある産業として本市の農業が維持・発展するとともに、直売所等での府中産農産物の販売を通じて市民に地産地消の取組が浸透しています。

現状と課題

相続に起因する農地の減少や周辺開発による農業環境の悪化など、農作物の生産基盤となる良好な農地の確保や、農業者の高齢化や後継者不足といった農業の担い手の確保が大きな課題であり、改善に向けた取組が必要です。また、新たな栽培施設やシステムの導入により生産性の向上・安定化等を図る取組への支援が求められているほか、環境に配慮した栽培手法の導入や観光農園化、さらには6次産業化といった付加価値の向上に係る取組などへの支援に対するニーズが高まりつつあります。

施策の方向性

- 農業者の相続による農地の売却が最小限に抑えられるよう、相続制度の改善等を国に要望するとともに、農業者に対して農地保全に係る意識啓発や関連情報の提供等を行います。
- 意欲をもって農業経営に取り組む農業者や農業団体等に対し、新たな栽培施設やICT¹¹を活用したシステムの導入補助など、各種の支援を通じて経営の安定・強化を図るとともに、農業の担い手・支え手の育成、農地・農業のもつ多面的機能の発揮に係る支援やPRなどの取組を通じて農地の保全を図ります。
- 府中産農産物について、市民が購入しやすい環境づくりや学校給食への出荷の促進、新鮮さ・特徴などの効果的なPRにより地産地消の推進を図るとともに、関係機関との連携・協力による特産化や6次産業化の支援を通じて流通拡大を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
農地面積	132 ha (R2)	119 ha	市内の農地の面積です。
認定農業者数	135 人 (R2)	140 人	農業経営改善計画の認定を受けた農業者(法人含む)の人数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
農業委員会運営事業	農業委員が農業者に営農のあり方について指導するとともに、農業者の抱える問題を吸い上げ、解決に向けて取り組みます。
農業者支援事業	意欲をもって農業経営に取り組む農業者や農業団体等に対し、各種の補助を行います。また、農業者の農業経営改善計画の策定を支援します。

協働により推進したい取組

- 府中産農産物の地産地消に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 5 都市農業の育成

施策 69 農業とふれあう機会の拡充

めざす姿(施策の目的)

農地・農業のもつ多面的機能が活用され、多くの市民が市内の農地・農業に対して高い関心をもっています。

現状と課題

農業まつり、農業品評会、親子ふれあい農園、市民農業大学、学童農園等の実施や令和2年度における市内で初めてとなる農業公園⁵¹の開設など、都市農業のPRや市民が農業とふれあう機会の拡充を図ってきましたが、農業への関心度は人それぞれで差があり、市民全体で農業に対する関心が高いとは言えない状況にあります。都市化が進展する中で農業を次代に継承していくためには、地域における農地・農業の必要性や貴重さを多くの市民に理解してもらうことが重要であるため、これまでに進めてきた取組と合わせ、今後は農業公園を拠点とした各種取組を試行しながら、市民が農業とふれあう機会を更に拡充していく必要があります。

施策の方向性

- 農業者や農業関係団体との協働により、農業まつりや各種の農業体験推進事業、援農ボランティアの斡旋を継続して実施するとともに、農業公園を拠点とした各種取組を検討し、試行を重ねながら市民が農業とふれあう機会の拡充を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
本市で斡旋する援農ボランティアへの申込人数	20人 (R1)	21人	本市で斡旋する援農ボランティアへの年間申込人数です。
農業体験に取り組んでいる市立小学校の割合	81.8% (R2)	基準値以上	市立小学校22校のうち農業体験に取り組んでいる小学校の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
農業まつり等運営事業	市民に農業への理解を深めてもらうための農業まつりや、農業者の技術向上と意識高揚又は市民への農業PRのための品評会、優秀農業者を表彰する褒賞式典等を開催します。
農業体験推進事業	市民農業大学や親子ふれあい農園などの農業体験講座や、学校教育の一環で農業体験ができる取組を実施します。
農業公園管理運営事業	農業公園の管理運営を通じて市民が農業とふれあう機会を拡充します。

協働により推進したい取組

- 農地・農業の多面的機能に係る PR や市民が農業とふれあう機会の創出に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

第5章 行財政運営に関する施策

1 行財政運営

	基本方針	施策
行 財 政 運 営	1 市民参加と協働によるまちづくり	101 多様な主体による地域貢献活動の促進と市民協働の推進
	2 市民に身近な広報・広聴	102 多様な媒体を活用した市政情報の発信
		103 広聴活動・情報公開の充実
	3 安定的かつ効率的な行政運営	104 安定的な行政サービスの提供
		105 市民ニーズや行政課題に的確に対応できる人材の育成
		106 デジタル化の推進と情報セキュリティの強化
	4 健全で持続可能な財政運営	107 長期的視点に立った公共資産の維持・活用
		108 持続可能な財政運営

基本構想に掲げた各分野の基本目標の達成に向けて、4つの基本方針に基づき、計画的に行財政運営に関する各施策を推進してまいります。

まちづくりの施策を円滑に推進していくためには、社会情勢や経済状況、人口構造の変化、市民ニーズの多様化などに柔軟に対応できるように、限られた資源（人材・資産・資金等）を有効に配分し、活用する取組も併せて推進していくことが求められます。

こうした視点から、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための指針となる総合計画の中に、これまで進めてきた行財政改革の計画を内包することで、効率的かつ効果的に各施策の推進を図るとともに、将来に大きな負担が転嫁されることのないよう健全で持続可能な運営に努めてまいります。

基本方針1 市民参加と協働によるまちづくり

施策 101 多様な主体による地域貢献活動の促進と市民協働の推進

目的

地域を構成する多様な主体が、まちづくりの方向性を共有し、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出す協働によるまちづくりを進めます。その中で、各主体が意見を出し合いながら、府中の新たな魅力や価値を共に創り上げることにも積極的に取り組みます。

現状と課題

本市では、平成 26 年度に「府中市市民協働の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を策定し、多様な主体がお互いの信頼関係のもとに協力し、支え合うまちづくりを目指す「市民協働都市」を宣言しました。

文化センターを中心として、地域の多様な主体同士のつながりが深まり、協働によるまちづくりが推進されてきましたが、さらに、効果的に推進していくためには、地域課題への関心や取組の経験をもつ主体や、多様な価値観や考え方をもちた主体が協働して取り組んでいくことも重要です。

そのため、平成 29 年度に開設した市民活動センターでは、場の提供に加えて、協働における中間支援組織として、市民活動や協働に関する情報提供、多様な主体の交流促進及び伴走支援等を実施しています。

また、従来からの協働の担い手に加え、CSR^{*52}に取り組む事業者のみならず、本業を通じて地域貢献・社会貢献に取り組むソーシャルビジネス^{*53}事業者も増えています。

経済のグローバル化、少子高齢化の進行などにより、本市が抱える地域課題はますます多様化・複雑化することが予想されます。その効果的な解決のためには、基本方針に基づき、より多くの市民が協働について知り、本市全体で協働に対する意識の醸成に取り組むとともに、個人や事業者等と市の多様な関わり方の実現や、各主体がそれぞれの特性を生かした最大限の活躍が可能となるよう、中間支援組織や市等のコーディネート機能の充実が求められています。

施策の方向性

- 市民協働の更なる普及・啓発を目的に、より多くの市民が協働の取組について、知り・関心を持ち・積極的に参加できるよう、情報提供の充実を図り、地域の課題解決に向けて取り組む主体を増やします。
- 市職員が協働の意義や必要性等を十分に理解し、積極的に協働を推進し、実践につながるよう職員研修の充実を図ります。
- 協働の拠点である市民活動センターを活用し、社会貢献活動及び主体間の連携等を支援し、市民同士の自発的かつ効果的な協働を促進します。

- 自治会・町内会、市民活動団体、教育機関、事業者等と市との協働及び、各主体間の協働の取組を推進します。
- 地域課題の解決手法であるソーシャルビジネスの立ち上げ支援や事業者の社会貢献活動(CSV^{*54}・CSR活動)との積極的な推進を図っていきます。
- 社会情勢の変化に柔軟に対応するため、新たな手法等を活用した協働の取組を推進します。
- 講習等を通じ、各主体や地域資源をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
市と各活動団体が協働実施している事業数(件数)	152件 (R1)	166件	市と自治会・町内会、市民活動団体、教育機関、事業者等が協働で実施している事業数。
市民活動センターがコーディネートし、各主体が新たに協働で実施した事業数(件数)		24件	自治会・町内会、市民活動団体、教育機関、事業者等の各主体間により協働で実施している事業数。
協働のコーディネーターの育成数(人)	10人 (R2)	35人	養成講座を受講・修了し「つなぎすと府中」として登録したコーディネーターの数の累計。
ソーシャルビジネスの立ち上げ件数(件数)	9件 (R2)	34件	市民活動センターで講座・個別相談・起業支援コーナー利用等を通じて事業の立ち上げにまで至った件数。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
市民協働に関する効果的な意識啓発	・市民一人ひとりが市民協働について理解を深めることができるよう、効果的な啓発やPR活動を展開します。
職員の協働に関する実践力の向上	・職員研修や実践を通じて、市の職員の協働に関する理解と実践力の向上を図ります。
市民協働の拠点としての市民活動センタープラッツや文化センターの活用	・市民活動や協働の拠点である市民活動センタープラッツや文化センターを活用し、市民主体のまちづくりを促進します。

多様な主体同士の連携の 拡充	・自治会、市民活動団体、NPO、教育機関、事業者等の多様な主体との連携を拡充することで、地域課題を主体同市が協働して解決する取組を推進します。
市民協働を促進する環境 の整備	・市民協働が効果的・効率的に行えるよう、環境の整備を図ります。 ・社会情勢の変化に柔軟に対応するため、新たな協働の手法等を研究・活用します。
コーディネート機能の 拡充	・市民協働を推進し、各主体や地域資源をつなぎ、事業成果を高めるための助言を行う、協働のコーディネーターや中間支援組織を育成する等、協働に係るコーディネート機能を拡充します。

基本方針 2 市民に身近な広報・広聴

施策 102 多様な媒体を活用した市政情報の発信

目的

市民が必要な時に必要な情報を入手できるように、多様な媒体を活用して情報を発信します。

現状と課題

広報ふちゅうは、新聞折り込み、希望者への各戸配付、公共施設やコンビニエンスストアなどへの設置や無料アプリなどにより閲覧が可能となっています。また、ホームページ、テレビ広報、メール配信サービス、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)により、最新の市政情報を発信しています。

しかしながら、情報発信媒体が多種多様化する中では、既存の媒体も活用しつつ、必要な機能や特性をもつ新たな媒体の導入など、誰もが素早く、確実に必要な情報を入手できるよう、媒体や伝達手段、表現方法等を検討して行く必要があります。

また、災害時などにおいて、伝えるべき情報が短時間で変わる場合には、ホームページやSNSなどのデジタルツールを中心に情報を発信する必要があることから、その重要性や取得方法などを周知する必要があります。

施策の方向性

- 情報発信について、広報ふちゅうやホームページなどの様々な媒体がある中で、すべての人にとって情報の得やすさ・探しやすさ・分かりやすさに配慮しつつ、世代によって異なる情報取得手段を意識した見直しを行います。
- 文章の読み上げ機能、外国語への翻訳などのニーズに応じた機能や特性をもつ新たな媒体を導入しており、利用促進に向けた周知を行います。
- 市政情報の入手手段及びその利用方法について、広報ふちゅうへの掲載のほか、様々な方法で周知を行います。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
知りたい市政情報が入手できないと感じる市民の割合(%)		15.0%	市民意識調査により把握します。各種情報媒体では知りたい市の情報を得られなかったと感じている市民の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
多様な情報発信媒体の活用	・広報紙、ホームページ、メール配信サービス、テレビ広報、SNSなどの情報発信媒体を有効に活用するとともに、マスメディアへの積極的な情報提供や新たな媒体の導入を検討します。
市政情報の入手手段の周知	・広報紙の各戸配付、メール配信サービス、テレビ広報、SNSなど、市政情報の入手手段及び登録方法などについて、広報紙やホームページだけでなく、様々な媒体に掲載することで積極的に市民に周知します。
ホームページの充実	・ホームページの機能を充実させることにより、利用者が必要な時に知りたい情報を得やすい環境を整備します。

基本方針 2 市民に身近な広報・広聴

施策 103 広聴活動・情報公開の充実

目的

市民の意向・提言を把握し、市政運営に活かします。

現状と課題

市民ニーズを捉えるための市政世論調査やパブリックコメントの実施、市長と語る会を年度ごとにテーマを変えて実施するなど、市民の意向・提言を把握し、市政に反映するための広聴活動を推進しています。また、平成30年度から文書管理システムを導入したことに伴い、市で作成する文書が電子化され、ホームページで閲覧することが可能となりました。

市民の考えやニーズを的確に把握するため、市民の関心が高い最新の地域の課題や行政の課題等に関する調査が行えるよう、より効果的な手段を検討していく必要があります。また、行政運営の透明性や公正性を高め、開かれた市政を推進するため、府中市情報公開条例に基づき、情報公開の適切な運営が求められています。

施策の方向性

- 市民ニーズを施策に反映させるため、より効果的な市政世論調査の方法を検討します。
- 市長と語る会において、若年層の意見を聴く機会を増やします。
- 文書検索目録の公開を継続するとともに、公文書管理体制を充実させることで、積極的な市政情報の公開につなげます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
市民の意見を聴く体制が整備されていないと感じる市民の割合(%)	21.8% (R2)	15.0%	市民意識調査により把握します。新たな計画などを策定する際には、市民の意見等を聞きながら進めます。
公募委員が在籍する機関の割合(%)	55.6% (R2)	60.0%	公募市民が選任されている附属機関の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
市政世論調査の実施	・幅広い年代の市民の意向を市政に反映させる取組として、継続して実施します。
市政懇談会の充実	・自治会長と市長との懇談会、PTAと市長との懇談会を継続して実施するとともに、市長と語る会では、市民と市長が直接対話することで、積極的に市民ニーズを把握し、今後も幅広い年代から意見をいただけるよう努めます。
情報公開制度の充実	・文書検索目録の公開を継続し、情報公開の充実を図るとともに、市民の市政への参加意欲を高め、公正で透明な市政を推進していきます。
パブリック・コメント制度の推進	・パブリック・コメント制度の着実な運用に努めます。 ・パブリック・コメントの実施状況や結果報告について、分かりやすい情報公開を進めます。

基本方針3 安定的かつ効率的な行政運営

施策104 安定的な行政サービスの提供

目的

安定的かつ効率的な行政サービスを提供することで、市民満足度の向上を図ります。

現状と課題

本市では、これまでマイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスの開始やフロアレイアウトの変更、窓口番号案内システム、AIチャットボット^{*55}の導入等による窓口サービスの効率化に努めてきましたが、引き続き、混雑の解消と待ち時間の短縮が大きな課題となっており、サービスの在り方を検討していく必要があります。

また、複雑化・多様化する市民ニーズや行政課題に対応し、安定的に行政サービスを提供するためには、職員の文書作成能力や法務能力の向上に取り組む必要があります。

施策の方向性

- 窓口の予約制導入、庁舎外で順番を確認できる番号呼出システムの活用、東部・西部出張所における窓口機能の拡充を検討していきます。
- 第三者機関を設置して契約制度の検証を行うことで、公平な競争機会の提供と不正行為の排除、契約事務の透明性の確保を図ります。
- 各種行政サービスを安定的かつ効率的に提供できるようにするため、職員の文書作成能力や法務能力の向上を図ります。
- 選挙における投票率の向上や若い世代の選挙への関心を高める取組を実施します。
- 補助金の総点検のあり方や支給の見直し方法を含め、補助金の適正化を図っていくための方策を推進していきます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
行政サービスに不満を感じていない市民の割合(%)		80.0%	市民アンケート調査により把握します。増加を目指します。
補助金の見直しが必要とされた事業における見直しの割合(%)		100%	補助金の点検により見直しが必要と判定された事業における見直しの実施割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
窓口サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・予約制の導入や庁舎外でも順番を確認できる番号呼出しシステムの活用など、窓口の混雑緩和と市民の利便性の向上を図る環境整備を進めます。 ・先進技術の導入等による業務効率化に努めます。
公正で効率的な入札事務の執行	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者委員会を設置して契約制度の検証を行うことで、公平な競争機会の提供と不正行為の排除、契約事務の透明性の確保を図ります。 ・入札会における電子入札サービスの活用を進め、効率的な事務執行を行います。
的確な秘書業務の遂行	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な市政運営のため、引き続き、市長・副市長の秘書業務を的確かつ迅速に進めます。
行政運営を支える業務の遂行	<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理事務や議会との窓口となる事務等を効果的かつ効率的に行います。 ・文書管理システムを活用し、事務の効率化を進めるほか、職員の文書作成能力及び法務能力の向上に向けた研修等を実施します。
出納事務の遂行	<ul style="list-style-type: none"> ・公金の安全な管理と効率的な運用を行うとともに、適正な支払い事務の徹底を図ります。 ・分かりやすい決算書の調製を行います。
監査事務の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・監査基準に基づく監査手法の見直しや監査技術の向上、組織体制の充実を図るなど効率的で実効性の高い監査に向けた事務改善を行います。 ・監査結果等の情報を市民にわかりやすく提供することに努めます。
内部統制制度の導入に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の制度化に向けた検討を進めます。
適正な選挙の執行	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な選挙の執行管理に努めます。 ・正確迅速な開票に向け、開票作業の効率化に努めます。 ・若い世代を含む有権者全体の政治・選挙に対する意識の向上を図るため、効果的な啓発に努めます。
補助金の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の総点検を行い、見直し結果を予算へ反映することで、補助金の適正化を図っていきます。

基本方針 3 安定的かつ効率的な行政運営

施策 105 市民ニーズや行政課題に的確に対応できる人材の育成

目的

市職員として求められる能力や資質を身につけ、市民ニーズや行政課題に的確に対応できる人材を育成します。

現状と課題

本市では、これまで、職員数の適正化、適正な人員配置、集合研修・職場研修などを実施し、職員の育成と組織の活性化に努めてきました。しかしながら、市政を取り巻く環境は更に変化し、財政状況は厳しさを増す一方で、市民のニーズは多様化し、職員一人ひとりに求められる役割の質は、更に高度化・複雑化し、業務量も増大しています。

そこで、市民サービスの質を高めながら、効果的・効率的な行政運営につなげるため、これまで以上に柔軟で計画的な職員の採用と配置に努めるとともに、個々の職員の資質や能力、意識の向上及び心身の健康維持を図る必要があります。

施策の方向性

- 厳しい財政状況の中、多様化する市民ニーズや事務の高度化、複雑化、増大に迅速かつ的確に対応できる職員を育成するため、引き続き、意識改革や能力開発を効果的かつ効果的に推進する職員研修を実施します。また、従来の研修の手法にとらわれず、研修内容及び期待する効果を踏まえたうえで、様々な研修の手法を検討していきます。
- 行政運営の効率化及び市民サービスの向上を目的として、広く職員から市行政についての改善意見の提案を求め、職員の研究心及び勤労意欲を高めるため、職員提案制度の充実を図ります。
- 市民サービスの維持・向上を図りつつ、業務量に応じた職員の適正数を確保するための柔軟で計画的な職員の採用と配置に取り組むとともに、職員の意欲や専門性に配慮した人員配置やジョブローテーション、目標管理による人事評価制度の充実を図ります。
- 質の高い市民サービスの充実を図るためには、職員が心身ともに健康であることが重要であるため、定期健康診断結果を踏まえた保健指導及び長時間労働者への医師の面接指導を引き続き実施するとともに、職場のメンタルヘルス対策の充実を図ります。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
本市独自で実施した研修の受講者数(延べ人数)	2,487人 (R1)	2,500人	研修効果を検証し、内容の見直しをしながら新たな研修を実施していきます。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
多様な手法を用いた職員の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた人員の中で、多様な行政課題に対応できる職員の人材育成方法を検討していきます。 ・職員の能力や実績を適正に評価して、人事や給与等の処遇に反映させる制度の充実を図るとともに、各職場での人材育成(OJT)を実施します。

基本方針 3 安定的かつ効率的な行政運営

施策 106 デジタル化の推進と情報セキュリティの強化

目的

市民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、先進技術の導入による行政サービスのデジタル化を推進します。

現状と課題

本市では、これまでICT^{*11}を活用した市民サービスの向上や行政事務の効率化等に取り組んできました。今後は、AI^{*3}やRPA^{*56}などの先進技術を用いた業務の効率化を進めるとともに、行政手続のオンライン化やワンストップサービスをより一層推進し、国が策定する標準仕様に準拠したシステムの導入に取り組んでいきます。

また、本市が保有する情報資産について、細心の注意を払いながら管理を行っていますが、情報セキュリティに関する技術的・物理的・人的対策を徹底し、情報資産が漏えいしないよう万全を期す必要があります。

施策の方向性

- 行政サービスのデジタル化・オンライン化を推進し、市役所に来庁しなくても手続可能な環境を整備していくとともに、職員の情報セキュリティに対する意識向上や、最新のセキュリティ技術の導入などに取り組み、情報資産の漏えい防止や個人情報の保護を徹底していきます。
- 国が策定する標準仕様に準拠したシステムの導入を進めていくとともに、併せて、業務運用の最適化を図っていきます。
- 多種多様なデジタル技術が存在し、新たに生まれる中で、費用対効果を見極め、様々な市民サービスにデジタル技術を活用していきます。また、そのために必要なICT人材の確保や育成に取り組めます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
オンラインによる手続が可能な申請等の数(種類)	47種類 (R2)	60種類	インターネットを利用して行うことができる申請や届出、申込み等の数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
行政手続のデジタル化の推進	行政手続の「原則オンライン化」を進めます。
AI、RPA等の新しい技術の活用	労働人口不足に対する取組として、AIやRPA等の新しい技術を導入し、業務の効率化や市民サービスの向上を図ります。
Web会議やリモートワークの環境整備	ウィズコロナや働き方改革の一環として、Web会議やリモートワークを導入するとともに、実施方法等の環境整備を行います。
情報セキュリティ対策の推進	行政手続の「原則オンライン化」や新たな技術の導入を進めていくにあたり、新庁舎への移転も踏まえ、技術的なセキュリティ対策を講じるのはもちろんのこと、職員一人ひとりの情報セキュリティへの意識を上げるため、研修等必要な対策を実施します。

基本方針4 健全で持続可能な財政運営

施策107 長期的視点に立った公共資産の維持・活用

目的

本市が保有する公共資産の安全性を確保し、効率的に維持管理するとともに、経営資源としても活用し、限られた財源の中で最適な公共サービスを提供していきます。

現状と課題

公共施設及びインフラの老朽化に伴い、今後、施設の更新や改修には多額の費用を要することが見込まれます。

このような中、本市では公共施設マネジメントの取組を進め、公共施設の最適化と計画的保全に努めています。この取組により、今後、公共施設跡地など、活用可能となる大規模な公有財産が増えていくことが想定される中、本市の公有財産を資産として捉え、未利用のまま保有することのないように検討・活用を進めるなど、既に保有している財産と併せて優先順位をつけながら取り組んでいくことが必要になります。

本庁舎については、施設・設備の老朽化、執務室の分散化、維持管理経費の増大等、多くの課題を抱えていたことから、これらを解決するために新庁舎建設事業に取り組み、その結果、令和3年度から新庁舎の建設工事に着手しています。今後は、新庁舎の供用開始に向け、計画どおり、着実に建設工事及び関連事業を推進していく必要があります。

また、道路や橋りょう、公園、下水道などのインフラについては、インフラマネジメントの取組を進めています。予防保全型の管理や先進技術の活用、自然災害への対応も含めた官民連携の推進、市民協働など、更なる業務の高次効率化に向け、取組を進める必要があります。

施策の方向性

- 公共施設等に係る課題などの情報を市民と職員が共有する中で、将来にわたり必要かつ維持可能な施設の規模や在り方を検討し、時代とともに変化する市民ニーズに応じた柔軟なサービスの提供を目指します。
- 公共施設等の管理運営については、現状を分析した上で、民間活力の導入や計画的な保全、ライフサイクルコストの縮減などに取り組み、限られた財源の効果的な活用につなげます。
- 未利用地や公共施設跡地などの公有財産の有効活用については、対象資産の整理を行い、中長期的な視点で計画的に検討・活用を進め、歳入の確保につなげます。
- 新庁舎については、現庁舎の周辺施設の機能を集約するとともに、防災・災害対策拠点としての機能や、府中駅と府中本町駅の周辺のにぎわいをつなぐ「通り庭」等を整備することなどにより、新庁舎の基本理念である「市民に親しまれ、府中らしさを受け継ぐまちづくりの拠点となる庁舎」の実現を目指します。安全で快適なインフラ機能

を確保するため、府中市インフラマネジメント計画に基づいた予防保全型の管理を推進します。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
府中市公共施設マネジメント推進プランの認知度	精査中 (R3)	向上	市民意識調査により把握します。
府中市インフラマネジメント計画の認知度	精査中 (R3)	向上	市民意識調査により把握します。
公共施設の市民1人あたりの延床面積(m ² /人)	2.56 m ² /人 (R2)	現状維持	本市が所有する公共施設の延床面積を住民基本台帳人口で除した数値です。
府中市インフラマネジメント計画(2018年度)に掲げる取組の実行率(%)	77.8% (R2)	89.0%	当該計画に掲げる63の取組の内、令和7年度までに実行した割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
公共施設マネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市公共施設マネジメント推進プランの認知向上に努めます。 ・施設ごとの具体的な取組内容を定め、施設の総量抑制及び圧縮に努めます。 ・民間活力の導入や施設の保有にとらわれないサービスの在り方を検討します。 ・増加する更新費用が財政に与える影響を抑えるため、施設所管課と共に施設の修繕計画の策定を進めます。
未利用地の売却、貸付等	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産活用基本方針に基づき、計画的・戦略的に資産の売却、貸付け等の有効活用を進め、税外収入の確保等につなげます。
官民連携手法の優先的検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに基づき対象となる施設について官民連携手法の優先的検討を行い、効率的かつ効果的な施設整備に努めます。
計画的な公共用地の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に沿った計画的な用地買収を実施します。 ・土地開発基金の安定的かつ効率的な運用を確保します。
市庁舎建設事業の着実な遂行	<ul style="list-style-type: none"> ・品質や安全等を確保しながら、効率的で円滑な工事の実施に努めるとともに、本体工事のほかに必要となる関連工事や、初度備品の購入、執務室の移転等、新庁舎の供用開始に向けた関連事業を着実に推進していきます。
インフラマネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市インフラマネジメント計画の認知向上に努めるとともに、これに基づき、管理や補修・更新などに関する各施策を進めます。 ・道路等包括管理事業の高次効率化を進めます。 ・次期計画の策定に向け、現計画の評価及び見直しを行います。

基本方針4 健全で持続可能な財政運営

施策108 持続可能な財政運営

目的

歳入の確保と歳出の適正化、基金の計画的な積立てと活用などにより、健全で持続可能な財政運営を行います。

現状と課題

高齢化が進み、扶助費等が増加する中においても、令和2年度における経常収支比率については目標値の80%台を維持し、実質公債費率についても目標値の8.0%以下を保つなど、健全な財政運営を維持しています。

このような中で、歳入では、今後の生産年齢人口の減少に伴う課税額の減少が予想されることなどもあり、増加が見込みにくい状況にあります。一方、歳出では、高齢者人口の増加による扶助費の増加や公共施設の老朽化への対応も迫られているため、長期的には厳しい財政状況になることが見込まれます。そのため、計画的に事業を実施するとともに、歳入に見合った歳出となるよう健全な財政運営を行うことが求められます。

施策の方向性

- 将来にわたり安定した行政サービスを提供するため、財政の健全化に着実かつ積極的に取り組みます。
- 市税の適正な課税、収納率の向上を図り、歳入の安定確保に努めます。
- 健全な財政運営に寄与するため、引き続き、手数料・使用料の見直しの検証や、ふるさと寄附金の拡充に向けた環境整備、新たな歳入確保策の導入の検討を進めます。

指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
経常収支比率(%)	85.1% (R2)	80%台を維持	経常一般財源の総額に対する経常経費に充当された一般財源の割合です。この数値が高いと財政が硬直化していることを示します。一般的に適正な水準とされる80%台の維持をめざします。

実質公債費比率(%)	3.0% (R2)	8.0%以下	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合です。18.0%以上で地方債発行に許可が必要になり、25.0%以上で独自事業の起債が制限されます。全国的な平均水準である8.0%以下を維持します。
市税収納率(%)	98.2% (R2)	精査中	市税調定額(現年課税分・滞納繰越分の合計)に対する収入額の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
健全な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・財政状況の分かりやすい説明及び情報公開を行います。 ・限られた財源を効果的・効率的に配分した予算編成を行います。 ・将来の財政負担などに備え、基金の計画的な積立てと活用を図ります。 ・計画的な地方債の借入れと償還を行います。 ・中長期的な財政見通しを考慮し、歳入に見合った適正な予算編成を行います。 ・財務書類を全国統一の基準で毎年度作成することを継続し、健全な財政運営の維持のために活用を図ります。
公平かつ適正な課税	市税の公平かつ適正な課税を行います。
市民の状況に応じた適切で公平な収納	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替等により、市税の期限内納付を推進します。 ・利便性の向上を図るため、納付環境の整備を推進します。 ・積極的な滞納整理を実施し、収納率の向上を図ります。

積極的な歳入の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・返礼品の充実や環境の整備により、ふるさと寄附金の拡充を図ります。 ・クラウドファンディング^{*57}等の新たな歳入確保策についても検討を進め、導入を行います。
受益者負担の適正化と駐車場の有料化	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、受益者負担の適正化を図るための手数料・使用料の精査を行うとともに、駐車施設の有料化に向けて取り組みます。
競走事業の持続的な収益の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的なレースを開催するとともに、イベント・ファンサービスを充実させることにより、本場への来場の促進及び活性化を図ります。 ・広報宣伝方法を工夫し、ホームページを充実させることなどにより、電話投票の売上の向上を図るとともに、場間場外発売を推進し、収益の確保を図ります。 ・地方公営企業法の全部適用に向けた検討を進めます。

2 進行管理

基本構想の実現に向けて、前期基本計画に掲げた重点プロジェクト（第2期府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略）や各分野の施策を確実に推進するため、行政評価や市民参加による外部評価を核としたマネジメントシステムにより、「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（評価）」「Action（改善）」サイクルに基づく進行管理を行います。

行政評価

行政評価（施策評価及び事務事業評価）を実施することにより、進捗状況や課題等を確認し、必要に応じて事務事業等の見直し・改善を行うなど、次の成果につなげられるよう取組を進めます。また、その結果を本市のホームページ等で公表します。

外部評価

重点プロジェクト（第2期府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略）については、附属機関による外部評価を実施することにより、客観的な視点から検証することで、市民との協働による進行管理を行い、着実な推進につなげられるよう努めます。また、その結果については、と同様、本市のホームページ等で公表します。

市民意識調査

総合計画の各施策に対する重要度や満足度などを把握する市民意識調査を実施することにより、指標の到達度を測るとともに、成果を分析するための参考とすることで、毎年の施策展開に生かします。

